（別紙）

平成13年7月5日付課法３－57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」（法令解釈通達）のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改　正　後

（１　法人設立届出書）

法人設立届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地　〒　電話（　）　－

納税地　〒

（フリガナ）

法人名

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名　㊞

代表者住所　〒　電話（　）　－

設立年月日	平成　年　月　日	事業年度	（自）　月　日（至）　月　日
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成　年　月　日
事業の目的	（定款等に記載しているもの） （現に営んでいる又は営む予定のもの）	支店・出張所・工場等	名称／所在地

設立の形態
1　個人企業を法人組織とした法人である場合
2　合併により設立した法人である場合
3　新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4　現物出資により設立した法人である場合
5　その他（　）

設立の形態が１～４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が２～４である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等	1 定款等の写し 2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用（照会番号：　）（発行年月日：　年　月　日） 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他（　）
事業開始（見込み）年月日	平成　年　月　日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有　・　無		
関与税理士	氏名		
	事務所所在地　電話（　）　－		

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地　〒　電話（　）　－	所轄税務署	
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（１　法人設立届出書）

法人設立届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

（フリガナ）

法人名

本店又は主たる事務所の所在地　〒　電話（　）　－

納税地　〒

（フリガナ）

代表者氏名　㊞

代表者住所　〒　電話（　）　－

設立年月日	平成　年　月　日	事業年度	（自）　月　日（至）　月　日
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成　年　月　日
事業の目的	（定款等に記載しているもの） （現に営んでいる又は営む予定のもの）	支店・出張所・工場等	名称／所在地

設立の形態
1　個人企業を法人組織とした法人である場合
2　合併により設立した法人である場合
3　新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4　現物出資により設立した法人である場合
5　その他（　）

設立の形態が１～４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が２～４である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等	1 定款等の写し 2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用（照会番号：　）（発行年月日：　年　月　日） 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他（　）
事業開始（見込み）年月日	平成　年　月　日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有　・　無		
関与税理士	氏名		
	事務所所在地　電話（　）　－		

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地　〒　電話（　）　－	所轄税務署	
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格Ａ４）

21.06 改正

改　　正　　後

（1　法人設立届出書）

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後２月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

なお、資本金１億円以上の内国普通法人の場合は２通提出してください。

①　定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し

②　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(注)１　「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

２　当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後、e－Tax によりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。）。

③　株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	株数又は口　数	金　　額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係
			円	

④　設立趣意書

⑤　設立の時における貸借対照表

⑥　合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

⑦　分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(3)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

(4)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(5)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7)　「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。

(8)　「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(9)　「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(10)　「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第２条第 12 号の９（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第 12 号の 10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が１から４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(11)　「適格区分」欄は、「設立の形態」が２から４である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）、同第 12 号の 11（適格分割）又は同第 12 号の 14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(12)　「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(16)　「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　前

（1　法人設立届出書）

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後２月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

なお、資本金１億円以上の内国普通法人の場合は２通提出してください。

①　定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し

②　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(注)１　「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

２　当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後、e－Tax によりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。）。

③　株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	株数又は口　数	金　　額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係
			円	

④　設立趣意書

⑤　設立の時における貸借対照表

⑥　合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

⑦　分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

（追　加）

(2)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

(3)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(4)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(5)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(6)　「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。

(7)　「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(8)　「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(9)　「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第２条第 12 号の９（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第 12 号の 10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が１から４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(10)　「適格区分」欄は、「設立の形態」が２から４である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）、同第 12 号の 11（適格分割）又は同第 12 号の 14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(11)　「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(12)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(13)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(14)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(15)　「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(16)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(17)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後	改　正　前

（２　外国普通法人となった旨の届出書）

（２　外国普通法人となった旨の届出書）

外国普通法人となった旨の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　）　－
本店又は主たる事務所の所在地	
所在国	
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 責任者氏名	㊞
責任者住所	〒 電話（　）　－

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成　年　月　日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成　年　月　日
事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日

国内において行う事業の目的及び種類		国内にある資産の種類及び所在地	種類 / 所在地
国内にある事務所等	名称 / 所在地		

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　有・無

添付書類

1　定款等の和訳文
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
3　貸借対照表、財産目録
4　事業の概要を記載した書類

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

外国普通法人となった旨の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 責任者氏名	㊞
責任者住所	〒 電話（　）　－

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成　年　月　日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成　年　月　日
事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日

国内において行う事業の目的及び種類		国内にある資産の種類及び所在地	種類 / 所在地
国内にある事務所等	名称 / 所在地		

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　有・無

添付書類

1　定款等の和訳文
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
3　貸借対照表、財産目録
4　事業の概要を記載した書類

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

19.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（２　外国普通法人となった旨の届出書）	（２　外国普通法人となった旨の届出書）

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後２月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して２通を納税地（２の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

(1)　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文

(2)　国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(3)　国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表

(4)　国内において行う事業の概要を記載した書類

２　各欄の記載方法

(1)　「納税地」欄は、次により記載してください。

イ　国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第 141 条第１号から第３号までに規定するもの)にあっては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地

ロ　イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ　イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。

(4)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(5)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。

(7)　「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(8)　「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。

(9)　「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。

(10)　「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。

(11)　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

(注)　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(12)　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後２月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して２通を納税地（２の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

(1)　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文

(2)　国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(3)　国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表

(4)　国内において行う事業の概要を記載した書類

２　各欄の記載方法

(1)　「納税地」欄は、次により記載してください。

イ　国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第 141 条第１号から第３号までに規定するもの)にあっては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地

ロ　イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ　イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(追　加)

(追　加)

(追　加)

(2)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。

(3)　「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。

(4)　「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(5)　「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。

(6)　「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。

(7)　「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。

(8)　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

(注)　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(9)　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（３ 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書）

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書

※整理番号

※税務署受付分

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地　〒

納税地　〒　電話(　)　－

(フリガナ)
法人名等

法人番号

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
責任者氏名　㊞

責任者住所　〒　電話(　)　－

国内事業管理親法人株式の　交付を受けた / 数の増加又は減少があった　ので届け出ます。

交付を受けた場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日				
交付を受けた日	交付を受けた株式の銘柄	交付の基因となった事実	交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		

増加又は減少があった場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
増加又は減少があった日	増加又は減少した株式の銘柄	増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）	増加又は減少の基因となった事実	増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日				
平成　年　月　日				

参考事項

税理士署名押印　㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（３ 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書）

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書

※整理番号

※税務署受付分

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ)
法人名等

本店又は主たる事務所の所在地　〒

納税地　〒　電話(　)　－

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
責任者氏名　㊞

責任者住所　〒　電話(　)　－

国内事業管理親法人株式の　交付を受けた / 数の増加又は減少があった　ので届け出ます。

交付を受けた場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日				
交付を受けた日	交付を受けた株式の銘柄	交付の基因となった事実	交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）	
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換			
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換			

増加又は減少があった場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
増加又は減少があった日	増加又は減少した株式の銘柄	増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）	増加又は減少の基因となった事実	増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日				
平成　年　月　日				

参考事項

税理士署名押印　㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

20.06 改正

改　正　後

（４　収益事業開始届出書）

税務署受付印

収益事業開始届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話(　)　－
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話(　)　－

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成　年　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日
事業の目的		収益事業の種類	

収益事業を営む事業場等	収益事業の種類	事業場等の名称	所在地	収益事業の経営責任者

関与税理士	氏名		添付書類
	事務所所在地	電話(　)　－	

添付書類
1　収益事業の概要を記載した書類
2　収益事業についての貸借対照表
3　定款等の写し
4　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用
（照会番号：　）
（発行年月日：　年　月　日）
5　合併契約書の写し

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　有・無

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（４　収益事業開始届出書）

税務署受付印

収益事業開始届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 名称	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話(　)　－
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話(　)　－

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成　年　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日
事業の目的		収益事業の種類	

収益事業を営む事業場等	収益事業の種類	事業場等の名称	所在地	収益事業の経営責任者

関与税理士	氏名		添付書類
	事務所所在地	電話(　)　－	

添付書類
1　収益事業の概要を記載した書類
2　収益事業についての貸借対照表
3　定款等の写し
4　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用
（照会番号：　）
（発行年月日：　年　月　日）
5　合併契約書の写し

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　有・無

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（４　収益事業開始届出書）	（４　収益事業開始届出書）

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等（法人税法別表第２に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合

２　収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通（外国法人（人格のない社団等に限ります。）の場合は２通）提出してください。

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ハ　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

ニ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

ホ　合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ) 公益法人等にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ) 人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。

ロ　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

ハ　「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ニ　「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。

ホ　「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。

ヘ　「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

ト　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

チ　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

リ　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人（法人税法第141条第１号から第３号までに規定するもの）に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ) その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ) その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は記載しないでください。

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等（法人税法別表第２に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合

２　収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通（外国法人（人格のない社団等に限ります。）の場合は２通）提出してください。

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ハ　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

ニ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

ホ　合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ) 公益法人等にあっては、登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ) 人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。

（追　加）

ロ　「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ハ　「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。

ニ　「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。

ホ　「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

ヘ　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

ト　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

チ　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(2)　外国法人（人格のない社団等に限ります。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人（法人税法第141条第１号から第３号までに規定するもの）に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ) その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ) その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は記載しないでください。

改　正　後

（5　普通法人又は協同組合等となった旨の届出書）

税務署受付印

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話(　　)　—
納税地	〒
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒 電話(　　)　—

事業の目的	(定款等に記載しているもの) (現に行っている又は行う予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地

該当することとなった日	平成　年　月　日	事業年度	(自)　月　日　(至)　月　日
該当理由	1　公益認定の取消し 2　法人税法施行令第３条第１項又は第２項の規定に該当しなくなった場合 3　その他(　　)		
該当することとなった日における源泉徴収義務の有無	有・無	添付書類等	1　定款等の写し 2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 (照会番号：　　) (発行年月日：　年　月　日) 3　貸借対照表 4　その他 (　　)
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況	該当・非該当		
関与税理士　氏名			
関与税理士　事務所所在地	電話（　）　—		

(備　考)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（5　普通法人又は協同組合等となった旨の届出書）

税務署受付印

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。

(フリガナ) 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話(　　)　—
納税地	〒
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒 電話(　　)　—

事業の目的	(定款等に記載しているもの) (現に行っている又は行う予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地

該当することとなった日	平成　年　月　日	事業年度	(自)　月　日　(至)　月　日
該当理由	1　公益認定の取消し 2　法人税法施行令第３条第１項又は第２項の規定に該当しなくなった場合 3　その他(　　)		
該当することとなった日における源泉徴収義務の有無	有・無	添付書類等	1　定款等の写し 2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 (照会番号：　　) (発行年月日：　年　月　日) 3　貸借対照表 4　その他 (　　)
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況	該当・非該当		
関与税理士　氏名			
関与税理士　事務所所在地	電話（　）　—		

(備　考)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格Ａ４）

20.06

改　正　後

（6　異動届出書）

異　動　届　出　書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

□□□□□ 連結子法人となる法人 / 連結子法人 / 連結親法人となる法人 / 連結親法人 / 単体法人

(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 納税地	〒
(フリガナ) 法人等の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
(フリガナ) 代表者住所	〒

異動のあった □連結親法人 □連結親法人となる法人 □連結子法人に係る □連結子法人となる法人（提出法人の場合は記載不要）

(フリガナ) 法人名等	
納税地（本店又は主たる事務所の所在地）	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日（登記年月日）
所轄税務署	税務署	税務署	

納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無　□ 有　□ 無（名称等変更有）　□ 無（名称等変更無） ※「有」及び「無（名称等変更有）」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成　年　月　日 ～ (至)平成　年　月　日
合併、分割の場合	合併　□ 適格合併 □ 非適格合併　分割　□ 分割型分割 ： □ 適格 □ その他 □ 分社型分割 ： □ 適格 □ その他
(備考)	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（6　異動届出書）

異　動　届　出　書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

□□□□□ 連結子法人となる法人 / 連結子法人 / 連結親法人となる法人 / 連結親法人 / 単体法人

(フリガナ) 法人等の名称	
(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 納税地	〒
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
(フリガナ) 代表者住所	〒

異動のあった □連結親法人 □連結親法人となる法人 □連結子法人に係る □連結子法人となる法人（提出法人の場合は記載不要）

(フリガナ) 法人名等	
納税地（本店又は主たる事務所の所在地）	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日（登記年月日）
所轄税務署	税務署	税務署	

納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無　□ 有　□ 無（名称等変更有）　□ 無（名称等変更無） ※「有」及び「無（名称等変更有）」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成　年　月　日 ～ (至)平成　年　月　日
合併、分割の場合	合併　□ 適格合併 □ 非適格合併　分割　□ 分割型分割 ： □ 適格 □ その他 □ 分社型分割 ： □ 適格 □ その他
(備考)	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿	

（規格A4）

26.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前

（6　異動届出書）

異動届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算結了、本店又は主たる事務所の所在地の異動、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

（注）　法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2　この届出書は次の提出先にそれぞれ１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

(1)　納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）
　異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2)　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）
　①　連結親法人の納税地の所轄税務署長
　②　異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　③　異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　（注）　上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3)　上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）
　異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」、「法人等の名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
　また、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。おって、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
　①　提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
　②　提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3)　法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ　本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

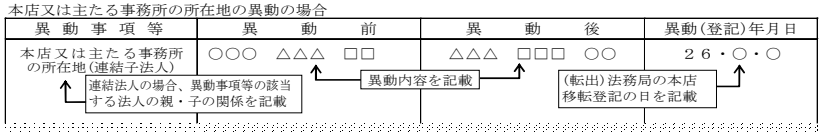

ロ　吸収合併の場合（被合併法人）

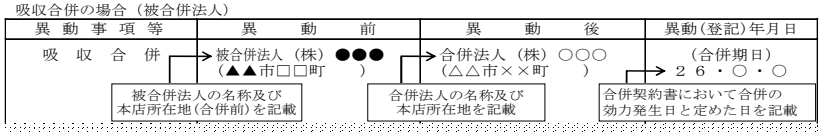

（注）1　連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
　　2　信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(4)　普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
　（注）　法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

(5)　「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6)　「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。
　給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。
　また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7)　「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

4　異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（6　異動届出書）

異動届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算結了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

（注）　法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2　この届出書は次の提出先にそれぞれ１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

(1)　納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）
　異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2)　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）
　①　連結親法人の納税地の所轄税務署長
　②　異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　③　異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　（注）　上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3)　上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）
　異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
　①　提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
　②　提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3)　法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ　本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

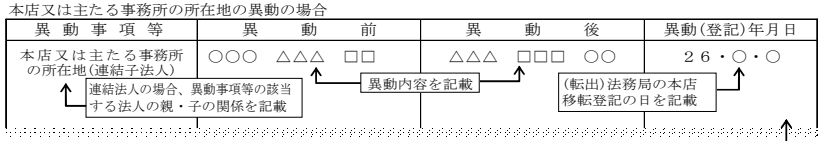

ロ　吸収合併の場合（被合併法人）

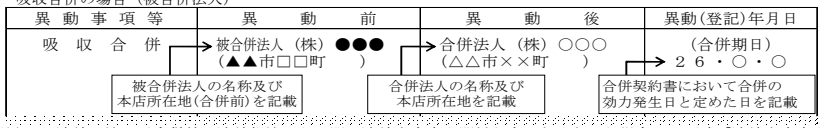

（注）1　連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
　　2　信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(4)　普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
　（注）　法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

(5)　「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6)　「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。
　給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。
　また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7)　「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

4　異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（7　法人課税信託の受託者となった旨の届出書）

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。

本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒　電話(　)　—
納税地	〒
(フリガナ) 受託者名（主宰受託者）	
(フリガナ) 法人課税信託の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話(　)　—

主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名（フリガナ）	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係
		〒	

設立年月日	平成　年　月　日	信託期間	(自) 平成　年　月　日 (至) 平成　年　月　日
消費税の適用	課税・免税　一般・簡易	計算期間	(自)　月　日　(至)　月　日

事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 / 所在地

法人課税信託の受託者となった形態
1　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合
2　信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合
3　新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合
4　その他(　　)

受託者となった形態が1～3である場合の設立前の信託の状況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等

併合等期日	平成　年　月　日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無		

関与税理士		
	氏名	
	事務所所在地	電話(　)　—

添付書類等
1　信託行為の写し
2　受益者等の名簿
3　設立時の貸借対照表
4　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本
5　その他（　　）

受託法人が連結子法人である場合			
	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒　電話(　)　—	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（7　法人課税信託の受託者となった旨の届出書）

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。

(フリガナ) 受託者名（主宰受託者）	
(フリガナ) 法人課税信託の名称	
本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒　電話(　)　—
納税地	〒
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話(　)　—

主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名（フリガナ）	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係
		〒	

設立年月日	平成　年　月　日	信託期間	(自) 平成　年　月　日 (至) 平成　年　月　日
消費税の適用	課税・免税　一般・簡易	計算期間	(自)　月　日　(至)　月　日

事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 / 所在地

法人課税信託の受託者となった形態
1　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合
2　信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合
3　新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合
4　その他(　　)

受託者となった形態が1～3である場合の設立前の信託の状況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等

併合等期日	平成　年　月　日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無		

関与税理士		
	氏名	
	事務所所在地	電話(　)　—

添付書類等
1　信託行為の写し
2　受益者等の名簿
3　設立時の貸借対照表
4　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本
5　その他（　　）

受託法人が連結子法人である場合			
	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒　電話(　)　—	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

19.12

改　　正　　後

（７　法人課税信託の受託者となった旨の届出書）

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後２月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

１　法人課税信託の効力が生ずる場合　効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）

２　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合　法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の開始の日）

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

①　信託行為の写し

②　受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	口　数	金　　額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

③　設立の時における貸借対照表

④　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（限定責任信託の定めの登記がある場合）

⑤　信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等

⑥　新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

２　各欄の記載方法

(1)　「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

(2)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

(3)　「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。

(4)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(5)　「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。

(6)　「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。

(7)　「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。

(8)　「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。

（注）　固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。

(9)　「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。

(10)　「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(11)　「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

(12)　「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。

(13)　「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、その併合又は分割が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）又は同第 12 号の 11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(14)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(15)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(16)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(17)　「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(18)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(19)　「※」欄は、記入しないでください。

改　　正　　前

（７　法人課税信託の受託者となった旨の届出書）

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後２月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

１　法人課税信託の効力が生ずる場合　効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）

２　法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合　法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

①　信託行為の写し

②　受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	口　数	金　　額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

③　設立の時における貸借対照表

④　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（限定責任信託の定めの登記がある場合）

⑤　信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等

⑥　新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

２　各欄の記載方法

(1)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

(2)　「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

（追　加）

(3)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(4)　「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（１の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。

(5)　「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。

(6)　「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。

(7)　「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。

（注）　固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。

(8)　「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。

(9)　「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(10)　「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

(11)　「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。

(12)　「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が２又は３である場合に、その併合又は分割が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）又は同第 12 号の 11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(13)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(16)　「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18)　「※」欄は、記入しないでください。

改　正　後

（8　法人課税信託の受託者の変更等届出書）

法人課税信託の受託者の変更等届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒 電話(　　)　—
	納税地	〒
	(フリガナ) 受託者名	
	(フリガナ) 法人課税信託の名称	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
税務署長殿	代表者住所	〒 電話(　　)　—

法人課税信託について
□ 新たに受託者として就任した
□ 信託事務の引継ぎをした
□ 主宰受託者の変更があった
ので、法人税法第149条の2の規定により届け出ます。

変更等後の受託者（新主宰受託者）	名称又は氏名			
	納税地等			
変更等前の受託者（旧主宰受託者）	名称又は氏名			
	納税地等			
変更等の日	平成　年　月　日	権利義務移転の日	平成　年　月　日	
変更等の理由				
添付書類等				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（8　法人課税信託の受託者の変更等届出書）

法人課税信託の受託者の変更等届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	(フリガナ) 受託者名	
	(フリガナ) 法人課税信託の名称	
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒 電話(　　)　—
	納税地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
税務署長殿	代表者住所	〒 電話(　　)　—

法人課税信託について
□ 新たに受託者として就任した
□ 信託事務の引継ぎをした
□ 主宰受託者の変更があった
ので、法人税法第149条の2の規定により届け出ます。

変更等後の受託者（新主宰受託者）	名称又は氏名			
	納税地等			
変更等前の受託者（旧主宰受託者）	名称又は氏名			
	納税地等			
変更等の日	平成　年　月　日	権利義務移転の日	平成　年　月　日	
変更等の理由				
添付書類等				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

19.12

改　　正　　後

（８　法人課税信託の受託者の変更等届出書）

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後２月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 （新主宰受託者）	就任の日以後２月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 （旧主宰受託者）	引継ぎをした日以後２月以内	終了の事実を証する書類
受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後２月以内	変更の事実を証する書類

記

１　提出部数

この届出書は、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

(2)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。

(3)　「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。

(4)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。

(6)　「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　新しく就任した受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者

(7)　「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者

(8)　「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。

(9)　「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記入しないでください。

改　　正　　前

（８　法人課税信託の受託者の変更等届出書）

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後２月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 （新主宰受託者）	就任の日以後２月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 （旧主宰受託者）	引継ぎをした日以後２月以内	終了の事実を証する書類
受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後２月以内	変更の事実を証する書類

記

１　提出部数

この届出書は、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が２以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。

(2)　「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

（追　加）

(3)　「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。

(4)　「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。

(5)　「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　新しく就任した受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者

(6)　「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。

①　受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者

②　一の法人課税信託の受託者が２以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者

(7)　「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。

(8)　「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。

(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)　「※」欄は、記入しないでください。

改　正　後

（9　給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書）

※整理番号	

税務署受付印

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成　年　月　日

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者		
	住所又は本店所在地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

（注）「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

開設・移転・廃止年月日	平成　年　月　日	給与支払を開始する年月日	平成　年　月　日

○届出の内容及び理由
（該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。）

		「給与支払事務所等について」欄の記載事項	
		開設・異動前	異動後
開設	□ 開業又は法人の設立		
	□ 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設した支店等の所在地	
移転	□ 所在地の移転	移転前の所在地	移転後の所在地
	□ 既存の給与支払事務所等への引継ぎ （理由）□ 法人の合併　□ 法人の分割　□ 支店等の閉鎖 □ その他（　　）	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
廃止	□ 廃業又は清算結了　□ 休業		
その他（　　）		異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
（フリガナ） 氏名又は名称		
住所又は所在地	〒 電話（　　）　　－	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 責任者氏名		

従事員数	役員　人	従業員　人	（　）人	（　）人	（　）人	計　人

（その他参考事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		用紙交付		通信日付印	年月日	確認印	
	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）													

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（9　給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書）

※整理番号	

税務署受付印

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成　年　月　日

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者		
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	住所又は本店所在地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

（注）「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地を記載してください。

開設・移転・廃止年月日	平成　年　月　日	給与支払を開始する年月日	平成　年　月　日

○届出の内容及び理由
（該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。）

		「給与支払事務所等について」欄の記載事項	
		開設・異動前	異動後
開設	□ 開業又は法人の設立		
	□ 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設した支店等の所在地	
移転	□ 所在地の移転	移転前の所在地	移転後の所在地
	□ 既存の給与支払事務所等への引継ぎ （理由）□ 法人の合併　□ 法人の分割　□ 支店等の閉鎖 □ その他（　　）	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
廃止	□ 廃業又は清算結了　□ 休業		
その他（　　）		異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
（フリガナ） 氏名又は名称		
住所又は所在地	〒 電話（　　）　　－	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 責任者氏名		

従事員数	役員　人	従業員　人	（　）人	（　）人	（　）人	計　人

（その他参考事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		用紙交付		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

23.12 改正

改　　正　　後

（９　給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書）

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

１　この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から１か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

２　各欄は、次により記載してください。

(1)　「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2)　「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(3)　「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

(4)　「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

（注）給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算結了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

(5)　「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。

(6)　「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算結了した場合のその旨及び清算結了年月日など、参考となる事項を記載してください。

(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（９　給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書）

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

１　この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から１か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

２　各欄は、次により記載してください。

(1)　「事務所開設者」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2)　「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(3)　「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

(4)　「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

（注）給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算結了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

(5)　「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。

(6)　「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。

(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（11　公益法人等の損益計算書等の提出書）

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成　年　月　日 税務署長殿	※税務署処理欄	一連番号			
		整理番号			
		提出年月日	年　月　日		
		通信日付印		確認印	

租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、

別添のとおり（損益計算書／収支計算書）を提出します。

事業年度	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
主たる事務所の所在地	〒 電話　（　　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
（フリガナ） 代表者氏名	

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください。）。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。

また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（11　公益法人等の損益計算書等の提出書）

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成　年　月　日 税務署長殿	※税務署処理欄	一連番号			
		整理番号			
		提出年月日	年　月　日		
		通信日付印		確認印	

租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、

別添のとおり（損益計算書／収支計算書）を提出します。

事業年度	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
（フリガナ） 法人名	
主たる事務所の所在地	〒 電話　（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください。）。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。

また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

（規格A4）

21.06 改正

改　正　後

（18　更正の請求書(単体申告用)）

税務署受付印

更正の請求書（単体申告用）

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

（国税通則法第23条／法人税法第80条の２／地方法人税法第24条／租税特別措置法第66条の４）の規定に基づき、自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日（事業年度／課税事業年度）の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分				この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1	円	円
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2		
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3		
		法人税額	4		
	法人税額の特別控除額		5		
	差引法人税額（4－5）		6		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8		
		同上に対する税額	9		
	留保金	課税留保金額	10		
		同上に対する税額	11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12		
		同上に対する税額	13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）		14		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15		
	控除税額		16		
	差引所得に対する法人税額（14－15－16）		17		
	中間申告分の法人税額		18		
	差引	納付すべき法人税額	19		
		還付金額	20		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額 所得の金額に対する法人税額	22		
		課税留保金額に対する法人税額	23		
		課税標準法人税額（22＋23）	24		
	（22）に係る地方法人税額		25		
	（23）に係る地方法人税額		26		
	所得地方法人税額（25＋26）		27		
	外国税額の控除額		28		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		29		
	差引地方法人税額（27－28－29）		30		
	中間申告分の地方法人税額		31		
	差引	納付すべき地方法人税額	32		
		還付金額	33		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等
1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行／金庫・組合／漁協・農協　本店・支店／出張所／本所・支所　預金口座番号
2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　－
3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（18　更正の請求書(単体申告用)）

税務署受付印

更正の請求書（単体申告用）

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

（国税通則法第23条／法人税法第80条の２／地方法人税法第24条／租税特別措置法第66条の４）の規定に基づき、自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日（事業年度／課税事業年度）の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分				この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1	円	円
		同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2		
		同上の内訳 その他の金額（1－2）	3		
		法人税額	4		
	法人税額の特別控除額		5		
	差引法人税額（4－5）		6		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8		
		同上に対する税額	9		
	留保金	課税留保金額	10		
		同上に対する税額	11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12		
		同上に対する税額	13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）		14		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15		
	控除税額		16		
	差引所得に対する法人税額（14－15－16）		17		
	中間申告分の法人税額		18		
	差引	納付すべき法人税額	19		
		還付金額	20		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額 所得の金額に対する法人税額	22		
		課税留保金額に対する法人税額	23		
		課税標準法人税額（22＋23）	24		
	（22）に係る地方法人税額		25		
	（23）に係る地方法人税額		26		
	所得地方法人税額（25＋26）		27		
	外国税額の控除額		28		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		29		
	差引地方法人税額（27－28－29）		30		
	中間申告分の地方法人税額		31		
	差引	納付すべき地方法人税額	32		
		還付金額	33		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等
1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行／金庫・組合／漁協・農協　本店・支店／出張所／本所・支所　預金口座番号
2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　－
3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.09 改正

改　正　後

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（総括表）

☐ 内国法人　☐ 外国法人

部　門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法　人　名			

① 事業の内容

応答者	
氏　名	
部・課	
役職名	
電　話	

② 関与税理士

氏　名	電　話

③ 加入組合等

加入組合等	役職名

④ 上場している場合の市場名

市場名1		市場名2		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1 有、2 無)	

⑤ 子会社及び支店等数

子会社			支店等						
国内	海外		国内				海外		
			工場	店舗	営業所	その他	工場	その他	

⑥ 当期の業績の概要(単位:百万円)

科目 / 区分	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当　期							
前　期							
前年対比							

⑦ 売上構成比

品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合
その他		
合　計		

前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

⑧ 主要役員の状況

氏　名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			人

⑩ 申告書確認表等の活用状況(※)

申告書確認表の活用の有無(1 有、2 無)		大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無(1 有、2 無)	

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、平成27年3月より国税庁ホームページに掲載している様式です。詳細は、記載要領をご覧ください。

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（総括表）

☐ 外国法人　☐ 内国法人

部　門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(　至　)	
法　人　名			

① 事業の内容

応答者	
氏　名	
部・課	
役職名	
電　話	

② 上場している場合の市場名

未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1 有、2 無)	

③ 関与税理士

④ 加入組合等

加入組合等	役職名

⑤ 売上構成比

品名又は事業部等	金額(百万円)	構成割合
その他		
合　計		

⑥ 子会社及び支店等数

子会社			支店等					
国内	海外		工場	店舗	営業所	その他	海外	

⑦ 当期の業績の概要(単位:百万円)

科目 / 区分	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当　期							
前　期							
前年対比							

※前期と比較して著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

⑧ 主要役員の状況

氏　名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			人

⑩ 消費税関係

経理方法(1税込、2税抜)	売上		仕入		固定資産		経費	

改　正　後

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（子会社の状況）	部　門	＊	法人番号	＊
	業種番号	＊	事業年度(至)	
	法　人　名			

法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）
法人名						資本金		
所在地						事業種目		
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高	仕入高	その他（　　）

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（子会社の状況）	部　門	＊	法人番号	＊
	業種番号	＊	事業年度（　至　）	
	法　人　名			

法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		
法人名					資本金	
所在地					事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%		

改　正　後

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（コンピュータ処理の概要）	部　門	＊	法人番号	＊
	業種番号	＊	事業年度(至)	
	法　人　名			

① システムの形態（該当するシステムに○をしてください。）				応答者	氏　名	
ホスト・端末型システム		パソコン（スタンドアロン）			部・課	
ｸﾗｲｱﾝﾄ/ｻｰﾊﾞｰ型システム		その他（　　）			役職名	
② 申告書作成ソフト名					電　話	

③ システムにおける機器の構成状況

区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所
ホスト（ｻｰﾊﾞｰ）					
D/Bｻｰﾊﾞｰ					
パソコン					
専用端末機					

④ 適用業務

項目 / 区分	システムの導入（コンピュータ利用） 使用プログラム等（1自社開発、2市販ソフト）		データの保存期間	ERPシステムの導入 パッケージソフト名	データの保存期間
財務会計					
管理会計					
購買管理					
販売管理					
（　　）					
（　　）					

⑤ システム関連部門（委託会社）の状況

項目 / 区分	委託等の状況 自社	委託	派遣	担当部門又は委託会社の名称及び所在地	自社従業員数
システム開発	□	□	□		
システム運用	□	□	□		
システム監査	□	□	□		

⑥ 電子メールの状況

利用プログラム	メールソフト		監視ツール等	
保存状況等	メールサーバの管理（1自社、2委託）		電子メール取扱規定（1有、2無）	
	電子メールの保存期間（送信文書）		電子メールの保存期間（受信文書）	

⑦ 電子商取引の状況

電子決済の利用業務（1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他）		その他（　　）
EDI取引（1 有、2 無）		
ネット販売取扱商品（1 デジタルコンテンツ、2 金融商品、3 物品等）		主要商品名

⑧ その他

電子決裁の利用業務（1 稟議、2 営業報告、3 その他）		その他（　　）	
電子決裁データの保存期間	情報記録媒体等		紙
EUC（1 有、2 無）			

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（コンピュータ処理の概要）	部　門	＊	法人番号	＊
	業種番号	＊	事業年度(至)	
	法　人　名			
	ホームページアドレス			

① システムの形態（該当するシステムに○をしてください。）				応答者	氏　名	
ホスト・端末型システム		パソコン処理（スタンドアロン）			部・課	
ｸﾗｲｱﾝﾄ/ｻｰﾊﾞｰ型システム		その他（　　）			役職名	
バッチ型システム					電　話	

② システムにおける機器の構成状況

区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所
ホスト（ｻｰﾊﾞｰ）					
D/Bサーバ					
パソコン					
専用端末機					

③ 適用業務

項目 / 区分	システムの導入（コンピュータ利用） 使用プログラム等（1自社開発、2市販ソフト）		データの保存期間	ERPシステムの導入 パッケージソフト名	データの保存期間
財務会計					
管理会計					
購買管理					
販売管理					
（　　）					
（　　）					

④ システム関連部門（委託会社）の状況

項目 / 区分	委託等の状況 自社	委託	派遣	担当部門又は委託会社の名称及び所在地	自社従業員数
システム開発	□	□	□		
システム運用	□	□	□		
システム監査	□	□	□		

⑤ ネットワークの接続先件数	国内接続先		海外接続先	
⑥ 電子メールの取扱規定（1 有、2 無）				
⑦ 電子メールデータの保存期間	送信文書		受信文書	
⑧ 電子決済の利用業務（1 業務連絡、2 受発注、3 その他）		その他（　　）		
⑨ 電子決済の利用業務（1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他）		その他（　　）		
⑩ 電子決裁の利用業務（1 稟議、2 営業報告、3 その他）		その他（　　）		
⑪ 電子決裁データの保存期間	磁気媒体等		紙	
⑫ ネット販売取扱商品（1 デジタルコンテンツ、2 金融商品、3 物品等）		主要商品名		
⑬ EUC（1 有、2 無）				
⑭ EDI取引（1 有、2 無）				

改　正　後	改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（海外取引等の概要）

部門番号	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			

① 外国子会社数等		応答者	氏名	
外国子会社のうち100％子会社数	社		部・課	
特定外国子会社数	社		役職名	
海外工事現場を保有している事業所数	所		電話	

② 貿易取引等

項目 / 取引形態	取引金額(億円)	主な取扱品目等	主な取引先、国名
輸出			
輸入			
海外工事			
その他			

③ 貿易外取引

項目 / 取引形態		取引金額(百万円)	主な取引先、国名
手数料	支払		
	受取		
ロイヤリティー	支払		
	受取		
役務の提供	支払		
	受取		
利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			

④ 外国為替取引

為替予約	1個別、2包括		対象通貨	

⑤ オフバランス取引	内容
スワップ	
オプション	
先物	
その他	

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（海外取引等の概要）

部門番号	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			

① 外国子会社数等について		応答者	部・課	
外国子会社のうち100％子会社数	社		役職名	
特定外国子会社数（うち、100％子会社数）	社(うち　社)		氏名	
海外工事現場を保有している事業所数	所		電話番号	

② 貿易取引等

項目 / 取引形態	取引金額(億円)	主な取扱品目等	主な取引先
輸出			
輸入			
海外工事			
その他			

③ 貿易外取引

項目 / 取引形態		取引金額(百万円)	主な取引先、国名
手数料	支払		
	受取		
ロイヤリティー	支払		
	受取		
役務の提供	支払		
	受取		
利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			

④ 外国為替取引

為替予約	1個別、2包括		対象通貨	

⑤ オフバランス取引	内容
スワップ	
オプション	
先物	
その他	

改　正　後

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（外国法人）

		部　門	＊	法人番号	＊
		業種番号	＊	事業年度(至)	
		法人名			
応答者	氏　名		責任者	氏　名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電　話			電　話	

① 本店の概要

所在地		資本金	

主要株主又は出資者	氏名又は名称	住所又は所在地	保有割合
			%
			%
			%
			%

② 日本国内に所在する支店の概要

主な取引先	1	名　称		所在地	
		取引内容			
	2	名　称		所在地	
		取引内容			

事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地

主要役員の状況	氏　名	役職名及び担当業務 本店における役職名	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称 支払者の住所又は所在地
			□	
			□	
			□	

従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数		人

	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
本店からの配賦収益	□	円		
本店からの配賦費用	□	円		

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（外国法人の状況）

		部門番号	＊	法人番号	＊
		業種番号	＊	事業年度（至）	
		法人名			
応答者	氏　名		責任者	氏　名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電話番号			電話番号	

①本店の概要

所在地		資本金	

主要株主又は出資者	氏名又は名称	住所又は所在地	保有割合
			%
			%
			%
			%

②日本国内に所在する支店の概要

主な取引先	名称		所在地	
	取引内容			

事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地

主要役員の状況	氏　名	役職名及び担当業務 本店における役職名	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称 支払者の住所又は所在地
			□	
			□	
			□	
			□	

従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数	人

	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
本店からの配賦収益	□	円		
本店からの配賦費用	□	円		

改　　正　　後	改　　正　　前
（21　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書） （新　設）

会社事業概況書　（連結子法人）

部門	＊	法人番号	＊
		グループ番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			
連結親法人名			

① 連結グループ内での位置づけ等の概要	応答者	
		氏　名
		部・課
		役職名
		電　話

② 主要役員の出向受入の状況

氏名	出向元法人

③ 他の連結法人からの管理等の状況

管理部署等		被管理部署	主な管理内容
法人名	管理部署		

④ 連結親法人との取引状況

売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他			
		科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)

⑤ 他の連結子法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他	
			主な科目	金額(百万円)
その他				
合計				

⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	法人名	仕入高（百万円）

改　　正　　後

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び同条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。

1　【総括表】

(1)　法人が法人税法（以下「法」といいます。）第２条第３号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□　内国法人」の□にレ印を付してください。また、法人が同条第４号に規定する外国法人(以下「外国法人」といいます。)の場合には、「□　外国法人」の□にレ印を付してください。

(2)　法人が外国法人の場合、当該【総括表】の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。

(3)　「①　事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」（本店が営む事業）と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。

(4)　「②　関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。

(5)　「③　加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。

(6)　「④　上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。

イ　法人が一の市場に上場している場合には「市場名１」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を２つ「市場名１」欄及び「市場名２」に記載してください。

ロ　「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1 有、2 無）」欄は、法人が未上場の場合で、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間（以下「当期」といいます。）内に株主又は株式所有異動があった場合には「１」を、異動がなかった場合には「２」を記載してください。

(7)　「⑤　子会社及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。

イ　「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50％超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ　「支店等」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「国内」欄のそれぞれの欄にその総数を記載し、所在地が海外の「工場」、「その他（店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「海外」欄のそれぞれの欄にその総数を記載してください。

(8)　「⑥　当期の業績の概要」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下、「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。

(9)　「⑦　売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。

※　「合計」欄は、「⑥　当期の業績の概要」の当期の「売上高」欄と合致します。

(10)　「⑧　主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11)　「⑨　従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。

なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。

また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。

(12)　「⑩　申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。

イ　「申告書確認表の活用の有無（1 有、2 無）」欄は、法人が「申告書確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。

※　自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。

ロ　「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1 有、2 無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。

※　自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。

(注)　国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞法人税＞申告手続に各種参考情報）に掲載しています。

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改　　正　　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び第61条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点について記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」及び「外国法人の状況」について次により記載します。

1　【総括表】

(1)　法人が、法人税法（以下「法」といいます。）第２条第４号に規定する外国法人(以下「外国法人」といいます。)の場合には、「□　外国法人」の□にレ印を付してください。また、法人が、法第２条第３号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□　内国法人」の□にレ印を付してください。

(2)　法人が外国法人の場合、当該【総括表】の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。

(3)　「①　事業の内容」欄は、次により記載してください。

イ　法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」（本店が営む事業）及び「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）それぞれについて、記載してください。

ロ　法人が内国法人である場合、法人が営む事業について記載してください。

(4)　「②　上場している場合の市場名」欄は、法人が上場している場合の市場名を記載してください。また、「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1 有、2 無）」欄は、法人が未上場の場合で、添付する確定申告書等の事業年度期間内に株主又は株式所有異動があった場合には「１」を、異動がなかった場合には「２」を記載してください。

(5)　「③　関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名を記載してください。

(6)　「④　加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。

(7)　「⑤　売上構成比」の「品名又は事業部等」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間内において売上高の多い順に記載してください。「合計」欄は、「⑦　当期の業績の概要」の「当期　売上高」欄に合致します。

※「当期」とは、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間をいいます。（以下同じです。）

(8)　「⑥　子会社及び支店等数」の「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下、「出資割合等」といいます。）が50％超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

「支店等数」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所、倉庫等）」について、それぞれの欄に分けてその総数を記載し、支店等（支店等とは、「工場、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等」をいいます。以下同じです。）の所在地が海外の場合にはその総数を「海外」欄に記載してください。

(9)　「⑦　当期の業績の概要」欄は、前期（当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間をいいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。

(10)　「⑧　主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、外国法人の場合には、本店の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11)　「⑨　従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員数に含めてください。また、外国法人の場合、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員数に含めてください。

(12)　「⑩　消費税関係」欄は、消費税の経理処理の方法について、税込みの場合は「１」を、税抜きの場合は「２」を各項目の欄に記載してください。なお、外国法人の場合、国内において行う事業について記載してください。

改　　正　　後

（21　会社事業概況書）

2　【子会社の状況】

(1)　直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

(2)　当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)　「資本金」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(4)　「事業種目」欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。

(5)　「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

（例）　A　社
　↓　80%出資
B　社
　↓　70%出資
C　社

80%×70%＝56%
この場合、A社のC社に対する出資割合等は、
間接出資56%となります。

(6)　「子会社との当期の取引額」欄は、掲記の各項目について、子法人との当期の取引金額を記載してください。

3　【コンピュータ処理の概要】

(1)　「①　システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。
「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（　　）」に記載してください。

(2)　「②　申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。

(3)　「③　システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
ロ　「ＯＳ」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(4)　「④　適用業務」の各欄は、次により記載してください。
イ　「システムの導入（コンピュータの利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「１　自社開発」か「２　市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「１　自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「２　市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は「（　）」に記載してください。
ロ　「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
ハ　「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(5)　「⑤　システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
ロ　「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(6)　「⑥　電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
ロ　「保存状況等」の「メールサーバの管理」及び「電子メールの取扱規定」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間」欄には、「送信文書」「受信文書」それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(7)　「⑦　電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決済の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「ＥＤＩ取引」欄は、該当番号を記載してください。
ハ　「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。

(8)　「⑧　その他」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「電子決裁データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
ハ　「ＥＵＣ」欄は、該当番号を記載してください。

(9)　用語の意味
イ　「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ　「EUC（End User Computing）」
企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。
ハ　「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改　　正　　前

（21　会社事業概況書）

2　【子会社の状況】

(1)　直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。
ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

(2)　当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)　「資本金」の欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(4)　「事業種目」の欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。

(5)　「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

（例）　A　社
　↓　80%出資
B　社
　↓　70%出資
C　社

80%×70%＝56%
この場合、A社のC社に対する出資割合等は、
間接出資56%となります。

3　【コンピュータ処理の概要】

(1)　「①　システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。
「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（　　）」に記載してください。

(2)　「②　システムにおける機器の構成状況」欄は、次により記載してください。
イ　「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
ロ　「ＯＳ」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(3)　「③　適用業務」欄は、次により記載してください。
イ　「システムの導入（コンピュータの利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「１　自社開発」か「２　市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「１　自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を「２　市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は（　）内に記載してください。
ロ　「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
ハ　「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(4)　「④　システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
ロ　「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(5)　「⑤　ネットワークの接続先件数」欄は、法人が利用しているLANやWANなどに接続している親会社、子会社、支店、営業所等の数を接続先の所在地により国内及び海外に分けて記載してください。

(6)　「⑥　電子メールの取扱規定」、「⑬　EUC」及び「⑭　EDI取引」の各欄は、該当番号を記載してください。

(7)　「⑦　電子メールデータの保存期間」及び「⑪　電子決裁データの保存期間」欄には、それぞれの項目について「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(8)　「⑧　電子メールの利用業務」、「⑨　電子決済の利用業務」及び「⑩　電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載のうえ、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　　）」に簡記してください。

(9)　「⑫　ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載のうえ、主要商品名を記載してください。

(10)　用語の意味
イ　「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ　「EUC（End User Computing）」
企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。
ハ　「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改　　正　　後	改　　正　　前
（21　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書）
4　【海外取引等の概要】 (1)　「①　外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ　「特定外国子会社数」欄は、租税特別措置法第66条の６第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数を記載してください。 ハ　「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。 (2)　「②　貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「取引金額（億円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、２、３種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ハ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 ニ　「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 (3)　「③　貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。 なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ　「取引金額（百万円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 (4)　「④　外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。 (5)　「⑤　オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。	**4　【海外取引等の概要】** (1)　「①　外国子会社数等について」の各欄は、次により記載します。 イ　「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ　「特定外国子会社数（うち、100%子会社数）」欄は、租税特別措置法第66条の６第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数とそのうち出資割合等が100%の子会社に該当する総数をそれぞれ記載してください。 ハ　「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合には、その総数を記載してください。 (2)　「②　貿易取引等」の各欄は、次により記載します。 イ　「取引金額（億円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 ハ　「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2,3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ニ　「主な取引先国等」欄は、取引金額の多いところから3ヵ国程度記載してください。 (3)　「③　貿易外取引」の各欄は、次により記載します。なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ　「取引金額（百万円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取引先、国名」欄は、取引先2,3社とそれぞれの国名を記載してください。 (4)　「④　外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。 (5)　「⑤　オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。
5　【外国法人】 (1)　外国法人である場合に記載してください。 (2)　「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。 (3)　「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。 (4)　「①　本店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。 ロ　「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。 ハ　「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。 (5)　「②　日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。 ロ　「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。 ハ　「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」の「□」にレ印を付してください。 ニ　「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。 なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。 ホ　「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。 ヘ　「本店からの配賦収益」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 ト　「本店からの配賦費用」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 チ　「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。 リ　「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。	**5　【外国法人の状況】** (1)　「応答者」欄は、当該【外国法人の状況】を記載した者の氏名、所属部署、役職名、所在地及び日本から日中連絡のとれる電話番号を記載してください。 (2)　「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、所属部署、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。 (3)　「①本店の概要」欄は、次により記載してください。 イ　「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。 ロ　「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。 ハ　「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。 (4)　「②日本国内に所在する支店の概要」欄は、次により記載してください。 イ　「主な取引先」欄は、取引金額が最も多い取引先について記載してください。 ロ　「事業部の状況」の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。 ハ　「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」の「□」にレ印を付してください。 ニ　「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。 ホ　「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。 ヘ　「本店からの配賦収益」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 ト　「本店からの配賦費用」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 チ　「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。 リ　「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。
6　【連結子法人】 (1)　法人が法第２条第12の７の３号に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。 (2)　「①　連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。 イ　法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ロ　連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等	

改　　正　　後	改　　正　　前
（21　会社事業概況書） (3)　「②　主要役員の出向受入の状況」欄は、【総括表】の「⑧　主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。 (4)　「③　他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。 イ　「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。 ロ　「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。 ハ　「主な管理内容」欄には親法人等へ報告等している内容等を記載してください。 (5)　「④　連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第２条第12の７の２号に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。 (6)　「⑤　他の連結子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。 (7)　「⑥　連結グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。 **７　【その他】** 「＊」欄は、記載しないでください。	（21　会社事業概況書） **６　【その他】** 「＊」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（21　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書）

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注２)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第２条第12の７の６号)。

２　連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注２)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第２条第12の７の６号)。

２　連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改　　正　　後	改　　正　　前
(21　会社事業概況書)	(21　会社事業概況書)

≪出資関係図の作成例≫

⑴　出資関係を系統的に記載した図

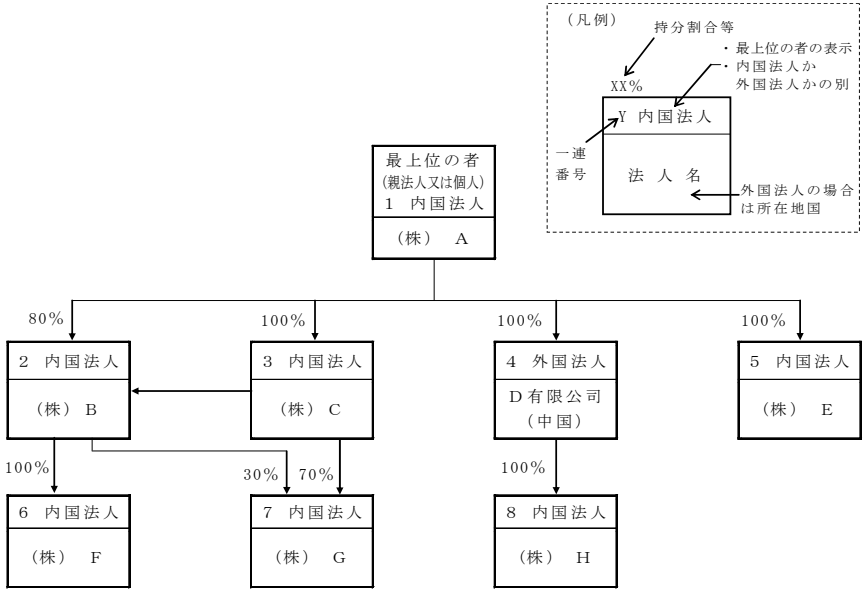

(注)　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

(同　左)

改　　正　　後	改　　正　　前
（22　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注２)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第２条第12の７の６号)。

２　連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注２)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第２条第12の７の６号)。

２　連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改　　正　　後	改　　正　　前
（22　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）

≪出資関係図の作成例≫

⑴　出資関係を系統的に記載した図

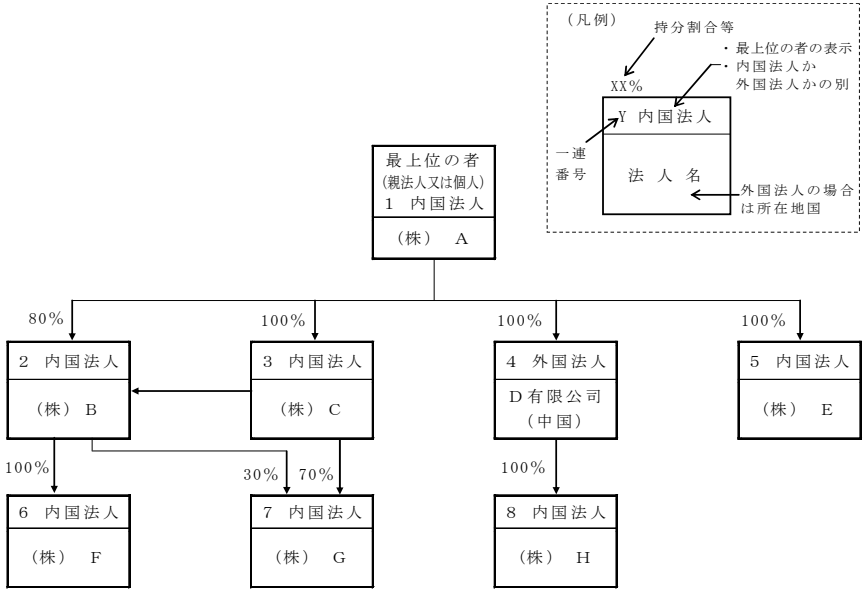

（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏　名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

（注）1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改　正　後

（33　地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（正本））

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
外国税額の控除額			7		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8		
差引地方法人税額			9		
欠損繰戻し	還付金額		10		
	減少する還付加算金		11		
差引合計地方法人税額			12		
既に納付の確定した地方法人税額			13		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			14		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		15		
	繰越控除される地方法人税額		16		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　前

（32-2　地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（正本））

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
外国税額の控除額			7		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8		
差引地方法人税額			9		
欠損繰戻し	還付金額		10		
	減少する還付加算金		11		
差引合計地方法人税額			12		
既に納付の確定した地方法人税額			13		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			14		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		15		
	繰越控除される地方法人税額		16		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　後

（42　納税管理人届出書）

税務署受付印

納 税 管 理 人 届 出 書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

	(フリガナ) 納税地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞

＿＿＿＿税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。

納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	㊞
	届出者との続柄（関係）	
	職業又は事業内容	
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項		

税理士署名押印	㊞ (電話　－　－　)

※税務署処理欄	整理番号		業種番号		番号		部門番号		入力		名簿	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（37　納税管理人届出書）

税務署受付印

納 税 管 理 人 届 出 書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

	(フリガナ) 納税地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 法人名等又は名称	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞

＿＿＿＿税の納税管理人として次の者を定めたので届け出ます。

納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	㊞
	届出者との続柄（関係）	
	職業又は事業内容	
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項		

税理士署名押印	㊞ (電話　－　－　)

※税務署処理欄	整理番号		業種番号		部門番号		入力		名簿	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（42　納税管理人届出書）	（37　納税管理人届出書）

納税管理人届出書

1　提出すべき場合

この届出書は、納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　提出先

この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

納税管理人届出書

1　提出すべき場合

この届出書は、納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　提出先

この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（43　納税管理人解任届出書）

税務署受付印

納税管理人解任届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 納税地	(〒　　) (電話　－　－　)
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞

　年　月　日に届出した　　税の納税管理人を解任したので届け出ます。

解任した納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	㊞
納税地	現在の納税地	
	選任していたときの納税地	
納税管理人を解任した理由		
その他参考事項		

税理士署名押印	㊞ (電話　－　－　)

※税務署処理欄	整理番号		業種番号		番号		部門番号		入力		名簿	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（38　納税管理人解任届出書）

税務署受付印

納税管理人解任届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 納税地	(〒　　) (電話　－　－　)
(フリガナ) 法人名等又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞

　年　月　日に届出した　　税の納税管理人を解任したので届け出ます。

解任した納税管理人	(フリガナ) 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	(〒　　) (電話　－　－　)
	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	㊞
納税地	現在の納税地	
	選任していたときの納税地	
納税管理人を解任した理由		
その他参考事項		

税理士署名押印	㊞ (電話　－　－　)

※税務署処理欄	整理番号		業種番号		部門番号		入力		名簿	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（43　納税管理人解任届出書）	（38　納税管理人解任届出書）

納税管理人解任届出書

1　提出すべき場合

この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　記載要領及び提出先

「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一の場合は、「現在の納税地」欄にその納税地を記入してその納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記入してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合は、「異動届出書」を別途提出する必要はありません。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

納税管理人解任届出書

1　提出すべき場合

この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　記載要領及び提出先

「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一の場合は、「現在の納税地」欄にその納税地を記入してその納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記入してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合は、「異動届出書」を別途提出する必要はありません。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（44　申告期限の延長申請書）

申告期限の延長申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	納税地	〒 電話(　　)　－
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自　平成　年　月　日　□ 事業年度の法人税の確定申告書
至　平成　年　月　日　□ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書
の提出期限を下記の期日まで

延長したいので申請します。

記

1　申告期限延長の指定を受けようとする期日　　平成　年　月　日

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年 月 日	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（39　申告期限の延長申請書）

申告期限の延長申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等	
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自　平成　年　月　日　□ 事業年度の法人税の確定申告書
至　平成　年　月　日　□ 連結事業年度の法人税の連結確定申告書
の提出期限を下記の期日まで

延長したいので申請します。

記

1　申告期限延長の指定を受けようとする期日　　平成　年　月　日

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課										年 月 日	

（規格A4）

20.06 改正

改　正　後

（46　申告期限の延長の特例の申請書）

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	納税地	〒 電話(　　)　－
□□単連体結法親人法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から法人税の確定申告書 / □ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書）の提出期限を延長したいので

申請します。

記

1　申告期限延長期間	確定申告書	□　1月だけ延長したい場合 □　2月以上の月数の指定を受けようとする場合　その月数(　　)
	連結確定申告書	□　2月だけ延長したい場合 □　3月以上の月数の指定を受けようとする場合　その月数(　　)

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年　月　日	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（41　申告期限の延長の特例の申請書）

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等	
□□単連体結法親人法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から法人税の確定申告書 / □ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書）の提出期限を延長したいので

申請します。

記

1　申告期限延長期間	確定申告書	□　1月だけ延長したい場合 □　2月以上の月数の指定を受けようとする場合　その月数(　　)
	連結確定申告書	□　2月だけ延長したい場合 □　3月以上の月数の指定を受けようとする場合　その月数(　　)

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課										年　月　日	

（規格A4）

19.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前

（49　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単連体結法親人法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から、法人税の確定申告書　□ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
年　月　日

2　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年 月 日	

（規格A4）

27.06 改正

（44　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単連体結法親人法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から、法人税の確定申告書　□ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
年　月　日

2　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課										年 月 日	

（規格A4）

20.06 改正

改　正　後

（50　青色申告の承認申請書）

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成　年　月　日

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業
資本金又は出資金額	円

税務署長殿

自平成　年　月　日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成　年　月　日

記

1　次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。

□　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日　平成　年　月　日

□　この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあってはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあっては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあっては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日　平成　年　月　日

□　法人税法第４条の５第１項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日　平成　年　月　日

（削　除）

（削　除）

□　法人税法第４条の５第２項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第４条の５第２項各号のうち、取消しの起因となった事実に該当する号及びその事実が生じた日　第４条の５第２項　号　平成　年　月　日

□　連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日　平成　年　月　日

2　参考事項
(1)　帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2)　特別な記帳方法の採用の有無
イ　伝票会計採用
ロ　電子計算機利用

(3)　税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（45　青色申告の承認申請書）

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成　年　月　日

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業
資本金又は出資金額	円

税務署長殿

自平成　年　月　日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成　年　月　日

記

1　この申請書が次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。

□　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日　平成　年　月　日

□　この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあってはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあっては新たに収益事業を開始した日、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあっては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日　平成　年　月　日

□　この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した（連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった）日を含む事業年度である場合には、その離脱した日　平成　年　月　日

□　連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日　平成　年　月　日

□　内国法人が、法人税法第４条の５第２項第４号又は第５号（連結納税の承認の取消し）の規定により第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された場合には、取り消された日　平成　年　月　日

□　内国法人が、法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合は、取り消された日　（追　加）　平成　年　月　日

（追　加）

2　参考事項
(1)　帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2)　特別な記帳方法の採用の有無
イ　伝票会計採用
ロ　電子計算機利用

(3)　税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

24.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（50　青色申告の承認申請書）	（45　青色申告の承認申請書）

青色申告の承認申請書の記載要領等

改正後	改正前
1　この申請書は、法人税法第２条第 16 号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人税法第２条第 16 号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。（旧法 121①三、平 22 改正法附則 10②）
2　この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 （1）　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （2）　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （3）　公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （4）　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。 （削　除）	2　この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。 （1）　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （2）　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （3）　公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （4）　普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から、その事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 （注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。
（5）　内国法人が、法人税法第４条の５第２項第４号又は第５号（連結納税の承認の取消し）の規定により第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成 22 年 10 月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日	（5）　連結法人である内国法人が平成 22 年９月 30 日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日の前日
（6）　内国法人が法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成22年10月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日	（6）　内国法人が、法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成 22 年 10 月１日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日
（7）　内国法人が法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が３月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後３月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成22年10月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日	（7）　内国法人が法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降３月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成22年10月１日以後に解散する法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
（8）　法人税法第４条の５第３項の承認を受けて第４条の２の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	（8）　内国法人が法人税法第４条の５第２項各号の規定により第４条の２の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が３月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後３月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日（平成22年10月１日以後に解散する法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から１月を経過する日（当該翌日から１月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
3　「参考事項」欄は、次により記載してください。 （1）　「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「３枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「１週間ごと」、「１０日ごと」のように記載します。 （2）　「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。 （3）　「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。 （4）　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 （5）　「※」欄は、記載しないでください。	3　「参考事項」欄は、次により記載してください。 （1）　「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「３枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「１週間ごと」、「１０日ごと」のように記載します。 （2）　「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。 （3）　「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。 （4）　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 （5）　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項 (1)　連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。 (2)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (3)　「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。	4　留意事項 (1)　連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。 (2)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 （追　加）

改　　正　　後

（53　青色申告の承認の取消通知書　（汎用））

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名等

清算人氏名

代表者又は

殿

税 務 署 長
財務事務官

印

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第　　項第　　号に該当するので、自平成　年　月　日 至平成　年　月　日 事業年度以後これを取り消したから通知します。

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　前

（48　青色申告の承認の取消通知書　（汎用））

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名等

清算人氏名

代表者又は

殿

税 務 署 長
財務事務官

印

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第　　号に該当するので、自平成　年　月　日 至平成　年　月　日 事業年度以後これを取り消したから通知します。

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

23.06 改正

改　　正　　後

（53　青色申告の承認の取消通知書　（汎用））

青色申告の承認の取消通知書

1　使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「第　　項第　　号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第１項各号又は第２項に掲げる取消しの基因となった事実が２以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、第２項に該当する場合は、「第　　号」の文字を二重線で抹消する。
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改　　正　　前

（48　青色申告の承認の取消通知書　（汎用））

青色申告の承認の取消通知書

1　使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「第　　号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実が２以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（54　帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書）

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

帳簿書類の記載事項等の省略について、□法人税法施行規則第８条の３の９　□法人税法施行規則第58条　の規定によりその記載事項の一部を　省　略　・　変　更　したいので申請します。

（帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（49　帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書）

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 ― 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

帳簿書類の記載事項等の省略について、□法人税法施行規則第８条の３の９　□法人税法施行規則第58条　の規定によりその記載事項の一部を　省　略　・　変　更　したいので申請します。

（帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（54　帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書）	（49　帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書）
帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等	**帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第８条の３の５から第８条の３の７まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。	1　この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第８条の３の５から第８条の３の７まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。
2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。	2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
(1)　普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(1)　普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(3)　普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(3)　普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。	（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。
3　各欄は、次により記載します。	3　各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。
(4)　「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。	(4)　「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
(1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
(2)　「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。	

改　正　後

（55　売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書）

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

（帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

27.06 改正

改　正　前

（50　売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書　）

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

（帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

24.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（55　売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書）	（50　売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書　）
売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等	**売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表20の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。	2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
(1)　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(1)　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(3)　普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日	(3)　普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
（注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。	（注）外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
3　各欄は、次により記載します。	3　各欄は、次により記載します。
(1)　「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。	(1)　「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
(2)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(2)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(3)　「※」欄は、記載しないでください。	(3)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
(1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
(2)　「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。	

改　　正　　後	改　　正　　前

（56　青色申告の取りやめの届出書）

税務署受付印

青色申告の取りやめの届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日　事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。

記

1　青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

年　月　日

2　青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

（51　青色申告の取りやめの届出書）

税務署受付印

青色申告の取りやめの届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日　事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。

記

1　青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

年　月　日

2　青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正

改　正　後

（57　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

※務署受付分

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□□単連結体結法子親人法法人人	本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　—
	納税地	〒
	（フリガナ） 法人の名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞
	設立年月日	年　月　日
	資本金の額又は出資金の額	円

法人税法第２条第29号ハ（１）に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の４第３項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

①　法人が現に行っている事業の概要			
②　法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨	(イ)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第２項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
	(ロ)　(限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条２項に規定する会計帳簿及び同条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
③　法令14条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨	(イ)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	□	
	(ロ)　会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	□	

④　その他参考となるべき事項	添付書類
	法令14条の４第１項第１号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		業種番号		番号		入力		整理簿		備考	

27.06 改正

改　正　前

（52　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

※務署受付分

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

整理番号	

平成　年　月　日

税務署長　殿

提出法人		
□□□単連結体結法子親人法法人人	（フリガナ） 法人の名称	
	納税地	〒　電話（　）　—
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞
	設立年月日	年　月　日
	資本金の額又は出資金の額	円

法人税法第２条第29号ハ（１）に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の４第３項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

①　法人が現に行っている事業の概要			
②　法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨	(イ)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第２項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
	(ロ)　(限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条２項に規定する会計帳簿及び同条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
③　法令14条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨	(イ)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	□	
	(ロ)　会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	□	

④　その他参考となるべき事項	添付書類
	法令14条の４第１項第１号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		入力		整理簿		備考	

26.06 改正

改　　正　　後

（61　特定受益証券発行信託に関する書類の提出書）

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　－
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名	
	法人番号	
	代表者氏名	
税務署長殿	代表者住所	〒 電話（　）　－

法人税法施行令第14条の４第９項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	法人税法施行令第14条の４第６項の承認年月日	平成　年　月　日

提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類	※入力
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	

（規格Ａ４）

※税務署整理欄	部門		決算期		番号		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（56　特定受益証券発行信託に関する書類の提出書）

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	（フリガナ） 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　－
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
税務署長殿	代表者住所	〒 電話（　）　－

法人税法施行令第14条の４第９項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	法人税法施行令第14条の４第６項の承認年月日	平成　年　月　日

提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類	※入力
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	
		（自）平成　年　月　日 （至）平成　年　月　日	1　貸借対照表、損益計算書 2　その他（　）	

（規格Ａ４）

※税務署整理欄	部門		決算期		通信日付印	平成　年　月　日	確認印	

20.06

改　正　後

（62　事前確定届出給与に関する届出書）

事前確定届出給与に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

記

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	（決議をした日）　平成　年　月　日 （決議をした機関等）
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成　年　月　日
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
④ 事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	

届出期限

イ　次のうちいずれか早い日　平成　年　月　日
　(イ)　①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から１月を経過する日（平成　年　月　日）
　(ロ)　会計期間４月経過日等（平成　年　月　日）
ロ　設立の日以後２月を経過する日　平成　年　月　日
ハ　臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日　平成　年　月　日

届出期限となる日　□イ　□ロ　□ハ

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（57　事前確定届出給与に関する届出書）

事前確定届出給与に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

記

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	（決議をした日）　平成　年　月　日 （決議をした機関等）
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成　年　月　日
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
④ 事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	

届出期限

イ　次のうちいずれか早い日　平成　年　月　日
　(イ)　①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から１月を経過する日（平成　年　月　日）
　(ロ)　会計期間４月経過日等（平成　年　月　日）
ロ　設立の日以後２月を経過する日　平成　年　月　日
ハ　臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日　平成　年　月　日

届出期限となる日　□イ　□ロ　□ハ

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

21.06 改正

改　　正　　後

（62　事前確定届出給与に関する届出書）

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区　　分	届　出　期　限
①　株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から１月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から４月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から５月を経過する日。以下「会計期間４月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間４月経過日等
②　新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後２月を経過する日
③　臨時改定事由（法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ　上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ　当該臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日

(注)1　連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

2　他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

2　この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。

(2)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　前

（57　事前確定届出給与に関する届出書）

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区　　分	届　出　期　限
①　株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から１月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から４月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から５月を経過する日。以下「会計期間４月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間４月経過日等
②　新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後２月を経過する日
③　臨時改定事由（法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ　上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ　当該臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日

(注)1　連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

2　他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

2　この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（62　事前確定届出給与に関する届出書）	（57　事前確定届出給与に関する届出書）
(3)　「①　事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。 (4)　「②　事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。 なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 (5)　「③　臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。 (6)　「④　事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 (7)　「⑤　事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。 なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が１月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第１項第１号に掲げる給与をいいます。 (8)　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日　平成○年○月○日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。 (9)　「届出期限」欄は、上記１の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ)　①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から１月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から１月を経過する日を、「(ロ)　会計期間４月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から４月を経過する日（保険会社にあっては、その会計期間開始の日から５月を経過する日）を、それぞれ記載するとともに、「イ　次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。 また、「届出期限となる日」欄の「□　イ」にレ印を付します。 (注)　「決議をした日から１月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：決議をした日が５月25日の場合、５月26日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月26日）の前日である６月25日が「決議をした日から１月を経過する日」となります。） ・区分②（新設法人）…「ロ　設立の日以後２月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□　ロ」にレ印を付します。 ・区分③（臨時改定事由）…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ　臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日を記載します。 また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。 (10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11)　「※」欄は、記載しないでください。 ４　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　正　後

（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）

税務署受付印

事前確定届出給与に関する変更届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ □ 単体法人 / 連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。

記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	（決議をした日）　平成　年　月　日 （直前届出に係る給与の支給の日）　平成　年　月　日
②	変更を行った機関等	（機関等）
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	（理由）
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
⑥	その他参考となるべき事項	
届出期限	□ 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日　平成　年　月　日 □ 業績悪化改定事由：「決議をした日」から１月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日　平成　年　月　日	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（59　事前確定届出給与に関する変更届出書）

税務署受付印

事前確定届出給与に関する変更届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ □ 単体法人 / 連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。

記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	（決議をした日）　平成　年　月　日 （直前届出に係る給与の支給の日）　平成　年　月　日
②	変更を行った機関等	（機関等）
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	（理由）
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
⑥	その他参考となるべき事項	
届出期限	□ 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日　平成　年　月　日 □ 業績悪化改定事由：「決議をした日」から１月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日　平成　年　月　日	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後

（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1　この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第３項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の２の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

2　この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区　　分	変 更 届 出 期 限
①　臨時改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日
②　業績悪化改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から１月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限ります。）が当該１月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3　この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

⑴　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

⑵　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　前

（59　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1　この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第３項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の２の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

2　この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区　　分	変 更 届 出 期 限
①　臨時改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日
②　業績悪化改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から１月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限ります。）が当該１月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3　この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

⑴　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

⑵　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）	（59　事前確定届出給与に関する変更届出書）
⑶　「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ　その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。 ロ　その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。 ⑷　「②　変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。 ⑸　「③　変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 ⑹　「④　変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。 ⑺　「⑤　直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。 ⑻　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。 ⑼　「届出期限」欄は、上記２の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から１月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付します。 (注)　「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：臨時改定事由が生じた日が５月 25 日の場合、５月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月 26 日）の前日である６月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」となります。） ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から１月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。 ⑽　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ⑾　「※」欄は、記載しないでください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　正　後

（66　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

納税地	〒 電話（　）　－	
□□単体法人／連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類（又は事業所別）	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品（半成工事）	
	主要原材料	
	補助原材料 その他の棚卸資産	

参考事項

1　新設法人等の場合には、設立等年月日　　平成　年　月　日

2　新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日　　平成　年　月　日

3　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（61　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人／連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類（又は事業所別）	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品（半成工事）	
	主要原材料	
	補助原材料 その他の棚卸資産	

参考事項

1　新設法人等の場合には、設立等年月日　　平成　年　月　日

2　新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日　　平成　年　月　日

3　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

23.12 改正

改　正　後

（66　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。

(4)　「資産の区分」の空白欄には、事業を２以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ　商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
ロ　半　製　品
ハ　仕　掛　品（半成工事を含みます。）
ニ　主要原材料
ホ　補助原材料その他の棚卸資産
（注）副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5)　「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。）は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ　原　価　法
(イ) 個別法による原価法
(ロ) 先入先出法による原価法
(ハ) 総平均法による原価法
(ニ) 移動平均法による原価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法
(ヘ) 売価還元法による原価法

ロ　低　価　法
(イ) 個別法による原価法に基づく低価法
(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
（注）(5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　正　前

（61　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。

(4)　「資産の区分」の空白欄には、事業を２以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ　商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
ロ　半　製　品
ハ　仕　掛　品（半成工事を含みます。）
ニ　主要原材料
ホ　補助原材料その他の棚卸資産
（注）副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5)　「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。）は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ　原　価　法
(イ) 個別法による原価法
(ロ) 先入先出法による原価法
(ハ) 総平均法による原価法
(ニ) 移動平均法による原価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法
(ヘ) 売価還元法による原価法

ロ　低　価　法
(イ) 個別法による原価法に基づく低価法
(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
（注）(5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（追　加）

改　正　後

（67　棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書）

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（62　棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書）

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格A4）

21.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（67　棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書）	（62　棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書）
棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等	**棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の２第１項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の６の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の２第１項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の６の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第１項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。	3　棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第１項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
4　各欄の記載は次によります。	4　各欄の記載は次によります。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。	(3)「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
(4)「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を３の選定区分により記載してください。	(4)「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を３の選定区分により記載してください。
(5)「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。	(5)「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
(6)「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。	(7)「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)「※」欄は、記載しないでください。	(9)「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（68　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種類	算出方法	新たに取得した年月日
売買目的有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
満期保有目的等有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
その他有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
参考事項			

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（63　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種類	算出方法	新たに取得した年月日
売買目的有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
満期保有目的等有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
その他有価証券		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
		移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
参考事項			

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（68　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）	（63　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等	**有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。)第119条の２第２項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第 119 条の５・第155条の６)	1　この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。)第119条の２第２項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第 119 条の５・第155条の６)
（注）１　法令第119条の２第２項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。 ２　法令第119条の２第３項第１号に掲げる保険業法第118条第１項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 ３　種類とは、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第21号まで（第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。)、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。	（注）１　法令第119条の２第２項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。 ２　法令第119条の２第３項第１号に掲げる保険業法第118条第１項《特別勘定》に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 ３　種類とは、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第21号まで（第17号を除きます。)の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。)、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
2　この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。	3　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。
4　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について１の(注)３に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。 (4)　「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。	4　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について１の(注)３に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。 (4)　「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項 (1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (2)　「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。	5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 （追　加）

改　正　後

（69　短期商品売買の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署) 電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日

参考事項

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（64　短期商品売買の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署) 電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日
	移動平均法 ・ 総平均法	年　月　日

参考事項

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（69　短期商品売買の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）	（64　短期商品売買の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書）
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等	**短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、短期売買商品を所有していなかった単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、新たに短期売買商品を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品と種類及び銘柄の異なった短期売買商品を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに使用してください。（法人税法施行令第 118 条の６・第 155 条の６） （注）　短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」といいます。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものをいいます。（法人税法施行令第 118 条の４） 2　この届出書は、短期売買商品を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品の種類及び銘柄の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買の種類及び銘柄について、その短期売買商品の種類及び銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」等のように記載してください。 (4)　「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品の取得年月日を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 (1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (2)　「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。	1　この届出書は、短期売買商品を所有していなかった単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、新たに短期売買商品を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品と種類及び銘柄の異なった短期売買商品を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに使用してください。（法人税法施行令第 118 条の６・第 155 条の６） （注）　短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」といいます。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものをいいます。（法人税法施行令第 118 条の４） 2　この届出書は、短期売買商品を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品の種類及び銘柄の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 4　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買の種類及び銘柄について、その短期売買商品の種類及び銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」等のように記載してください。 (4)　「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。 (5)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品の取得年月日を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 （追　加）

改　正　後

（70　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）

棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□□連結親法人／□□単体法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）法人名等	
法人番号	
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
（連結）事業年度から　棚卸資産の評価方法／短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法／有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　を下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

変更しようとする理由

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（65　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）

棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□□連結親法人／□□単体法人

（フリガナ）法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
（連結）事業年度から　棚卸資産の評価方法／短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法／有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　を下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

変更しようとする理由

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（70　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）	（65　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）
棚卸資産の評価方法 **短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更承認申請書の記載要領等** **有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**	**棚卸資産の評価方法** **短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更承認申請書の記載要領等** **有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**
1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第30条・第118条の６・第119条の６・第155条の６） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。	1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第30条・第118条の６・第119条の６・第155条の６） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
2　この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 (注)　平成 21 年４月１日以後最初に開始する事業年度から平成 22 年４月１日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。 ※　旧評価方法とは、平成 21 年改正前の法人税法施行令第 28 条第１項第１号ハ《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法（当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第２号に掲げる低価法を含みます。）をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第 28 条第１項各号に掲げる方法をいいます。	2　この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 (注)　平成 21 年４月１日以後最初に開始する事業年度から平成 22 年４月１日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。 ※　旧評価方法とは、平成 21 年改正前の法人税法施行令第 28 条第１項第１号ハ《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法（当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第２号に掲げる低価法を含みます。）をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第 28 条第１項各号に掲げる方法をいいます。
3　この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。	3　この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。
4　棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。	4　棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。
5　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。 (4)　「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、短期売買商品については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注)　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。	5　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。 (4)　「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、短期売買商品については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注)　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

改　　正　　後	改　　正　　前
（70　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）	（65　棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書）
(5)　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 (6)　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (7)　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（72　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書）	（72　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書）
	（新　設）

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項（□ 第1号 □ 第2号）に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

□ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等

上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ				
	時価ヘッジ				
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債				
	金銭				
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲					
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日	開始の日	平成　年　月　日	終了の日	平成　年　月　日	
その他の参考事項					

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（72　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書）	（72　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書）
ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定 の方法に関する届出書の記載要領等 １　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の３の２第１項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合 (2)　時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の９の２第１項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合 ２　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 ３　各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。 (4)　「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ　「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券（個別株）オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。 ロ　「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の６第１項第１号に規定する資産若しくは負債又は同項第２号に規定する金銭の範囲について記載してください。 ハ　「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。 ニ　「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。 (5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6)　「※」欄は、記載しないでください。 ４　留意事項 (1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (2)　届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。 なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲（オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲）を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（73　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書）	（73　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書）
	（新　設）

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / 連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項（□ 第1号 / □ 第2号）に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。

□ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等		
上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日		平成　年　月　日
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ	
	時価ヘッジ	
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債	
	金銭	
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲		
その他の参考事項		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（73　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書） **ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定 の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 121 条の３の２第１項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合 (2)　法令第 121 条の９の２第１項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合 2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。 (4)　「法人税法施行令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ　「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。 ロ　「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。 ハ　「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。 ニ　「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。 (5)　「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の３の２第１項各号又は第121条の９の２第１項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」（以下「適用開始届出書」といいます。）を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 (1)　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (2)　一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ 提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめることができます。 この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。	（73　ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書） （新　設）

改　正　後

（74　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書）

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

□ 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
□ 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（67　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書）

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

□ 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
□ 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

法人税法施行令第121条第１項各号又は第121条の７第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（74　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書）	（67　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書）
ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等 1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の４第１項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 (2)　時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第１項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。 (4)　承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ　「法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。 ロ　「法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。 ハ　「法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。 (5)　「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。 (6)　「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	**ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の４第１項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 (2)　時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第１項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。 (4)　承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ　「法人税法施行令第121条第１項各号又は第121条の７第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。 ロ　「法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。 ハ　「法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。 (5)　「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。 (6)　「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（75　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
□　繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 □　時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06 改正

改　正　前

（68　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
□　繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 □　時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第１項各号又は第121条の７第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

24.12 改正

改　　正　　後

（75　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書）

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1　使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の４《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改　　正　　前

（68　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書）

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1　使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の４《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改　正　後

（76　減価償却資産の償却方法の届出書）

税務署受付印

減価償却資産の償却方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人／連結親法人

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課署

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			
（　　）設備			

参考事項
1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（69　減価償却資産の償却方法の届出書）

税務署受付印

減価償却資産の償却方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人／連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			
（　　）設備			

参考事項
1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

23.12 改正

改　　正　　後

（76　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第２項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

（注）1　建物（平成 10 年３月 31 日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産（平成 10 年３月 31 日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第９号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成 19 年３月 31 日以前に取得をしたものは旧定額法に、平成 19 年４月１日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている７つの種類）ごと。

（注）平成 10 年３月 31 日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。

ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4)　「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　　正　　前

（69　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第２項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

（注）1　建物（平成 10 年３月 31 日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産（平成 10 年３月 31 日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第９号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成 19 年３月 31 日以前に取得をしたものは旧定額法に、平成 19 年４月１日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている７つの種類）ごと。

（注）平成 10 年３月 31 日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。

ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4)　「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（追　加）

改　正　後

（77　特別な償却方法の承認申請書）

税務署受付印

特別な償却方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話(　　)　－
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な償却方法等		
種類	1	
構造又は用途	2	
細目	3	
耐用年数	4	
取得価額	5	
帳簿価額	6	
所在する場所	7	
承認を受けようとする特別な償却方法		
特別な償却方法を採用しようとする理由		
期中取得資産の償却方法	第　1　号	第　2　号

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

27.06 改正

改　正　前

（70　特別な償却方法の承認申請書）

税務署受付印

特別な償却方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話(　　)　－
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な償却方法等		
種類	1	
構造又は用途	2	
細目	3	
耐用年数	4	
取得価額	5	
帳簿価額	6	
所在する場所	7	
承認を受けようとする特別な償却方法		
特別な償却方法を採用しようとする理由		
期中取得資産の償却方法	第　1　号	第　2　号

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（77　特別な償却方法の承認申請書）	（70　特別な償却方法の承認申請書）
特別な償却方法の承認申請書の記載要領等	**特別な償却方法の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 48 条の４・第 155 条の６)	1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第 48 条の４・第 155 条の６)
（注）取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。	（注）取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。
2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。	2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。
3　申請書の各欄は、次により記載してください。	3　申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「種類１」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。)を記載してください。	(3)「種類１」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。)を記載してください。
(4)　特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途２」、「細目３」及び「耐用年数４」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。	(4)　特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途２」、「細目３」及び「耐用年数４」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。
(5)「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第１項第１号又は第２号(事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。	(7)「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第１項第１号又は第２号(事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。
（注）　承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……第１号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……第２号	（注）　承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……第１号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合……第２号
(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)「※」欄は、記載しないでください。	(9)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（81　取替法採用承認申請書）

税務署受付印

取替法採用承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(　局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日　(連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。

取替法を採用しようとする減価償却資産の明細

取替資産の名称	1			
同上の法人税法施行規則第10条各号の区分	2			
所在する場所	3			
数量	4			
取得価額	5	千円	千円	千円
帳簿価額	6	千円	千円	千円

参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（74　取替法採用承認申請書）

税務署受付印

取替法採用承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(　局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日　(連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。

取替法を採用しようとする減価償却資産の明細

取替資産の名称	1			
同上の法人税法施行規則第10条各号の区分	2			
所在する場所	3			
数量	4			
取得価額	5	千円	千円	千円
帳簿価額	6	千円	千円	千円

参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（81　取替法採用承認申請書）	（74　取替法採用承認申請書）
取替法採用承認申請書の記載要領等	**取替法採用承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の６）	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の６）
2　この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　申請書の各欄は、次により記載してください。	3　申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「取替資産の名称１」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。	(3)「取替資産の名称１」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。
(4)「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分２」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。	(4)「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分２」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。
(5)「所在する場所３」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。	(5)「所在する場所３」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。
(6)「数量４」、「取得価額５」及び「帳簿価額６」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。	(6)「数量４」、「取得価額５」及び「帳簿価額６」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。
(7)「参考事項」欄には、(3)の資産について１年間で使用に耐えなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。	(7)「参考事項」欄には、(3)の資産について１年間で使用に耐えなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。
(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)「※」欄は、記載しないでください。	(9)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（82　リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書）

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建物			
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　）設備			

参考事項
1　採用する事業年度　自　平成　年　月　日
　　至　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（75　リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書）

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建物			
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　）設備			

参考事項
1　採用する事業年度　自　平成　年　月　日
　　至　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格A4）

20.06 改定

改　　正　　後	改　　正　　前
（82　リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書）	（75　リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書）
リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等	**リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。 （注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。	1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。 （注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。
2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　各欄は、次により記入してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている８つの種類）ごと。 ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の２第３項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。 (5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6)「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。	3　各欄は、次により記入してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている８つの種類）ごと。 ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の２第３項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。 (5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6)「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。
4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前

（83　特別な償却率の認定申請書）

特別な償却率の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。

認定を受けようとする特別な償却率等の明細

種類	1		
構造又は用途	2		
細目	3		
名称	4		
所在する場所	5		
数量	6		
取得価額	7	千円	千円
帳簿価額	8	千円	千円
認定を受けようとする償却率	9		

参考事項

認定を受けようとする償却率の算定の基礎

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06 改正

（76　特別な償却率の認定申請書）

特別な償却率の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。

認定を受けようとする特別な償却率等の明細

種類	1		
構造又は用途	2		
細目	3		
名称	4		
所在する場所	5		
数量	6		
取得価額	7	千円	千円
帳簿価額	8	千円	千円
認定を受けようとする償却率	9		

参考事項

認定を受けようとする償却率の算定の基礎

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（83　特別な償却率の認定申請書）	（76　特別な償却率の認定申請書）

特別な償却率の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の６)

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に２通提出してください。

3　申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「種類１」、「構造又は用途２」及び「細目３」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。

(4)「名称４」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。

(5)「所在する場所５」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(6)「数量６」、「取得価額７」及び「帳簿価額８」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。

(7)「認定を受けようとする償却率９」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。

(8)「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。
　なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

特別な償却率の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の６)

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に２通提出してください。

3　申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「種類１」、「構造又は用途２」及び「細目３」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。

(4)「名称４」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。

(5)「所在する場所５」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(6)「数量６」、「取得価額７」及び「帳簿価額８」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。

(7)「認定を受けようとする償却率９」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。

(8)「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。
　なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日

(連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

変更しようとする理由

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（79　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日

(連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

変更しようとする理由

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）	（79　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 52 条・第 155 条の６）

なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

（注）　鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

(注) 1　平成 19 年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。

2　平成 20 年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人の有する減価償却資産が異なる旧区分(※)に属する減価償却資産であって、これらについて異なる償却方法を選定していたものが、同一の区分に属することなった場合に、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。

※　旧区分とは、平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八の規定に基づく平成20年改正前の法人税法施行規則第14条各号に定める資産の種類の区分をいい、２以上の事業所を有する法人が事業所ごとに償却方法の選定を行っている場合はこれらの区分をいいます

3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　）内に記載してください。

イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。

（注）平成10年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。

ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 52 条・第 155 条の６）

なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

（注）　鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

(注) 1　平成 19 年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。

2　平成 20 年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人の有する減価償却資産が異なる旧区分(※)に属する減価償却資産であって、これらについて異なる償却方法を選定していたものが、同一の区分に属することなった場合に、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。

※　旧区分とは、平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八の規定に基づく平成20年改正前の法人税法施行規則第14条各号に定める資産の種類の区分をいい、２以上の事業所を有する法人が事業所ごとに償却方法の選定を行っている場合はこれらの区分をいいます

3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　）内に記載してください。

イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。

（注）平成10年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。

ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

改　　正　　後	改　　正　　前
（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）	（79　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）
ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。 (5)「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。 (6)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　正　後

（88　耐用年数の短縮の承認申請書）

耐用年数の短縮の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人		
□□単体法人／連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

申請の事由	1	
資産の種類及び名称	2	
同上の資産の 所在する場所	3	
同上の資産の 承認を受けようとする使用可能期間	4	
同上の資産の 承認を受けようとする未経過使用可能期間	5	
同上の資産の 法定耐用年数	6	
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	7	
参考となるべき事項	8	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（81　耐用年数の短縮の承認申請書）

耐用年数の短縮の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人		
□□単体法人／連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

申請の事由	1	
資産の種類及び名称	2	
同上の資産の 所在する場所	3	
同上の資産の 承認を受けようとする使用可能期間	4	
同上の資産の 承認を受けようとする未経過使用可能期間	5	
同上の資産の 法定耐用年数	6	
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	7	
参考となるべき事項	8	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格A4）

23.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（88　耐用年数の短縮の承認申請書）	（81　耐用年数の短縮の承認申請書）

耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の６）

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。

なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「申請の事由１」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号から第６号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。

(4)「資産の種類及び名称２」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(5)「同上の資産の（３～６）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。

(6)「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要７」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。

(7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)「※」欄は、記載しないでください。

4　申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。

(1)　「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」

(2)　申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）

(3)　個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料
（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）

(4)　申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）

(5)　申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類
（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の６）

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。

なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「申請の事由１」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号から第６号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。

(4)「資産の種類及び名称２」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(5)「同上の資産の（３～６）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。

(6)「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要７」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。

(7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)「※」欄は、記載しないでください。

4　申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。

(1)　「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」

(2)　申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）

(3)　個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料
（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）

(4)　申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）

(5)　申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類
（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（93　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

更新資産の取得をした日の属する（連結）事業年度	1	自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日
届出の事由	2	法人税法施行規則第18条第1項 第1号 該当 ／ 第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間　（付表のｏ）	3	年
未経過使用可能期間（付表のｐ）	4	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	5	
参考となるべき事項	6	

添付書類	1　短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2　短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し 3　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（付表）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（86　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

国税局長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

更新資産の取得をした日の属する（連結）事業年度	1	自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日
届出の事由	2	法人税法施行規則第18条第1項 第1号 該当 ／ 第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間　（付表のｏ）	3	年
未経過使用可能期間（付表のｐ）	4	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	5	
参考となるべき事項	6	

添付書類	1　短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2　短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し 3　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（付表）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

23.12改正

改　正　後

（93　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに使用してください。(法人税法施行令第 57 条第７項・第 155 条の６）

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度１」欄には、法人税法施行令第 57 条第７項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。

(4)「届出の事由２」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第１項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届　出　の　事　由
第１号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第２号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第１号該当の場合】

(5)　第１号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第１号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第２号該当の場合】

(6)　第２号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第２号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

イ　更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「付表」といいます。）のｇの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)のｇの計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

※　短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第７項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｇの計に記載した金額により判定します。

ロ　みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表のｏ欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のｏ欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

改　正　前

（86　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに使用してください。(法人税法施行令第 57 条第７項・第 155 条の６）

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度１」欄には、法人税法施行令第 57 条第７項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。

(4)「届出の事由２」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第１項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届　出　の　事　由
第１号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第２号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第１号該当の場合】

(5)　第１号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第１号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第２号該当の場合】

(6)　第２号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第１項第２号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

イ　更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「付表」といいます。）のｇの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)のｇの計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

※　短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第７項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｇの計に記載した金額により判定します。

ロ　みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表のｏ欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のｏ欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

改　　正　　後	改　　正　　前
（93　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）	（86　短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書）
【共通記載項目】 (7)　「みなし承認を受けようとする使用可能期間３」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｏ欄の年数を記載してください。 (8)　「未経過使用可能期間４」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のｐ欄の年数を記載してください。 (9)　「短縮特例承認資産の種類及び名称５」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。 (10)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11)　「※」欄は、記載しないでください。 ４　届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1)　短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2)　短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し ※　短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第７項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。 (3)　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（付表） ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　　正　　後

（95　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書）

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人 連結法人

納税地	〒　電話(　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税局長殿

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日の属する（連結）事業年度	1	自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日		
届出の事由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同上の資産の 所在する場所	4			
同上の資産の みなし承認を受けようとする使用可能期間（付表のｏ）	5	年		
同上の資産の 未経過使用可能期間（付表のｐ）	6	年		
参考となるべき事項	7			

添付書類
1　既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
2　「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）
3　既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（88　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書）

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人 連結法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税局長殿

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日の属する（連結）事業年度	1	自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日		
届出の事由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同上の資産の 所在する場所	4			
同上の資産の みなし承認を受けようとする使用可能期間（付表のｏ）	5	年		
同上の資産の 未経過使用可能期間（付表のｐ）	6	年		
参考となるべき事項	7			

添付書類
1　既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
2　「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）
3　既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

23.12 改正

改　　正　　後

（95　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書）

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条第８項・第 155 条の６）

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度１」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。

(4)　「届出の事由２」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号、法人税法施行規則第 16 条第１号又は同条第３号（法人税法施行令第 57 条第１項第１号及び法人税法施行規則第 16 条第１号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第８項又は法人税法施行規則第 18 条第３項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

	既承認資産の承認事由	届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること（法人税法施行令第 57 条第１項第１号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（法人税法施行令第 57 条第８項）
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること（法人税法施行規則第 16 条第１号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第１号）
3	上記１又は２に準ずる事由（法人税法施行規則第 16 条第３号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第２号）

(5)　「届出資産の種類及び名称３」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(6)　「同上の資産の（４～６）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。

(7)　「参考となるべき事項７」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第１項第１号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)

(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　前

（88　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書）

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条第８項・第 155 条の６）

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度１」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。

(4)　「届出の事由２」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号、法人税法施行規則第 16 条第１号又は同条第３号（法人税法施行令第 57 条第１項第１号及び法人税法施行規則第 16 条第１号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第８項又は法人税法施行規則第 18 条第３項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

	既承認資産の承認事由	届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること（法人税法施行令第 57 条第１項第１号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（法人税法施行令第 57 条第８項）
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること（法人税法施行規則第 16 条第１号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第１号）
3	上記１又は２に準ずる事由（法人税法施行規則第 16 条第３号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産（法人税法施行規則第 18 条第３項第２号）

(5)　「届出資産の種類及び名称３」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(6)　「同上の資産の（４～６）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。

(7)　「参考となるべき事項７」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第１項第１号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)

(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（95　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書） 4　届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 (1)　既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し (2)　「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表） (3)　既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（88　耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書） （同　左）

改　正　後

（97　増加償却の届出書）

増加償却の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　(連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので届け出ます。

設備の種類	1		
細目	2		
所在する場所	3		
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間	4		
通常使用されるべき日数	5		
平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間	6		
1日当りの超過使用時間	7		
同上の時間の計算方法	8	第一号該当	第二号該当
増加償却割合［35／1000×「7」］	9		
操業度上昇の理由			
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（90　増加償却の届出書）

増加償却の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　(連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので届け出ます。

設備の種類	1		
細目	2		
所在する場所	3		
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間	4		
通常使用されるべき日数	5		
平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間	6		
1日当りの超過使用時間	7		
同上の時間の計算方法	8	第一号該当	第二号該当
増加償却割合［35／1000×「7」］	9		
操業度上昇の理由			
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後

（97　増加償却の届出書）

増加償却の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の６に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。

2　増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「設備の種類１」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。

(4)　「細目２」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。

(5)　「所在する場所３」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(6)　「通常の経済事情における１日当りの平均的な使用時間４」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における１日当りの平均使用時間を記載してください。

(7)　「通常使用されるべき日数５」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。

(8)　「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間６」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。

(9)　「１日当りの超過使用時間７」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した１日当りの超過使用時間を記載してください。

イ　機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を１日当りの超過使用時間とする方法

$$\left(\begin{array}{c}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間}\end{array}\right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ　次の算式により計算する方法

$$\text{１日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間の合計時間}\end{array}\right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$

(10)　「同上の時間の計算方法８」欄には、１日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。

(11)　「増加償却割合９」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下２位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「１日当りの超過使用時間７」}$$

(12)　「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（90　増加償却の届出書）

増加償却の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の６に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。

2　増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「設備の種類１」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。

(4)　「細目２」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。

(5)　「所在する場所３」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。

(6)　「通常の経済事情における１日当りの平均的な使用時間４」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における１日当りの平均使用時間を記載してください。

(7)　「通常使用されるべき日数５」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。

(8)　「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間６」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。

(9)　「１日当りの超過使用時間７」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した１日当りの超過使用時間を記載してください。

イ　機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を１日当りの超過使用時間とする方法

$$\left(\begin{array}{c}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間}\end{array}\right) \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ　次の算式により計算する方法

$$\text{１日当りの超過使用時間} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間の合計時間}\end{array}\right)}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$

(10)　「同上の時間の計算方法８」欄には、１日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。

(11)　「増加償却割合９」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下２位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「１日当りの超過使用時間７」}$$

(12)　「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（98　堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書）

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話（　　）　－
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種類（設備の種類を含む）	1	
構造又は用途	2	
細目（資産の名称）	3	
所在する場所	4	
取得年月日	5	年　月　日
取得価額	6	円
取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日	7	平成　年　月　日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（91　堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書）

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話（　　）　－
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種類（設備の種類を含む）	1	
構造又は用途	2	
細目（資産の名称）	3	
所在する場所	4	
取得年月日	5	年　月　日
取得価額	6	円
取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日	7	平成　年　月　日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（98　堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書）	（91　堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書）
堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等	**堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の２条第１項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が１円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の６の規定を含む）	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の２条第１項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が１円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の６の規定を含む）
2　この申請書は、１の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。	2　この申請書は、１の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。
3　申請書の各欄は、次により記載してください。	3　申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「種類（設備の種類を含む。）１」、「構造又は用途２」及び「細目（資産の名称）３」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。	(3)　「種類（設備の種類を含む。）１」、「構造又は用途２」及び「細目（資産の名称）３」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
(4)　「所在する場所４」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。	(4)　「所在する場所４」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。
(5)　「同上における帳簿価額８」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。	(5)　「同上における帳簿価額８」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。
(6)　「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください	(6)　「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
4　この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。	4　この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（101　採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書）

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得の年月日	取得価額	帳簿価額	認定を受けようとする年数
				・ ・	千円	千円	年
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（94　採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書）

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得の年月日	取得価額	帳簿価額	認定を受けようとする年数
				・ ・	千円	千円	年
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（101　採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書）	（94　採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書）
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等 1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。 3　申請書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。 (4)　「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。 (5)　「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。 (6)　「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のｊ欄の年数を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 4　この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	**採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。 3　申請書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。 (4)　「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。 (5)　「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。 (6)　「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のｊ欄の年数を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 4　この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（105　外貨建資産等の期末換算方法等の届出書）

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

法人税法施行令（□第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法
□第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法）

を下記のとおり届け出ます。

記

外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備考
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		

（その他の参考事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（98　外貨建資産等の期末換算方法等の届出書）

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

法人税法施行令（□第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法
□第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法）

を下記のとおり届け出ます。

記

外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備考
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		

（その他の参考事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　正　後

（105　外貨建資産等の期末換算方法等の届出書）

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の５《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合

(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第２項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第３項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合

2　外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

3　この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の５の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 標題中の〔　　〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(4)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記２(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出についてはその国の貨幣単位を記載してください。

(5)「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。

(6)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。

(7)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　前

（98　外貨建資産等の期末換算方法等の届出書）

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の５《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合

(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第２項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第３項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合

2　外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

3　この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の５の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 標題中の〔　　〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(4)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記２(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出についてはその国の貨幣単位を記載してください。

(5)「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。

(6)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。

(7)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（106　外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書）

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　（連結）事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので

申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

（その他の参考事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（99　外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書）

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　（連結）事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので

申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

（その他の参考事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　正　後

（106　外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書）

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第122条の６《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》及び法令第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合

(2)　短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び法令第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を変更しようとする場合

2　この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。

3　外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。

(注)　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記３(注)の区分を記載してください。

なお、１の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。

(4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

(5)「現によっている期末換算方法等」欄には、１の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法（期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。

(6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。

(7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。

(8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　前

（99　外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書）

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第122条の６《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》及び法令第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合

(2)　短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び法令第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を変更しようとする場合

2　この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。

3　外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。

(注)　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記３(注)の区分を記載してください。

なお、１の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。

(4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

(5)「現によっている期末換算方法等」欄には、１の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法（期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。

(6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。

(7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、１の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。

(8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

税務署受付印

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　－
事業種目	業

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
事業年度から
□ 棚卸資産の評価方法
□ 減価償却資産の償却方法
□ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
□ 外貨建資産等の期末換算方法
を下記のとおり

変更したいので届け出ます。

記

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

その他の参考事項

1　新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（101　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

税務署受付印

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名	
納税地	〒　－ 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　－
事業種目	業

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
事業年度から
□ 棚卸資産の評価方法
□ 減価償却資産の償却方法
□ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
□ 外貨建資産等の期末換算方法
を下記のとおり

変更したいので届け出ます。

記

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

その他の参考事項

1　新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

20.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）	（101　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）
公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 1　この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 119 条の６・第 122 条の６・第 188 条） （注）１　特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。 ①　公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと ②　公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと ２　特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。 ３　既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。 ４　棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 ５　減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。 ６　減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。 ７　外国法人については、法人税法施行令第 188 条の規定によって提出してください。 2　この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。 3　この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。 なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。 4　各評価方法等の選定は次の点に注意してください。 (1)　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。 (2)　減価償却資産の償却方法 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。 なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。 (3)　外貨建資産等の期末換算の方法 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。 なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。 （注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。 １　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） ２　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） ３　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したもの	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）	（101　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）
として、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。）） 5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 5　各欄は、次により記載します。 (1) 共通して記載する欄 イ　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ロ　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 ハ　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 ニ　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。 ホ　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。 イ　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください （注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 ロ　減価償却資産の償却方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号等を（　）内に記載してください。 A　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （注）平成 10 年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。 B　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 E　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）　については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。 ハ　外貨建資産等の期末換算の方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (3)「※」欄は、記載しないでください。	として、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。）） 5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 5　各欄は、次により記載します。 (1) 共通して記載する欄 イ　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ロ　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 ハ　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 ニ　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。 ホ　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。 イ　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください （注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 ロ　減価償却資産の償却方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号等を（　）内に記載してください。 A　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （注）平成 10 年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。 B　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 E　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）　については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。 ハ　外貨建資産等の期末換算の方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (3)「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（109　保険差益特別勘定の設定期間延長申請書）

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

（代替資産を取得することが困難である理由）

指定を受けようとする期日	・　・	保険金等の支払を受けた日	・　・
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日	・　・		

保険金等の支払を受ける基因となった損壊又は所有固定資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額		円			
取得する見込みである代替資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	見込取得価額	円	円	円	円
	見込取得年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（102　保険差益特別勘定の設定期間延長申請書）

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

（代替資産を取得することが困難である理由）

指定を受けようとする期日	・　・	保険金等の支払を受けた日	・　・
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日	・　・		

保険金等の支払を受ける基因となった損壊又は所有固定資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額		円			
取得する見込みである代替資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	見込取得価額	円	円	円	円
	見込取得年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

23.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（109　保険差益特別勘定の設定期間延長申請書）	（102　保険差益特別勘定の設定期間延長申請書）
保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等	**保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の２月前までに提出してください。	2　この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の２月前までに提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。	(3)　「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
(4)　「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。	(4)　「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第 48 条第１項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
(5)　「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。	(5)　「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
(6)　「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日を記載してください。	(6)　「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日」欄には、法人税法第 47 条第１項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日を記載してください。
(7)　「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。	(7)　「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
(8)　「申請の日における法人税法第 48 条第１項又は法人税法第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第 48 条第１項又は法人税法第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(8)　「申請の日における法人税法第 48 条第１項又は法人税法第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第 48 条第１項又は法人税法第 49 条第１項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(9)　「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。 ホ　「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。	(9)　「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。 ホ　「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
(10)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)　「※」欄は、記載しないでください。	(11)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（110　特別修繕費の金額の認定申請書）

特別修繕費の金額の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
事業種目	業
青色申告書提出の承認申請をした日	年　月　日
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日	年　月　日

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額

資産の種類等	1		名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年　月　日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

27.06 改正

改　正　前

（103　特別修繕費の金額の認定申請書）

特別修繕費の金額の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
この申請に応答する係及び氏名	電話（　）　－
事業種目	業
青色申告書提出の承認申請をした日	年　月　日
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日	年　月　日

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額

資産の種類等	1		名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年　月　日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（110　特別修繕費の金額の認定申請書）	（103　特別修繕費の金額の認定申請書）
特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等	**特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。） 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。 3　申請書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。 (4)「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名２」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。 (5)「２の資産について最近において行われた特別修繕完了の日３」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。 (6)「認定を受けようとする特別修繕費の金額５」欄には、「３に要した特別修繕費の金額４」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 4　この申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4) の資産）につき、付表により記載した書類 (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。） 2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。 3　申請書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。 (4)「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名２」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。 (5)「２の資産について最近において行われた特別修繕完了の日３」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。 (6)「認定を受けようとする特別修繕費の金額５」欄には、「３に要した特別修繕費の金額４」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 4　この申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4) の資産）につき、付表により記載した書類 (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行　本店・支店
金庫・組合　出張所
＿＿漁協・農協　＿＿本所・支所
＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿＿

3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（107　欠損金の繰戻しによる還付請求書）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行　本店・支店
金庫・組合　出張所
＿＿漁協・農協　＿＿本所・支所
＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿＿

3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）	（107　欠損金の繰戻しによる還付請求書）

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

（　単　体　申　告　用　）

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）法第 80 条第１項の規定は、平成４年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度（平成 20 年４月１日以後平成 20 年４月 30 日前に終了した事業年度を除きます。）において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

①　次のイからニに掲げる法人の平成 21 年２月１日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）

イ　普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円以下であるもの（当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人、(ii)法第４条の７に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。）

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93）

③　平成 21 年改正前の租税特別措置法第 42 条の４第６項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第１項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後５年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年２月１日前に終了した事業年度に限ります。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）

(2)　法第 80 条第４項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解　散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

(1)　法第 80 条第１項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　法第 80 条第４項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※」欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しによ

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

（　単　体　申　告　用　）

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）法第 80 条第１項の規定は、平成４年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度（平成 20 年４月１日以後平成 20 年４月 30 日前に終了した事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

①　次のイからニに掲げる法人の平成 21 年２月１日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）

イ　普通法人のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円以下であるもの（当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人、(ii)法人税法第４条の７に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。）

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93）

③　租税特別措置法第 42 条の４第６項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第１項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後５年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年２月１日前に終了した事業年度に限る。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）

(2)　法第 80 条第４項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解　散（適格合併による解散を除く。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。）

ホ　再生手続開始の決定

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

(1)　法第 80 条第１項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　法第 80 条第４項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※」欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

（注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しによ

改　　正　　後	改　　正　　前
（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）	（107　欠損金の繰戻しによる還付請求書）
り、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。 ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{(14)\times\frac{(2)}{(5)}\right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	り、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。 ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{(14)\times\frac{(2)}{(5)}\right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（117　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書）

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う　法人税額　地方法人税額　の還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）法人名等	
法人番号	
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒

単連結親法人

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

法人税法第135条第４項
地方法人税法第29条第４項　の規定に基づき、下記のとおり　仮装経理法人税額　仮装経理地方法人税額　の還付を請求します。

記

仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額		
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象（連結）事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額		

還付を受けようとする税額の計算

区分		請求金額	※金額	区分		請求金額	※金額
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額	1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	5		
還付法人税額	2			還付地方法人税額	6		
繰越控除された法人税額	3			繰越控除された地方法人税額	7		
仮装経理法人税額（１－２－３）	4			仮装経理地方法人税額（５－６－７）	8		

法人税法第135条第４項に規定する事実の生じた日	平成　年　月　日	地方法人税法第29条第４項に規定する事実の生じた日	平成　年　月　日

（生じた事実の詳細）

（その他参考となるべき事項）

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行　本店・支店
金庫・組合　出張所
＿＿漁協・農協　＿＿本所・支所
＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿＿

3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06改正

改　正　前

（110　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書）

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う　法人税額　地方法人税額　の還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□

（フリガナ）法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒

単連結親法人

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

法人税法第135条第４項
地方法人税法第29条第４項　の規定に基づき、下記のとおり　仮装経理法人税額　仮装経理地方法人税額　の還付を請求します。

記

仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額		
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象（連結）事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額		

還付を受けようとする税額の計算

区分		請求金額	※金額	区分		請求金額	※金額
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額	1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	5		
還付法人税額	2			還付地方法人税額	6		
繰越控除された法人税額	3			繰越控除された地方法人税額	7		
仮装経理法人税額（１－２－３）	4			仮装経理地方法人税額（５－６－７）	8		

法人税法第135条第４項に規定する事実の生じた日	平成　年　月　日	地方法人税法第29条第４項に規定する事実の生じた日	平成　年　月　日

（生じた事実の詳細）

（その他参考となるべき事項）

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行　本店・支店
金庫・組合　出張所
＿＿漁協・農協　＿＿本所・支所
＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿＿

3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

26.09改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（117　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書）	（110　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書）
仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う　法人税額／地方法人税額　の還付請求書の記載要領等	**仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う　法人税額／地方法人税額　の還付請求書の記載要領等**
1　この請求書は、平成21年４月１日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第４項又は地方法人税法第29条第４項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。 (1)　更生手続開始の決定があったこと。 (2)　再生手続開始の決定があったこと。 (3)　特別清算開始の決定があったこと。 (4)　法人税法施行令第24条の２第１項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (5)　法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の２第１項又は地方法人税法施行規則第８条第１項で定めるものがあったこと（(4)に掲げるものを除きます。）。	1　この請求書は、平成21年４月１日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第４項又は地方法人税法第29条第４項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。 (1)　更正手続開始の決定があったこと。 (2)　再生手続開始の決定があったこと。 (3)　特別清算開始の決定があったこと。 (4)　法人税法施行令第24条の２第１項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (5)　法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の２第１項又は地方法人税法施行規則第８条第１項で定めるものがあったこと（(4)に掲げるものを除きます。）。
2　この請求書は、法第135条第４項又は地方法人税法第29条第４項に規定する事実が生じた日以後１年以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。	2　この請求書は、法第135条第４項又は地方法人税法第29条第４項に規定する事実が生じた日以後１年以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (3)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」をー（マイナス）印を付さずに記載します。 (4)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄 イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額１」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ　「還付法人税額２」欄には、法第135条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ　「繰越控除された法人税額３」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。 (5)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」をー（マイナス）印を付さずに記載します。 (6)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄 イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額５」欄には、(5)の金額を記載します。 ロ　「還付地方法人税額６」欄には、地方法人税法第29条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ　「繰越控除された地方法人税額７」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。 (7)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。	3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。 (3)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」をー（マイナス）印を付さずに記載します。 (4)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄 イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額１」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ　「還付法人税額２」欄には、法第135条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ　「繰越控除された法人税額３」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。 (5)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」をー（マイナス）印を付さずに記載します。 (6)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄 イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額５」欄には、(5)の金額を記載します。 ロ　「還付地方法人税額６」欄には、地方法人税法第29条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ　「繰越控除された地方法人税額７」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。 (7)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（119　収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）

収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	納税地	〒 電話（　）　－
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第64条の２第１項
□租税特別措置法第68条の71第１項　の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

□　措置法第64条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の２第１項の特別勘定の金額を有しようと　する・しない

□　措置法第68条の70第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第１項の特別勘定の金額を有しようと　する・しない

（設定期間の延長を必要とする理由）

措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の２第４項第１号又は措置法第68条の71第５項第１号に規定する特別勘定の金額
年　月　日	円	円

代替資産の内容					
取得する予定の	種類				
	構造				
	規模				
代替資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（収用等に係る事業の施行の状況）　（事業の完了見込年月日　・　・　）

（生態影響調査の実施の状況）　（調査の完了予定年月日　・　・　）

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（112　収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）

収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等	
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第64条の２第１項
□租税特別措置法第68条の71第１項　の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

□　措置法第64条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の２第１項の特別勘定の金額を有しようと　する・しない

□　措置法第68条の70第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第１項の特別勘定の金額を有しようと　する・しない

（設定期間の延長を必要とする理由）

措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の２第４項第１号又は措置法第68条の71第５項第１号に規定する特別勘定の金額
年　月　日	円	円

代替資産の内容					
取得する予定の	種類				
	構造				
	規模				
代替資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（収用等に係る事業の施行の状況）　（事業の完了見込年月日　・　・　）

（生態影響調査の実施の状況）　（調査の完了予定年月日　・　・　）

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（119　収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）	（112　収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）
収用等に伴い代替資産を取得した場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**収用等に伴い代替資産を取得した場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条第 19 項第１号イ又はロ、第２号の規定又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第１号イ又はロ、第２号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条第 19 項第１号イ又はロ、第２号の規定又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第１号イ又はロ、第２号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
2　この申請書は、収用等があった日後４年を経過する日から２月以内に提出する必要があります。	2　この申請書は、収用等があった日後４年を経過する日から２月以内に提出する必要があります。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
(4)　「措置法第 64 条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の２第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第 68 条の 70 第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 68 条の 71 第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。	(4)　「措置法第 64 条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の２第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第 68 条の 70 第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 68 条の 71 第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
(5)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。	(5)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
(6)　「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。	(6)　「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
(7)　「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。	(7)　「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
(8)　「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第２号又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第２号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。	(8)　「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第２号又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第２号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（120　特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）	（113　特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の8 第1項 / 第68条の79 第1項）の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の（法第65条の8 第4項第1号 / 法第68条の79 第5項第1号）に規定する特別勘定の金額	円

買換資産の内容				
取得しようとする	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の8 第1項 / 第68条の79 第1項）の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の（法第65条の8 第4項第1号 / 法第68条の79 第5項第1号）に規定する特別勘定の金額	円

買換資産の内容				
取得しようとする	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（120　特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）	（113　特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書）
特定の資産の買換えの場合における特別勘定 の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**特定の資産の買換えの場合における特別勘定 の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８又は、同法第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８又は、同法第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第65条の８の括弧書又は、同法第68条の79の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。	2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第65条の８の括弧書又は、同法第68条の79の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の７第１項又は同法第68条の78第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の７第１項又は同法第68条の78第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の　法第65条の８第４項第１号／法第68条の79第５項第１号　に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の　法第65条の８第４項第１号／法第68条の79第５項第１号　に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（122　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書）

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日
（連結）事業年度において取得をした下記の資産につき、

租税特別措置法（第65条の7第3項／第68条の78第3項）（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

	種類			
先行取得資産	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（115　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書）

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日
（連結）事業年度において取得をした下記の資産につき、

租税特別措置法（第65条の7第3項／第68条の78第3項）（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

	種類			
先行取得資産	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（122　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書）	（115　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書）
先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等	**先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の７第３項又は、同法第68条の78第３項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の７第３項又は、同法第68条の78第３項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第65条の７第３項又は同法第68条の78第３項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第65条の７第３項又は同法第68条の78第３項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。	また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。	(3)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
(4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。	(4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。
(5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)「※」欄は、記載しないでください。	(6)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（123　大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書）

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第65条の12第１項
□租税特別措置法第68条の83第１項
の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額	譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額
円	円

（措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細）

措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地を譲り受ける予定年月日	平成　年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（116　大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
	（フリガナ） 法人名等	
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第65条の12第１項
□租税特別措置法第68条の83第１項
の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額	譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額
円	円

（措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細）

措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地を譲り受ける予定年月日	平成　年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（123　大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書）	（116　大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定の設定承認申請書の記載要領等	**大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第１項又は措置法第68条の 83 第１項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合その他の政令で定めるものである場合を含む。）において、措置法第65条の12第１項の規定又は措置法第68条の83第１項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。	1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第１項又は措置法第68条の 83 第１項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ政令で定めるところにより、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）、措置法第65条の12第１項の規定又は措置法第68条の83第１項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
2　この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月（その日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から２月）を経過する日までに、提出してください。	2　この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月（その日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から２月）を経過する日までに、提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限ります。）を当該提出法人が譲り受ける予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限る。）を当該土地等が買い取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
(4)　「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(4)　「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(5)　「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。	(5)　「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
(6)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。	(6)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
(7)　「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。	(7)　「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（117　平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書）	（117　平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書）
（廃　止）	平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※連結グループ整理番号 税務署受付印 平成　年　月　日 税務署長殿 提出法人 □□単体法人 □□連結親法人 (フリガナ) 法人名等 納税地　〒　電話(　)　－ (フリガナ) 代表者氏名　㊞ 連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載） (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地　〒　(　局　署)　電話(　)　－ (フリガナ) 代表者氏名 ※税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先　□親署⇒子署　□子署⇒調査課 自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、 租税特別措置法（第 66 条の２第１項 / 第 68 条の 85 第１項）(平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記 先行取得土地等 所在地 面積　㎡　㎡ 取得年月日　平成　年　月　日　平成　年　月　日 取得価額　円　円 その他参考となるべき事項 税理士署名押印　㊞ ※税務署処理欄 / 部門 / 決算期 / 業種番号 / 整理簿 / 備考 / 通信日付印 / 年月日 / 確認印 25.06 改正 （規格Ａ４）

改　　正　　後	改　　正　　前
（117　平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書） （廃　止）	（117　平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書） **平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合 の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の２第１項又は同法第 68 条の 85 第１項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 なお、平成 21 年４月１日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年４月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年４月 30 日までとされています。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の２第１項又は同法第 68 条の 85 第１項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。 また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (3)「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の２第１項又は同法第 68 条の 85 第１項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。 (4)「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。 (5)「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。 (6)「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（124　適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書）

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書

税務署受付印

※整理番号	
※整理グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による先行取得土地等の移転について

租税特別措置法 〔第66条の2第9項 / 第68条の85第9項〕 の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日	平成　年　月　日	

譲渡した他の土地等	所在地			
	面積	㎡	譲渡年月日	平成　年　月　日
先行取得土地等	所在地			
	面積	㎡	取得年月日	平成　年　月　日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額		円		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（118　適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書）

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書

税務署受付印

※整理番号	
※整理グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による先行取得土地等の移転について

租税特別措置法 〔第66条の2第9項 / 第68条の85第9項〕 の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日	平成　年　月　日	

譲渡した他の土地等	所在地			
	面積	㎡	譲渡年月日	平成　年　月　日
先行取得土地等	所在地			
	面積	㎡	取得年月日	平成　年　月　日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額		円		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（124　適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書）	（118　適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書）
適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等	**適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条の２第１項又は第68条の85第１項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。）によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条の２第１項又は第68条の85第１項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。）によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　届出書の各欄は、次により記載します。	4　届出書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(3)　「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(4)　「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。	(4)　「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。
(5)　「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。	(5)　「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
(6)　「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。	(6)　「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
(7)　「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定により損金の額に算入される金額（帳簿価額を減額した金額）及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(7)　「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の２第７項又は第68条の85第７項の規定により損金の額に算入される金額（帳簿価額を減額した金額）及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

	(フリガナ)	
	法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ)	
	代表者氏名	㊞

平成27年改正前の租税特別措置法施行規則第22条の19第5項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特定合併に係る法人	(フリガナ)		特定合併年月日	年　月　日
	法人名等			
	納税地	〒　（　局　署）	特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額	円
		電話（　　）　－		
	(フリガナ)			
	代表者氏名	㊞		

特定合併により移転を受けた土地等及び信託受益権の明細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
	合計				

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（119　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

	(フリガナ)	
	法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ)	
	代表者氏名	㊞

租税特別措置法施行規則第22条の19第5項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特定合併に係る法人	(フリガナ)		特定合併年月日	年　月　日
	法人名等			
	納税地	〒　（　局　署）	特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額	円
		電話（　　）　－		
	(フリガナ)			
	代表者氏名	㊞		

特定合併により移転を受けた土地等及び信託受益権の明細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
	合計				

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）	（119　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）
不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等	**不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、租税特別措置法第 67 条の 15 第１項に規定する投資法人が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措置法規則」といいます。）第 22 条の 19 第６項に規定する不動産投資法人であるときに、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。 3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (2)　「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (3)　「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。 (4)　「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る旧措置法規則第 22 条の 19 第４項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。 (5)　「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄 イ　「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。 ロ　「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。 ハ　「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。 ニ　「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。 ホ　「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。	1　この届出書は、租税特別措置法第 67 条の 15 第１項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第 22 条の 19 第６項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第 22 条の 19 第５項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。 3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (2)　「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (3)　「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。 (4)　「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第 22 条の 19 第４項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。 (5)　「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄 イ　「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。 ロ　「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。 ハ　「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。 ニ　「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。 ホ　「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後

（129　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書）

第　　号

平成　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿 の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、その全部　の　国税関係帳簿　について、これを承認しましたので通知します。
下　記

記

（承認対象の国税関係帳簿）

27.06改正

改　　正　　前

（123　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書）

第　　号

平成　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿
国税関係書類　の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、その全部　の　国税関係帳簿　国税関係書類　について、これを承認しましたので通知します。
下　記

記

（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）

13.07

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書）	（130　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日 納税地等 保存義務者名 代表者氏名 税務署長 財務事務官　　㊞ 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書 から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　条第　項の承認に係る申請については、その全部 下　記　の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。 記 （承認対象の国税関係書類） 27.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　国税関係書類の電磁的記録等によるスキャナ保存の承認通知書）	（131　国税関係書類の電磁的記録等によるスキャナ保存の承認通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日 納税地等 保存義務者名 代表者氏名 税務署長 財務事務官　　㊞ 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書 から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　条第　項の承認に係る申請については、その全部 下　記　の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。 記 （承認対象の国税関係書類） 27.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（132　国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書）	（132　国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日 納税地等 保存義務者名 代表者氏名 税務署長 財務事務官　　㊞ 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書 から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律法律第　条第　項の承認に係る申請については、その全部 下　記　の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。 記 （承認対象の国税関係帳簿書類） 27.06	（新　設）

改　　正　　後

（132　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書）

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1　使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

（注）（削　除）

1　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について法第４条第１項の承認を、また、他の帳簿について法第５条第１項の承認をする場合）には、別葉とする。

2　一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
	（削　除）
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成　年　月　日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　条第　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
その全部下記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）　申請の全部を承認する場合には、「記」及び「（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）」を抹消する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（123　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

（注）1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認をする場合）には、別葉とする。

3　一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿
国税関係書類」並びに通知文の「その全部
下　記」及び「国税関係帳簿
国税関係書類」の各箇所については、承認の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か　　ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年　月　日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　条第　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
	（追　加）
（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）申請の全部を承認する場合には、「記」及び「（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）」を二重線で抹消する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（133　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書）

第　　号
平成　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿　の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、その全部／下記　1　　の　　国税関係帳簿　について、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第６条第３項第　　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1　却下の対象

2　却下の理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06 改正

改　　正　　前

（124　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書）

第　　号
平成　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿／国税関係書類　の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、その全部／下記　1　　の　国税関係帳簿／国税関係書類　について、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第６条第３項第　　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1　却下の対象

2　却下の理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

17.03 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（134　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書）	（134　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書）
第　　号 平成　年　月　日 納税地等 保存義務者名 代表者氏名 税務署長 財務事務官　　㊞ 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書 から平成　年　月　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　条第　項の承認に係る申請については、（その全部／下記１）の国税関係書類について、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第６条第３項第　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。 記 １　却下の対象 ２　却下の理由 この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。 27.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（135　国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書）	（135　国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日 納税地等 保存義務者名 代表者氏名 税務署長 財務事務官　　㊞ 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書 から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、その全部／下記１の国税関係書類について、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第６条第３項第　　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。 記 １　却下の対象 ２　却下の理由 この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。 27.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（136　国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書）	（136　国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日	（新　設）

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から平成　　年　　月　　日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第　　条第　　項の承認に係る申請については、（その全部／下記１）の国税関係帳簿書類について、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第６条第３項第　　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

１　却下の対象

２　却下の理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06

改　　正　　後

（136　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書）

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1　使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。
なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。
(注) (削　除)
1　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認申請の却下をする場合）には、別葉とする。
2　一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
	（削　除）
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成　年　月　日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　条第　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
（同法第９条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。
その全部 下記１	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
第６条第３項 第　号	却下の理由に応じて、電帳法第６条第３項の該当号を記載する。
却下の対象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1　却下の対象」を抹消する。
却下の理由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第６条第３項第１号該当の場合には、同号に規定された各事実 ②　〃　　第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教　示　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改　　正　　前

（124　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書）

国税関係帳簿
国税関係書類　の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。
なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。
(注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。
2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認申請の却下をする場合）には、別葉とする。
3　一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿 国税関係書類」並びに通知文の「その全部 下記１」及び「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、却下の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か　　ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年　月　日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　条第　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
（同法第９条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には二重線で抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
	（追　加）
第６条第３項 第　号	却下の理由に応じて、電帳法第６条第３項の該当号を記載する。
却下の対象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1　却下の対象」を二重線で抹消する。
却下の理由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第６条第３項第１号該当の場合には、同号に規定された各事実 ②　〃　　第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教　示　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（136　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書）	（124　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書）
３　送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	**３　送付に当たっての留意事項** この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。
４　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	**４　留意事項** ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（137　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書）

第　　号
平成　　年　　月　　日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿　の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する律の規定に基づく下記１の 国税関係帳簿 に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06改正

改　　正　　前

（125　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書）

第　　号
平成　　年　　月　　日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係帳簿 国税関係書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

17.03 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（138　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書）	（138　国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日	（新　設）

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1　取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日

2　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（139　国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書）	（139　国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書）
第　　号 平成　　年　　月　　日	（新　設）

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06

改　　正　　後

（140　国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書）

第　　号
平成　　年　　月　　日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官　　㊞

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日
	同法第　条第　項	平成　年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

27.06

改　　正　　前

（140　国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書）

（新　設）

改　　正　　後

（140　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書）

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1　使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法第８条第１項又は第９条において準用する第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

（注）（削　除）

帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2　記載要領

項　　目	内　　容
	（削　除）
第８条第１項第　号	取消しの理由に応じて電帳法第８条第１項の該当号を記載する。
（同法第９条において準用する）	承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第８条第１項第１号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②　〃　第２号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教　示　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改　　正　　前

（125　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿／国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書」は、電子帳簿保存法第８条第１項又は第９条において準用する第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

（注）1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿／国税関係書類」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
第８条第１項第　号	取消しの理由に応じて電帳法第８条第１項の該当号を記載する。
（同法第９条において準用する）	承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には二重線で抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第８条第１項第１号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②　〃　第２号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教　示　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（140　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等・国税関係書類の電磁的記録等による保存・国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存・国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書）	（125　国税関係帳簿・国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書）
３　送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 **４　留意事項** ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	**３　送付に当たっての留意事項** この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 **４　留意事項** ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前

（142　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
法人税法施行令	第　条の　第　項、第　条の　第　項				
租税特別措置法	第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項				
	第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項				
附則	第　条　第　項				

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

（127　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
	第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項				
法人税法施行令	第　条の　第　項、第　条の　第　項				
租税特別措置法	第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項				
	第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項				
附則	第　条　第　項				

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.06 改正

改　　正　　後

（142　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第５項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の５第13項及び同法第57条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第３項及び第32条第３項若しくは法施行令第133条の２第３項及び第139条の４第８項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第７項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の６の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４７
４２⑦	２４の３	５５の６　⑧	２１の５
４４⑤	２４の６	６８の４６⑦	２２の４８
４５⑦	２４の７	５６　⑪	２１の７
４７⑦	２４の８	６８の４８⑩	２２の４９
４８⑦	２４の１０	５７の３　⑧	２１の８
４９⑤	２４の１２	６８の５３⑦	２２の５０
５０⑥	２５	５７の４　⑪	２１の１１②
５２⑦	２５の６	６８の５４⑨	２２の５５②
５３⑤	２５の８	５７の５　⑬	２１の１２②
法施行令１３３の２③	２７の１８	６８の５５⑭	２２の５６②
１３９の４⑧	２８の３	５７の６　⑨	２１の１３
		６８の５６⑩	２２の５７
※　読み替え規定有り（法施行令 155 の６①②）		５７の８　⑪	２１の１４②
		６８の５８⑩	２２の５８②
		５８　⑩	２１の１５⑦
		６８の６１⑨	２２の５９⑦

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（127　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第５項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の５第13項及び同法第57条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第３項及び第32条第３項若しくは法施行令第133条の２第３項及び第139条の４第８項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第７項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の６の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４７
４２⑦	２４の３	５５の６　⑧	２１の５
４４⑤	２４の６	６８の４６⑦	２２の４８
４５⑦	２４の７	５６　⑪	２１の７
４７⑦	２４の８	６８の４８⑩	２２の４９
４８⑦	２４の１０	（追　加）	（追　加）
４９⑤	２４の１２	（追　加）	（追　加）
５０⑥	２５	（追　加）	（追　加）
５２⑦	２５の６	（追　加）	（追　加）
５３⑤	２５の８	５７の５　⑬	２１の１２②
法施行令１３３の２③	２７の１８	６８の５５⑭	２２の５６②
１３９の４⑧	２８の３	５７の６　⑨	２１の１３
		６８の５６⑩	２２の５７
※　読み替え規定有り（法施行令 155 の６①②）		５７の８　⑪	２１の１４②
		６８の５８⑩	２２の５８②
		５８　⑩	２１の１５⑦
		６８の６１⑨	２２の５９⑦

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（143　適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書）

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日		年　月　日		
繰延資産	種類			
	支出した金額	円	円	円
	支出した年月	年　月	年　月	年　月
	帳簿価額	円	円	円
繰延資産が関連を有する資産等	種類			
	名称			
	関連性の説明			

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27. 06 改正

改　正　前

（128　適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書）

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日		年　月　日		
繰延資産	種類			
	支出した金額	円	円	円
	支出した年月	年　月	年　月	年　月
	帳簿価額	円	円	円
繰延資産が関連を有する資産等	種類			
	名称			
	関連性の説明			

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（143　適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書）	（128　適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書）
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。	(3)　「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
(4)　「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。	(4)　「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。
(5)　「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。	(5)　「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
(6)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。	(6)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。
(7)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。	(7)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前
（144　適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書）	（129　適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書）

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書

税務署受付印

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
期中特別勘定の金額		円
添付書類		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書

税務署受付印

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
期中特別勘定の金額		円
添付書類		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（144　適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書）	（129　適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書）
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等	**適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第７項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第７項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第６項の適格分割に係る同項第１号の分割承継法人等又は第２号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第６項の適格分割に係る同項第１号の分割承継法人等又は第２号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください
(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
(5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第６項第２号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。	(5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第６項第２号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
(6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。	(6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。
(7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。	(7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
(8)　「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。	(8)　「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
(9)　「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(9)　「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(10)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。	(10)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
(11)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(11)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(12)「※」欄は、記載しないでください。	(12)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（145　適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
国庫補助金等	名称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
引き継ぐ特別勘定の金額		円
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27. 06 改正

改　正　前

（130　適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　署) 電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
国庫補助金等	名称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
引き継ぐ特別勘定の金額		円
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（145　適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）	（130　適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第９項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第９項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第８項第２号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第２号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。	(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第８項第２号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第２号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
(4)「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。	(4)「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
(5)「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第８項第２号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。	(5)「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第８項第２号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
(6)「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。	(6)「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
(7)「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。	(7)「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
(8)「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。	(8)「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
(9)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。	(9)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)「※」欄は、記載しないでください。	(11)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（146　適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

税務署受付印

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額　円	
期中特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額　円	

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27. 06 改正

改　正　前

（131　適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

税務署受付印

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額　円	
期中特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額　円	

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（146　適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）	（131　適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）
適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第48条第９項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第48条第９項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第８項第２号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第８項第２号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
(5)　次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。	(5)　次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。
イ　「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第１項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第１項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。	イ　「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第１項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第１項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
ロ　「指定日」欄は、法第48条第１項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。	ロ　「指定日」欄は、法第48条第１項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。
ハ　「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第８項第２号又は第３号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第１項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。	ハ　「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第８項第２号又は第３号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第１項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。
ニ　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。	ニ　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
ホ　「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。	ホ　「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)　「※」欄は、記載しないでください。	(7)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（147　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者		
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	分割法人等の法人名	
	分割法人等の納税地	〒
	分割法人等の代表者氏名	

提出法人	
	□　単体法人 法人税法第69条第6項
	□　連結親法人 法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日	平成　年　月　日

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	(フリガナ) 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門
			決算期
	(フリガナ) 代表者氏名		業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

	□　親署 ⇒ 子署
	□　子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

添付書類（各欄の金額の明細書）	
税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（132　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者		
	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	分割法人等の法人名	
	分割法人等の納税地	〒
	分割法人等の代表者氏名	

提出法人	
	□　単体法人 法人税法第69条第6項
	□　連結親法人 法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日	平成　年　月　日

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	(フリガナ) 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門
			決算期
	(フリガナ) 代表者氏名		業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

	□　親署 ⇒ 子署
	□　子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

添付書類（各欄の金額の明細書）	
税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

26.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（147　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）	（132　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）
適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等	**適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第69条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合又は同法第81条の15第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第69条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合又は同法第81条の15第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第146条第11項又は法令第155条の34第11項の規定の適用がある場合には４月以内）に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第146条第11項又は法令第155条の34第11項の規定の適用がある場合には４月以内）に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「国外所得金額」の各欄	(3)　「国外所得金額」の各欄
イ　「事業年度」欄は、分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。	イ　「事業年度」欄は、分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。
ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。	ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。
ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。	ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。
(4)　「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄	(4)　「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄
イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。	イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第146条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第155条の34第６項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。	ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第146条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第155条の34第６項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。
(5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄	(5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄
イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。	イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。
ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第146条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第155条の34第６項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。	ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第146条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第155条の34第６項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。
4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。	4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。	6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項	7　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（148　適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	納税地	〒 電話（　）　－
□□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）
（第64条第10項（措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。）
第68条の70第9項（措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。）
第65条第6項・第68条の72第6項
第64条の2第3項・第68条の71第4項）

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令（第39条第31項・第39条の99第17項
第39条の2第9項・第39条の100第12項）の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年　月　日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は交換取得資産	種類	
	構造	
	規模	
	取得（予定）日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
（その他参考となるべき事項）		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（133　適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
□□連結親法人	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）
（第64条第10項（措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。）
第68条の70第9項（措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。）
第65条第6項・第68条の72第6項
第64条の2第3項・第68条の71第4項）

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令（第39条第31項・第39条の99第17項
第39条の2第9項・第39条の100第8項）の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年　月　日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は交換取得資産	種類	
	構造	
	規模	
	取得（予定）日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
（その他参考となるべき事項）		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

26.06 改正

改　　正　　後

（148　適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の２第２項及び第68条の71第３項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第８項 （措置法第64の２第８項） 措置法第68条の70第７項 （措置法第68の71第９項）	措置法第64条第10項 （措置法第64条の２第15項） 措置法第68条の70第９項 （措置法第68条の71第16項）
(2)　換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第５項 措置法第68条の72第５項	措置法第65条第６項 措置法第68条の72第６項
(3)　収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の２第２項 措置法第68条の71第３項	措置法第64条の２第３項 措置法第68条の71第４項

（注）　(1)及び(3)は、措置法第65条第３項又は第68条の72第３項において準用する場合を含みます。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記１の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、上記１の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第１項・同法第68条の70第１項若しくは第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する収用等のあった日又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6)　「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。

(7)　「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第８項・第68条の70第７項、第64条の２第８項・第68条の71第９項若しくは第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。

(8)　「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第１項・第68条の72第１項に規定する交換取得資産の価額を記載する。

(9)　「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第１項・第68条の70第１項に規定する代替資産若しくは第65条第５項・第68条の72第５項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の２第９項第６号・第22条の64第８項第７号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。

(10)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第８項（第64条の２第８項において準用する場合を含みます。）・第68条の70第７項（第68条の71第９項において準用する場合を含みます。）又は第65条第５項・第68条の72第５項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の２第２項・第68条の71第３項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(11)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(12)　「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の２第９項・第39条の100第12項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（133　適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の２第２項及び第68条の71第３項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第８項 （措置法第64の２第８項） 措置法第68条の70第７項 （措置法第68の71第９項）	措置法第64条第10項 （措置法第64条の２第15項） 措置法第68条の70第９項 （措置法第68条の71第16項）
(2)　収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第５項 措置法第68条の72第５項	措置法第65条第６項 措置法第68条の72第６項
(3)　収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の２第２項 措置法第68条の71第３項	措置法第64条の２第３項 措置法第68条の71第４項

（追　加）

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記１の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、上記１の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第１項・同法第68条の70第１項若しくは第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する収用等のあった日又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6)　「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。

(7)　「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第８項・第68条の70第７項、第64条の２第８項・第68条の71第９項若しくは第64条の２第２項・第68条の71第３項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第１項・第68条の72第１項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。

(8)　「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第１項・第68条の72第１項に規定する交換取得資産の価額を記載する。

(9)　「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第１項・第68条の70第１項に規定する代替資産若しくは第65条第５項・第68条の72第５項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の２第９項第６号・第22条の64第８項第７号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。

(10)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第８項（第64条の２第８項において準用する場合を含みます。）・第68条の70第７項（第68条の71第９項において準用する場合を含みます。）又は第65条第５項・第68条の72第５項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の２第２項・第68条の71第３項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(11)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(12)　「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の２第９項・第39条の100第８項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（149　適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

※務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第64条の2第5項 / 第68条の71第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
補償金、対価又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円
	期中特別勘定の金額に係るもの	円
取得する見込みである代替資産	種類及び構造	
	規模	
	取得予定日	年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（134　適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

※務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第64条の2第5項 / 第68条の71第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
補償金、対価又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円
	期中特別勘定の金額に係るもの	円
取得する見込みである代替資産	種類及び構造	
	規模	
	取得予定日	年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（149　適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）	（134　適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）
適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の２第５項・第68条の71第６項の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の２第５項・第68条の71第６項の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の２第４項・第68条の71第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の２第４項・第68条の71第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の２第４項・第68条の71第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の２第４項・第68条の71第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(7)　「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。	(7)　「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の２第４項第２号・第68条の71第５項第２号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。
(8)　「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。	(8)　「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（150　適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の8第5項／第68条の79第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地の場合は面積）	
	譲渡年月日	年　月　日
取得する見込みである資産	種類及び構造	
	所在地	
	規模（土地の場合は面積）	
	取得予定日	年　月　日
適用を受けることとしている表の各号の区分		号
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（135　適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の8第5項／第68条の79第6項）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第21条第5項／第26条の6第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地の場合は面積）	
	譲渡年月日	年　月　日
取得する見込みである資産	種類及び構造	
	所在地	
	規模（土地の場合は面積）	
	取得予定日	年　月　日
適用を受けることとしている表の各号の区分		号
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.06 改正

改　　正　　後

（150　適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第５項・第68条の79第６項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。

(4)「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の８第４項・第68条の79第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の８第４項・第68条の79第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(7)「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。

(8)「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第65条の７第１項の表・第68条の78第１項の表の第１号から第９号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。

(9)「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の７第１項の表・第68条の78第１項の表の各号の区分を記載してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（135　適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第５項・第68条の79第６項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第５項・第26条の６第６項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号又は震災特例法第21条第４項第２号若しくは同項第３号・第26条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。

(4)「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の８第４項第２号・第68条の79第５項第２号又は震災特例法第21条第４項第２号若しくは同項第３号・第26条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の８第４項・第68条の79第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第21条第４項・第26条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の８第４項・第68条の79第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第21条第４項・第26条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(7)「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。

(8)「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の７第１項の表・第68条の78第１項の表の第１号から第９号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。

(9)「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の７第１項の表・第68条の78第１項の表又は震災特例法第20条第１項の表・第26条の５第１項の表の各号の区分を記載してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（151　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒 電話（　　）　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の12第6項 / 第68条の83第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（136　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の12第6項 / 第68条の83第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（151　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）	（136　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）
適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第６項・第68条の83第７項の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第６項・第68条の83第７項の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の12第５項第２号・第68条の83第６項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の12第５項第２号・第68条の83第６項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の12第５項第２号・第68条の83第６項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の12第５項第２号・第68条の83第６項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第５項・第68条の83第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第５項・第68条の83第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第５項・第68条の83第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第５項・第68条の83第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(7)　「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。	(7)　「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
(8)　「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。	(8)　「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（152　適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人／連結親法人／連結子法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、

租税特別措置法（第67条の4第7項／第68条の102第8項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
転廃業助成金等	転廃業助成金の金額 特別勘定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金の金額 期中特別勘定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金等の名称	
取得する見込みである固定資産	種類	
	取得予定日	年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（137　適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人／連結親法人／連結子法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、

租税特別措置法（第67条の4第7項／第68条の102第8項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
転廃業助成金等	転廃業助成金の金額 特別勘定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金の金額 期中特別勘定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金等の名称	
取得する見込みである固定資産	種類	
	取得予定日	年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（152　適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）	（137　適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書）
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の４第７項又は第68条の102第８項の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の４第７項又は第68条の102第８項の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の４第６項・第68条の102第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の４第６項・第68条の102第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の４第６項・第68条の102第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の４第６項・第68条の102第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(7)　「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください	(7)　「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の４第６項第２号・第68条の102第７項第２号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください
(8)　「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。	(8)　「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（153　適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。）／第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。））

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法（第65条の8第3項／第68条の79第4項）により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令（第39条の7第45項／第39条の106第39項）により書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	譲渡年月日	年　月　日
買換取得資産又は見込資産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	取得（予定）日	年　月　日
	表の各号の該当区分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06改正

改　正　前

（138　適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。）／第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。））若しくは

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）（第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。）／第26条の5第9項（震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。））

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法（第65条の8第3項／第68条の79第4項）又は、震災特例法（第21条第3項／第26条の6第4項）により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令（第39条の7第45項／第39条の106第39項）又は、震災特例法施行令（第18条第39項／第21条の5第39項）により書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	譲渡年月日	年　月　日
買換取得資産又は見込資産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	取得（予定）日	年　月　日
	表の各号の該当区分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

26.06改正

改　　正　　後

（153　適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の７第 45 項・第 39 条の 106 第 39 項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の７第９項 （措置法第 65 条の８第８項） 措置法第 68 条の 78 第９項 （措置法第 68 条の 79 第９項） （削　除） （削　除） （削　除） （削　除）	措置法第 65 条の７第 11 項 （措置法第 65 条の８第 16 項） 措置法第 68 条の 78 第 11 項 （措置法第 68 条の 79 第 17 項） （削　除） （削　除） （削　除） （削　除）
(2)　特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第 65 条の８第２項 措置法第 68 条の 79 第３項 （削　除） （削　除）	措置法第 65 条の８第３項 措置法第 68 条の 79 第４項 （削　除） （削　除）

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の７第９項・第 68 条の 78 第９項、第 65 条の８第８項・第 68 条の 79 第９項又は第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

(4)「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の７第９項・第 68 条の 78 第９項、第 65 条の８第８項・第 68 条の 79 第９項又は第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表の第 10 号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）

　また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表の各号の区分を記載してください。

(7)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の７第９項（同法第 65 条の８第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第９項（同法第 68 条の 79 第９項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(8)「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の７第 45 項・第 39 条の 106 第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（138　適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の７第 45 項・第 39 条の 106 第 39 項の規定又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・第 21 条の５第 39 項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の７第９項 （措置法第 65 条の８第８項） 措置法第 68 条の 78 第９項 （措置法第 68 条の 79 第９項） 震災特例法第 20 条第７項 （震災特例法第 21 条第８項） 震災特例法第 26 条の５第７項 （震災特例法第 26 条の６第９項）	措置法第 65 条の７第 11 項 （措置法第 65 条の８第 16 項） 措置法第 68 条の 78 第 11 項 （措置法第 68 条の 79 第 17 項） 震災特例法第 20 条第９項 （震災特例法第 21 条第 15 項） 震災特例法第 26 条の５第９項 （震災特例法第 26 条の６第 16 項）
(2)　特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第 65 条の８第２項 措置法第 68 条の 79 第３項 震災特例法第 21 条第２項 震災特例法第 26 条の６第３項	措置法第 65 条の８第３項 措置法第 68 条の 79 第４項 震災特例法第 21 条第３項 震災特例法第 26 条の６第４項

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項若しくは震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

(4)「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項、震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表の第１号から第９号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）

　また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表又は震災特例法第 20 条第１項の表・第 26 条の５第１項の表の各号の区分を記載してください。

(7)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の７第９項（措置法第 65 条の８第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第９項（同法第 68 条の 79 第９項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第 20 条第７項（震災特例法第 21 条第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 26 条の５第７項（同法第 26 条の６第９項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(8)「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の７第 45 項・同令第 39 条の 106 第39項又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・同令第 21 条の５第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（154　適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(　局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年　月　日
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（139　適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(　局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年　月　日
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（154　適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）	（139　適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）
適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の10第４項又は第68条の81第４項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の10第４項又は第68条の81第４項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第１項又は第68条の81第１項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。	(5)　「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第１項又は第68条の81第１項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
(6)　「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。	(6)　「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。
(7)　「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。	(7)　「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第４項又は第68条の81第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。
(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第39条の８第６項又は第39条の107第６項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第39条の８第６項又は第39条の107第６項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)　「※」欄は、記載しないでください。	(11)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（155　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第65条の11第6項／第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項／第68条の83第16項又は同条第5項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の9第18項／第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
譲渡をした土地等又は交換譲渡資産等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産等	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け（予定）年月日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（140　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第65条の11第6項／第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項／第68条の83第16項又は同条第5項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の9第18項／第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
譲渡をした土地等又は交換譲渡資産等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産等	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け（予定）年月日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.06 改正

改　　正　　後

（155　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第３項及び第 68 条の 83 第４項の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第４項 措置法第 68 条の 82 第４項	措置法第 65 条の 11 第６項 措置法第 68 条の 82 第６項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第 65 条の 12 第９項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第３項 措置法第 68 条の 83 第４項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第４項 措置法第 68 条の 83 第５項

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項・第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項・第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産等」の各欄については、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日、措置法第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項に規定する宅地の所在地及び規模並びにその譲受け年月日又は措置法施行規則第 22 条の９第６項第５号・第 22 条の 71 第６項第６号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項（第 65 条の 12 第９項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 82 第４項（第 68 条の 83 第 10 項において準用する場合を含みます）の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類（証明書等)」欄は措置法施行令第 39 条の９第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（140　適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第３項及び第 68 条の 83 第４項の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第４項 措置法第 68 条の 82 第４項	措置法第 65 条の 11 第６項 措置法第 68 条の 82 第６項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第 65 条の 12 第９項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第３項 措置法第 68 条の 83 第４項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第４項 措置法第 68 条の 83 第５項

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項・第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項・第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産等」の各欄については、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日、措置法第 65 条の 12 第９項・第 68 条の 83 第 10 項に規定する宅地の所在地及び規模並びにその譲受け年月日又は措置法施行規則第 22 条の９第６項第５号・第 22 条の 71 第６項第６号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項（第 65 条の 12 第９項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 82 第４項（第 68 条の 83 第 10 項において準用する場合を含みます）の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類（証明書等)」欄は措置法施行令第 39 条の９第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（156　適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書）

適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人／連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の12第3項／第68条の83第4項）の規定による適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

期中特別勘定の金額			円	
適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・

(やむを得ない事情の詳細)

添付書類

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（141　適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）

適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人／連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の12第3項／第68条の83第4項）の規定による適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

期中特別勘定の金額			円	
適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・

(やむを得ない事情の詳細)

添付書類

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（156　適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書）	（141　適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）
適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定承認申請書の記載要領等	**適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により設けるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(3)　「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(4)　「適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄	(4)　「適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄
イ　「取得価額の見積額」欄には、適格分割等に係る措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。	イ　「取得価額の見積額」欄には、適格分割等に係る措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。	ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。	(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
(6)　「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の９第３項・第 22 条の 71 第３項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。	(6)　「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の９第３項・第 22 条の 71 第３項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（157　適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
整理番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得若しくは改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第67条の4第17項又は第18項／第68条の102第18項又は第19項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の27第15項／第39条の123の2第15項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
転廃業助成金	金額	円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)改良(予定)固定資産	種類	
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（142　適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□単体法人 □□連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
整理番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第67条の4第17項又は第18項／第68条の102第18項又は第19項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の27第15項／第39条の123の2第15項）により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
転助廃成業金	金額	円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)改良(予定)固定資産	種類	
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後

（157　適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の４第３項（第10項において準用する場合を含みます。）・第68条の102第３項（第11項において準用する場合を含みます。）により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の４第５項・第68条の102第６項の規定（適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。）により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項・第68条の102第３項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の４第５項・第68条の102第６項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項又は第５項・第68条の102第３項若しくは第11項又は第６項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項又は第５項・第68条の102第３項若しくは第11項又は第６項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。

(6)　「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の４第３項（第10項において準用する場合を含みます。）・第68条の102第３項（第11項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の４第５項・第68条の102第６項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。

(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（十二）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の２第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（142　適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の４第３項（第10項において準用する場合を含みます。）・第68条の102第３項（第11項において準用する場合を含みます。）により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の４第５項・第68条の102第６項の規定（適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。）により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項・第68条の102第３項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の４第５項・第68条の102第６項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項又は第５項・第68条の102第３項若しくは第11項又は第６項に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5)　「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の４第３項若しくは第10項又は第５項・第68条の102第３項若しくは第11項又は第６項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。

(6)　「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の４第３項（第10項において準用する場合を含みます。）・第68条の102第３項（第11項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の４第５項・第68条の102第６項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。

(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（十二）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の２第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

（158　適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27. 06 改正

改正前

（143　適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（158　適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書）	（143　適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書）
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等	**適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいう。）又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第97条第１項又は第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後２年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。	1　この申請書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいう。）又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第97条第１項又は第155条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後２年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。
2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。
(5)　「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)　「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)　「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(7)　「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（161　適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書）

税務署受付印

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□単体法人　□連結親法人）

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年　月　日	
採用しようとする返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎となる金額の明細		
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（146　適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書）

税務署受付印

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□単体法人　□連結親法人）

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年　月　日	
採用しようとする返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎となる金額の明細		
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（161　適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書）	（146　適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書）
適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等	**適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 102 条第１項又は第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後１年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。	1　この申請書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 102 条第１項又は第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後１年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。
2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。
(5)　「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)　「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)　「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(7)　「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（164　適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	納税地	〒 電話（　）　－
□□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日		年　月　日		
分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を事業の用に供した事業年度	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円
（その他参考となるべき事項）				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（149　適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	（フリガナ） 法人名等	
□□連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日		年　月　日		
分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を事業の用に供した事業年度	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円
（その他参考となるべき事項）				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（164　適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書）	（149　適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書）
適　格　分　割　等　に　よ　る 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適　格　分　割　等　に　よ　る 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の最後の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の２第８項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の最後の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の２第８項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の２第７項第２号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。	(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の２第７項第２号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
(4)　「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。	(4)　「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
(5)　「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の２第１項に規定する一括償却対象額（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。）を記載してください。	(5)　「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の２第１項に規定する一括償却対象額（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。）を記載してください。
(6)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。	(6)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（165　適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書）

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の日	年　月　日					
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・・	・・	・・	・・	・・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（150　適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書）

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の日	年　月　日					
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・・	・・	・・	・・	・・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（165　適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書）	（150　適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書）
適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第139条の４第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第139条の４第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。	(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
(4)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第139条の４第12項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。	(4)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第139条の４第12項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。
(5)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。	(5)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。
(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)　「※」欄は、記載しないでください。	(7)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（166　適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の9第16項／第39条の108第15項）の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、租税特別措置法施行令（第39条の9第15項／第39条の108第14項）各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額	円

譲り受けようとする宅地				
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	．．	．．	．．

(やむを得ない事情の詳細)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（151　適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の9第16項／第39条の108第15項）の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、租税特別措置法施行令（第39条の9第15項／第39条の108第14項）各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額	円

譲り受けようとする宅地				
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	．．	．．	．．

(やむを得ない事情の詳細)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（166　適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）	（151　適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）
適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)施行令第 39 条の９第 15 項各号・第 39 条の 108 第 14 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)施行令第 39 条の９第 15 項各号・第 39 条の 108 第 14 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。	(3)「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
(4)「譲り受けようとする宅地」の各欄	(4)「譲り受けようとする宅地」の各欄
イ　「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第１項・第 68 条の 83 第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。	イ　「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第１項・第 68 条の 83 第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。	ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
(5)「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。	(5)「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
(6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)「※」欄は、記載しないでください。	(7)「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前

（167　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）法人名等	
法人番号	
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第11項／第39条の39第12項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由		
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
（その他参考となるべき事項）		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

（152　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□□単体法人　□□連結親法人

（フリガナ）法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ）法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ）代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第14項／第39条の39第21項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由		
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
（その他参考となるべき事項）		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（167　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書）	（152　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書）
分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等	**分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。	2　この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(4)「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(5)「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第12項第5号又は第22条の23第12項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。	(5)「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第9項第5号又は第22条の23第9項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
(6)「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)「※」欄は、記載しないでください。	(8)「※」欄は、記載しないでください。
5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。	5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
6　留意事項	6　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
○　「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。	（追　加）

改　正　後

（168　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名等

代表者名　　殿

税務署長
財務事務官

㊞

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

（注）この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（153　分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名等

代表者名　　殿

税務署長
財務事務官

㊞

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

24.12改正

改　正　後	改　正　前
（169　分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書）	（154　分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書）

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による試験研究費の額の区分について
租税特別措置法施行令（第27条の4第11項 / 第39条の39第12項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 （削除） （削除）
	移転試験研究費の額	平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 （削除） （削除）

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27. 06 改正

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による試験研究費の額の区分について
租税特別措置法施行令（第27条の4第14項 / 第39条の39第21項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内（平成18年3月31日以前開始事業年度である場合は5年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円
	移転試験研究費の額	平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円 平成・・ 円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（169　分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書）	（154　分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書）
分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等	**分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成18年３月31日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成18年３月31日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（170　分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転売上金額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第20項／第39条の39第19項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
（その他参考となるべき事項）		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（155　分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転売上金額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第23項／第39条の39第28項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
（その他参考となるべき事項）		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（170　分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書）	（155　分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書）
分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書の記載要領等	**分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27の4第23項又は第39条の39第28項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。	2　この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(5)　「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第19項第5号又は第22条の23第19項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。	(5)　「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第16項第5号又は第22条の23第16項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。	5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
6　留意事項	6　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
○　「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。	（追　加）

改　正　後

（171　分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

（注）この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（156　分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

24.12改正

改　　正　　後	改　　正　　前

（172　分割等による売上金額の区分に関する届出書）

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　　署) 電話(　　)　－	部門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について

租税特別措置法施行令（第27条の4第20項 / 第39条の39第19項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年　月　日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
	移転売上金額	平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

（157　分割等による売上金額の区分に関する届出書）

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(局　　署) 電話(　　)　－	部門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について

租税特別措置法施行令（第27条の4第23項 / 第39条の39第28項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年　月　日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
	移転売上金額	平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	
		平・年　：　：　円	

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（172　分割等による売上金額の区分に関する届出書）	（157　分割等による売上金額の区分に関する届出書）

分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法施行令第27条の４第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の４第20項又は第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。

（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）をそれぞれ記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法施行令第27条の４第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27条の４第23項又は第39条の39第28項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。

（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）をそれぞれ記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）

税務署受付印

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話(　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、

平成27年改正前の租税特別措置法施行令 （第29条の2第5項 / 第39条の61第5項） の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		

(その他参考となるべき事項)

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（158　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）

税務署受付印

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話(　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、

租税特別措置法施行令 （第29条の2第5項 / 第39条の61第5項） の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		

(その他参考となるべき事項)

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）	（158　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）
分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等	**分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(5)　「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の18第２項第５号又は第22条の39第２項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。	(5)　「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第２項第５号又は第22条の39第２項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。	5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
6　留意事項	6　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
○　「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第 29 条の２第５項又は第 39 条の 61 第５項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」を分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。	（追　加）

改　　正　　後

（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分割等による移転支援事業所取引金額

の合計額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

（注）この通知は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

27.06改正

改　　正　　前

（159　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分割等による移転支援事業所取引金額

の合計額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

24.12改正

改　正　後

（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について

平成27年改正前の租税特別措置法施行令（第29条の2第5項 / 第39条の61第5項 記）の規定により下記のとおり届け出ます。

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平・・ 平・・　円
	移転支援事業所取引金額の合計額	平・・ 平・・　円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（160　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局　署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について

租税特別措置法施行令（第29条の2第5項 / 第39条の61第5項 記）の規定により下記のとおり届け出ます。

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平・・ 平・・　円
	移転支援事業所取引金額の合計額	平・・ 平・・　円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）	（160　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）
分割等による支援事業所取引金額の合計額 の区分に関する届出書の記載要領等	**分割等による支援事業所取引金額の合計額 の区分に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（176　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（認定書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（161　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（認定書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

26.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（176　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）	（161　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第２項第６号・第68条の43第２項第６号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第９項及び措置法施行令第32条の２第９項・第39条の72第６項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。	1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第２項第６号・第68条の43第２項第６号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第９項及び措置法施行令第32条の２第９項・第39条の72第６項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第１項各号・第68条の43第１項各号に掲げる法人を記載してください。	(5)　「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第１項各号・第68条の43第１項各号に掲げる法人を記載してください。
(6)　「積立金額」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。	(6)　「積立金額」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
(7)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(7)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(8)　「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第７項・第22条の45第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(8)　「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第７項・第22条の45第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前

（177　適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書）

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話(　　)　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
投資事業有限責任組合の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
添付書類（契約書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

（162　適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書）

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話(　　)　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
投資事業有限責任組合の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
添付書類（契約書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

26.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（177　適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書）	（162　適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書）
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等	**適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の２第４項・第68条の43の２第５項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第55条の２第５項・第68条の43の２第６項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。	1　この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の２第４項・第68条の43の２第５項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第55条の２第５項・第68条の43の２第６項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。	(4)「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。
(5)「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第55条の２第１項・第68条の43の２第１項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。	(5)「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第55条の２第１項・第68条の43の２第１項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。
(6)「積立金額」欄には、措置法第55条の２第４項・第68条の43の２第５項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。	(6)「積立金額」欄には、措置法第55条の２第４項・第68条の43の２第５項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
(7)「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(7)「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(8)「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第21条の２第５項・第22条の46第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(8)「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第21条の２第５項・第22条の46第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)「※」欄は、記載しないでください。	(10)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（163　分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書）	（163　分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書）
（廃　止）	

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒　電話(　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	(フリガナ) 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　(　局　署)　電話(　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、

旧租税特別措置法施行令（第33条第4項 / 第39条の78第3項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日		年　月　日
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類	分割承継法人に移転する事業	
	特定電子計算機の種類	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（163　分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書） （廃　止）	（163　分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書） **分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、製造業者等（旧租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第57条第１項・第68条の50第１項に規定する法人をいいます。）が単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、旧措置法施行令第33条第４項・第39条の78第３項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。 (5)　「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった旧措置法施行令第33条第４項・第39条の78第３項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8)　「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（164　分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書）	（164　分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書）
（廃　止）	

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書

※整理番号
※連結グループ整理番号

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人
□ 単体法人　□ 連結親法人

(フリガナ)
法人名等
納税地　〒　電話(　)　－
(フリガナ)
代表者氏名　㊞
代表者住所　〒
事業種目　業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地　〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所　〒
事業種目　業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、
旧租税特別措置法施行令（第33条第4項／第39条の78第3項）の規定により下記のとおり届け出ます。
記

分割法人又は分割承継法人
法人名等
納税地
代表者氏名

分割型分割の日　年　月　日

分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額

事業年度	：：	：：	：：	：：	：：	：：	：：
特約付販売による収入金額	円	円	円	円	円	円	円
特約付販売に係る買戻価額							
移転収入金額							
移転買戻金額							

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（164　分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書）	（164　分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書）
（廃　止）	**分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等** 1　この届出書は、製造業者等（旧租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第57条第１項・第68条の50第１項に規定する法人をいいます。）が単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、旧措置法施行令第33条第４項・第39条の78第３項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。 2　この届出書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先（分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。 (5)　「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（178　適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人／連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	(フリガナ) 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　局　署) 電話(　　)　－	部門
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の8第2項／第68条の79第3項）の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額					円
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（165　適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人／連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	(フリガナ) 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　局　署) 電話(　　)　－	部門
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の8第2項／第68条の79第3項）又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）（第21条第2項／第26条の6第3項）の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額					円
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（178　適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）	（165　適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書）
適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項・第68条の79第１項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行う場合において、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項・第68条の79第１項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第１項・第26条の６第１項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行う場合において、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項又は震災特例法第21条第２項・第26条の６第３項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。	2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(3)　「措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項又は震災特例法第21条第２項・第26条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項又は震災特例法第21条第２項・第26条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(4)　「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。	(4)　「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
(5)　「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。	(5)　「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
(6)　「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。	(6)　「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項又は震災特例法第21条第２項・第26条の６第３項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
(7)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。	(7)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の８第２項・第68条の79第３項又は震災特例法第21条第２項・第26条の６第３項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（179　適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、

租税特別措置法施行令（第39条の7第35項／第39条の106第29項）の規定により下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額					円
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

（やむを得ない事情の詳細）

認定を受けようとする日　　年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印　　㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月	確認印	

27.06 改正

改　　正　　前

（166　適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、

租税特別措置法施行令（第39条の7第35項／第39条の106第29項）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（第18条第29項／第21条の5第29項）の規定により下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額					円
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

（やむを得ない事情の詳細）

認定を受けようとする日　　年　月　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印　　㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

26.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（179　適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）	（166　適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書）
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の７第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の７第３項・第 68 条の 78 第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第７項・第 68 条の 79 第８項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項・第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の７第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の５第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の７第３項・第 68 条の 78 第３項、震災特例法第 20 条第３項・第 26 条の５第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第７項・第 68 条の 79 第８項又は震災特例法第 21 条第７項・第 26 条の６第８項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項・第 68 条の 78 第１項の表の各号又は震災特例法第 20 条第１項・第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。	(3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
(4)　「取得する予定の買換資産の内容」の各欄	(4)　「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
イ　「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。	イ　「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
ロ　「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。	ロ　「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
ハ　「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。	ハ　「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。	ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。	ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号・第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。	(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号・第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第１項の表の各号・第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
(6)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第34項・第 39 条の 106 第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。	(6)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第34項・第 39 条の 106 第28項又は震災特例法施行令第 18 条第 28 項・第 21 条の５第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（180　適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書）

適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	(フリガナ) 法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
(フリガナ) 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、

租税特別措置法（第52条の3第14項 / 第68条の41第14項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
特別償却対象資産	種類	
	構造若しくは用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数	年
特別償却に関する規定の区分		
(削除)	特別償却準備金の金額	
	添付明細（別表等）	
	(削除)	
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（167　適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
(フリガナ) 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

（適格分割等による特別償却準備金の損金算入 / 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ）について、

（租税特別措置法第52条の3第14項・第68条の41第14項 / 平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項 / 平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　月　日
(旧)特別償却対象資産	種類	
	構造若しくは用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数	年
(旧)特別償却に関する規定の区分		
分割承継法人等に引継ぐこととなった特別償却準備金	特別償却準備金の金額	円
	添付明細（別表等）	
	特別償却準備金の金額の計算の基礎となった合理的な方法の内容	
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

22.06 改正

改　　正　　後

（180　適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書）

適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の３第14項・第68条の41第14項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（削　除）

(3)「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)「適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。

(5)「特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください

(6)「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の規定の適用に係る措置法第52条の３第11項・第68条の41第11項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。

(7)「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。

(8)「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

（削　除）

(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（167　適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書）

適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の３第14項・第68条の41第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第10項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令附則第15条第３項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。

(4)「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(5)「適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項に規定する適格分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の年月日を記載してください。

(6)「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項及び第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項の規定の適用に係る同条第７項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。

（追　加）

(7)「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。

（追　加）

(8)「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の３第１項若しくは第２項、第７項若しくは第８項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成13年改正措置法施行令附則第15条第１項第２号に規定する合理的な方法の内容を記載する。

(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（181　適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第66条第6項 第68条の84第6項）及び、措置法施行令（第39条の10第4項 第39条の109第5項）により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（168　適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第66条第6項 第68条の84第6項）及び、措置法施行令（第39条の10第4項 第39条の109第5項）により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（181　適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）	（168　適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書）
適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条第６項・第68条の84第６項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条第６項・第68条の84第６項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。	(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。	(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第４項・第68条の84第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
(7)　「減額した金額」欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。	(7)　「減額した金額」欄は、措置法第66条第４項・第68条の84第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の９の２第２項・第22条の72第２項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。	(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の９の２第２項・第22条の72第２項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)「※」欄は、記載しないでください。	(11)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（182　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

現物分配により　試験研究用資産／支援事業所取引譲受資産　の移転を受けていない旨について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第13項／第27条の4第22項／第39条の39第14項／第39条の39第21項）又は

平成27年改正前の租税特別措置法施行令（第29条の2第7項／第39条の61第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（169　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □ 単体法人 □ 連結親法人

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　(局署)　電話(　)　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

現物分配により　試験研究用資産／支援事業所取引譲受資産　の移転を受けていない旨

租税特別措置法施行令（第27条の4第16項／第27条の4第25項／第29条の2第7項／第39条の39第23項／第39条の39第30項／第39条の61第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

25.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（182　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）	（169　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引 譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領	**現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引 譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領**
1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第27条の4第13項若しくは第22項若しくは第39条の39第14項若しくは第21項又は平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の2第7項若しくは第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2第7項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
2　この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内に提出してください。	2　この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内に提出してください。
3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。	3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
4　届出書の各欄は、次により記載します。	4　届出書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(3)　「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(4)　「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。	(4)　「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（183　連結納税の承認の申請書(初葉)）

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号		親
※連結グループ整理番号		

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長経由

国税庁長官　殿

連結予定法人（申請法人）

連結親法人となる法人

納税地	〒 電話（　　）　－
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円
主要株主等の状況	付表１（連結親法人となる法人の主要株主等の状況）のとおり
連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数　法人)

法人税法第４条の２の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 事業年度を最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第４条の３第１項の規定により申請します。

1　連結親法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成　年　月　日

2　上記１の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿　納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

3　連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿名称				
	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 現金出納帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 総勘定元帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ (　　)
帳票形態			記帳時期	

4　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□　法人税法第４条の３第６項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日　平成　年　月　日

5　添付書類
1　出資関係図
2　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（170　連結納税の承認の申請書(初葉)）

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号		親
※連結グループ整理番号		

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長経由

国税庁長官　殿

連結予定法人（申請法人）

連結親法人となる法人

(フリガナ) 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円
主要株主等の状況	付表１（連結親法人となる法人の主要株主等の状況）のとおり
連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数　法人)

法人税法第４条の２の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 事業年度を最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第４条の３第１項の規定により申請します。

1　連結親法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成　年　月　日

2　上記１の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿　納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

3　連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿名称				
	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 現金出納帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 総勘定元帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ (　　)
帳票形態			記帳時期	

4　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□　法人税法第４条の３第６項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日　平成　年　月　日

5　添付書類
1　出資関係図
2　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

23.12 改正

改　正　後

（184　連結納税の承認の申請書(次葉)）

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号　　子

連結子法人となる法人			※税務署処理欄		
	納税地	〒 電話（　　）　－		署名	
	(フリガナ) 法人名			部門	
	法人番号			決算期	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞		業種番号	
	事業種目	業		入力	
	資本金又は出資金の額	円		備考	
	発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり			

6　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項又は第２項第５号の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成　年　月　日

7　上記６の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿　納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

8　法人税法第４条の３第９項の規定に基づく法人の区分等

申請書（初葉）の「４　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第４条の３第９項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：□ 時価評価法人　□ 関連法人

連結子法人適用開始年度：自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日

9　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名				
簿書類の称	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 現金出納帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 総勘定元帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ （　　）
帳票形態		記帳時期		

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（171　連結納税の承認の申請書(次葉)）

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号　　子

連結子法人となる法人			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名			署名	
	納税地	〒 電話（　　）　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞		決算期	
	事業種目	業		業種番号	
	資本金又は出資金の額	円		入力	
	発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり		備考	

6　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項又は第２項第５号の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成　年　月　日

7　上記６の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿　納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

8　法人税法第４条の３第９項の規定に基づく法人の区分等

申請書（初葉）の「４　設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第４条の３第９項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：□ 時価評価法人　□ 関連法人

連結子法人適用開始年度：自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日

9　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名				
簿書類の称	□ 仕訳帳	□ 売掛金元帳	□ 売上伝票	□ 契約書
	□ 現金出納帳	□ 買掛金元帳	□ 仕入伝票	□ 納品書
	□ 売上帳	□ 棚卸表	□ 振替伝票	□ 請求書
	□ 仕入帳	□ 貸借対照表	□ 見積書	□ 領収書
	□ 総勘定元帳	□ 損益計算書	□ 注文書	□ （　　）
帳票形態		記帳時期		

（規格Ａ４）

23.12 改正

改　　正　　後

（184　連結納税の承認の申請書(次葉)）

「連結納税の承認の申請書」の記載要領（2）

5　添付書類の作成例

(1)　出資関係図

平成 XX 年X月 XX 日現在

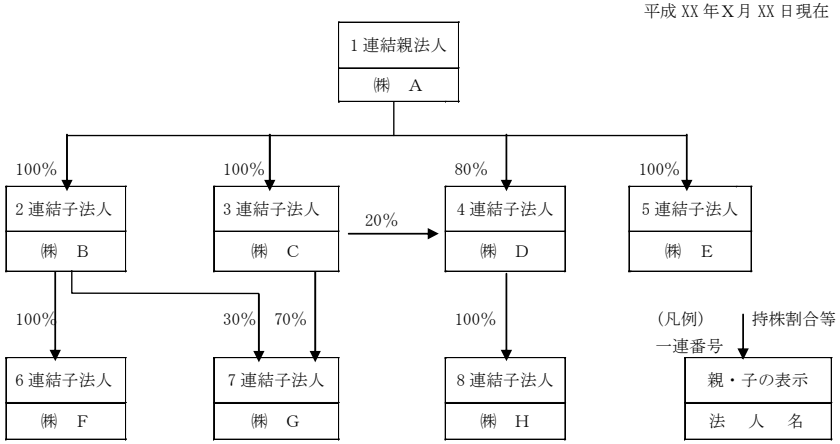

（注）　申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2)　グループ一覧

平成 XX 年X月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

（注）1　一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
2　持株割合が 100%であるが、法人税法第４条の２又は同第４条の３第２項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6　その他事項

法人税法施行令第 14 条の７第４項又は同令第 14 条の９第２項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改　　正　　前

（171　連結納税の承認の申請書(次葉)）

「連結納税の承認の申請書」の記載要領（2）

5　添付書類の作成例

(1)　出資関係図

平成 XX 年X月 XX 日現在

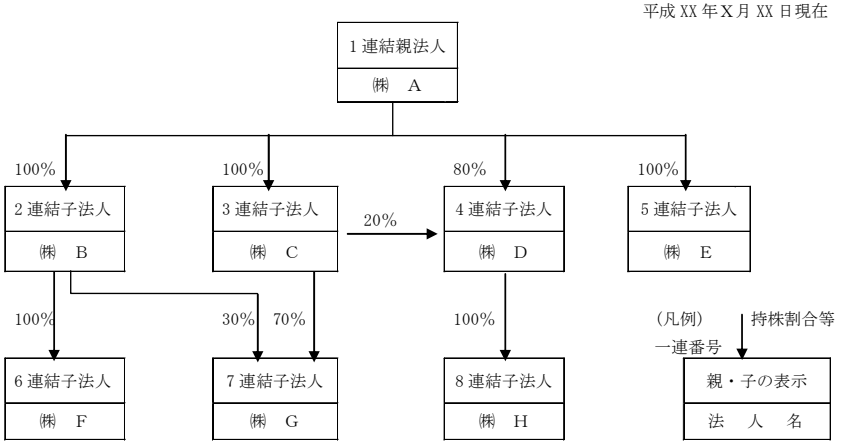

（注）　申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2)　グループ一覧

平成 XX 年X月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

（注）1　一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
2　持株割合が 100%であるが、法人税法第４条の２又は同第４条の３第２項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6　その他事項

法人税法施行令第 14 条の７第４項又は同令第 14 条の９第２項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第１項第６号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は同法第 61 条の 12 第１項第４号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改　正　後

（187　連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書）

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長　殿

連結子法人となる法人

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円
発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり

法人税法第４条の３第１項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の７第１項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成　年　月　日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自　月　日 至　月　日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	□ 有　□ 無
連結子法人適用開始年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	時価評価法人等の該当の有無	□ 有　□ 無

連結親法人となる法人		※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名		署名
	納税地 〒 電話（　　）　－		整理番号
	（フリガナ） 代表者氏名		部門
	事業種目 業		決算期
	資本金又は出資金の額 円		業種番号
	最初の連結事業年度 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日		備考

参考事項		添付書類	1　出資関係図 2　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（174　連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書）

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長　殿

連結子法人となる法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円
発行済株式等の状況	付表２（発行済株式等の状況）のとおり

法人税法第４条の３第１項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の７第１項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成　年　月　日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自　月　日 至　月　日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	□ 有　□ 無
連結子法人適用開始年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	時価評価法人等の該当の有無	□ 有　□ 無

連結親法人となる法人		※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名		署名
	納税地 〒 電話（　　）　－		整理番号
	（フリガナ） 代表者氏名		部門
	事業種目 業		決算期
	資本金又は出資金の額 円		業種番号
	最初の連結事業年度 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日		備考

参考事項		添付書類	1　出資関係図 2　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考	

（規格Ａ４）

22.06 改正

改　正　後

（188　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)）

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類
（初葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

加入

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□連結親法人　□連結子法人　□連結親法人となる法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

□　完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
□　連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分			
完全支配関係	□　法人税法第４条の３第10項（同条第12項） □　法人税法第４条の３第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日（加入日）	
加入時期の特例	□　法人税法第14条第２項	平成　年　月　日	

完全支配関係の相手方			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			署名	
	納税地	〒　電話（　）　－		整理番号	
	（フリガナ） 代表者氏名			部門	
	事業種目	業		決算期	
	資本金又は出資金の額	円		業種番号	
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況		付表２（発行済株式等の状況）のとおり		備考	

1　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成　年　月　日

2　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第２項第５号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地　平成　年　月　日
法人名＿＿＿＿＿＿＿＿納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

3　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の名称				
帳名	□仕訳帳	□売掛金元帳	□売上伝票	□契約書
簿	□現金出納帳	□買掛金元帳	□仕入伝票	□納品書
書	□売上帳	□棚卸表	□振替伝票	□請求書
類	□仕入帳	□貸借対照表	□見積書	□領収書
の称	□総勘定元帳	□損益計算書	□注文書	□（　）
帳票形態		記帳時期		

4　添付書類　(1)　出資関係図　(2)　グループ一覧

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	適用状態	1連結申請中 2連結承認 3取りやめ	確認印	

27.06 改正

改　正　前

（175　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)）

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類
（初葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

加入

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□連結親法人　□連結子法人　□連結親法人となる法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

□　完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
□　連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分			
完全支配関係	□　法人税法第４条の３第10項（同条第12項） □　法人税法第４条の３第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日（加入日）	
加入時期の特例	□　法人税法第14条第２項	平成　年　月　日	

完全支配関係の相手方			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			署名	
	納税地	〒　電話（　）　－		整理番号	
	（フリガナ） 代表者氏名			部門	
	事業種目	業		決算期	
	資本金又は出資金の額	円		業種番号	
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況		付表２（発行済株式等の状況）のとおり		備考	

1　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第１項の規定により承認の取消しの処分又は同条第３項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成　年　月　日

2　連結子法人となる法人が、法人税法第４条の５第２項第５号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地　平成　年　月　日
法人名＿＿＿＿＿＿＿＿納税地＿＿＿＿＿＿＿＿

3　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書類の名称				
帳名	□仕訳帳	□売掛金元帳	□売上伝票	□契約書
簿	□現金出納帳	□買掛金元帳	□仕入伝票	□納品書
書	□売上帳	□棚卸表	□振替伝票	□請求書
類	□仕入帳	□貸借対照表	□見積書	□領収書
の称	□総勘定元帳	□損益計算書	□注文書	□（　）
帳票形態		記帳時期		

4　添付書類　(1)　出資関係図　(2)　グループ一覧

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	適用状態	1連結申請中 2連結承認 3取りやめ	確認印	

22・06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（188　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（初葉））	（175　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（初葉））
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)	**「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)**
1　この書類（初葉及び次葉）は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 (1)　完全支配関係（完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合） 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合（法４の３⑫） ◇提 出 法 人：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ②　当該連結子法人となる法人 ◇提 出 期 限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提　出　先：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ②　当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長（当該連結子法人となる法人が、法人税法第４条の２の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長） ◇提 出 部 数：　３通（連結子法人となる法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、２通）） ◇添 付 書 類：①　出資関係図（この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図） ②　グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表） （注）　「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。 (2)　加入時期の特例（連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合） 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合（法 14 ②） ◇提 出 法 人：当該連結子法人となる法人 ◇提 出 期 限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提　出　先：当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提 出 部 数：１通（当該連結子法人が調査課所管である場合は２通） 上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付してください。 2　各欄の記載要領 (1)　書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 （注）　上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第４条の２の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2)　標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。 (3)　「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。 (4)　「完全支配関係を有することとなった日（加入日）」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。 (5)　書類（初葉）の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 （注）　提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。 (6)　「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表２（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。 (7)　「３　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「１週間ごと」、「10 日ごと」のように記載してください。 (8)　「４　添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。	1　この書類（初葉及び次葉）は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 (1)　完全支配関係（完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合） 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合（法４の３⑫） ◇提 出 法 人：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ②　当該連結子法人となる法人 ◇提 出 期 限：完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提　出　先：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ②　当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長（当該連結子法人となる法人が、法人税法第４条の２の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長） ◇提 出 部 数：　３通（連結子法人となる法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、２通）） ◇添 付 書 類：①　出資関係図（この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図） ②　グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表） （注）　「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。 (2)　加入時期の特例（連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合） 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合（法 14 ②） ◇提 出 法 人：当該連結子法人となる法人 ◇提 出 期 限：当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提　出　先：当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提 出 部 数：１通（当該連結子法人が調査課所管である場合は２通） 上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類（初葉）の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付してください。 2　各欄の記載要領 (1)　書類（初葉）の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類（次葉）の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 （注）　上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第４条の２の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2)　標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。 (3)　「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。 (4)　「完全支配関係を有することとなった日（加入日）」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。 (5)　書類（初葉）の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 （注）　提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。 (6)　「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表２（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。 (7)　「３　連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「１週間ごと」、「10 日ごと」のように記載してください。 (8)　「４　添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後

（189　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（次葉））

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（次葉）

法　人　名	

（加入）

5　連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項
　次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□　法人税法第14条第２項（連結納税への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
　加入日の前日の属する月次決算期間　：　初日　平成　年　月　日　　末日　平成　年　月　日

　連結子法人適用開始年度　：　自　平成　年　月　日　　至　平成　年　月　日

6　その他参考事項（連結子法人となる法人の区分等）
　法人税法第４条の３第６項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。

　法人の区分　：□　時価評価法人（法人税法第４条の３第９項又は第11項）
　　□　関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人）

　連結子法人適用開始年度：　自　平成　年　月　日　　至　平成　年　月　日

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　前

（176　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（次葉））

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（次葉）

法　人　名	

（加入）

5　連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項
　次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□　法人税法第14条第２項（連結納税への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
　加入日の前日の属する月次決算期間　：　初日　平成　年　月　日　　末日　平成　年　月　日

　連結子法人適用開始年度　：　自　平成　年　月　日　　至　平成　年　月　日

6　その他参考事項（連結子法人となる法人の区分等）
　法人税法第４条の３第６項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。

　法人の区分　：□　時価評価法人（法人税法第４条の３第９項又は第11項）
　　□　関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人）

　連結子法人適用開始年度：　自　平成　年　月　日　　至　平成　年　月　日

（規格Ａ４）

22.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
(189　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))	(176　完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)	**「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)**
3　連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第２項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。 なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第２項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。	3　連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第２項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。 なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第２項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。
（削　除）	4　その他事項 時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第１項第６号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は同法第 61 条の 12 第１項第４号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改　正　後

（190　連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類）

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

（離脱）

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□連結子法人となる法人　□連結子法人　□連結親法人となる法人　□連結親法人

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

法人税法施行令第14条の９第２項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由が生じた日

□　連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
　連結完全支配関係を有しなくなった日　平成　年　月　日
□　連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合
　完全支配関係を有しなくなった日　平成　年　月　日
□　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合
　連結子法人がなくなった日　平成　年　月　日

連結完全支配関係等の相手方		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		署名	
納税地	〒 電話（　　）　－	整理番号	
（フリガナ） 代表者氏名		部門	
事業種目	業	決算期	
資本金又は出資金の額	円	業種番号	
		備考	

事由の発生の基因となった事実

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況	付表３（連結子法人等の主要株主等の状況）のとおり

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		適用状態	１連結申請中 ２連結承認 ３取りやめ	備考	

27.06 改正

改　正　前

（177　連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類）

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

（離脱）

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人　□連結子法人となる法人　□連結子法人　□連結親法人となる法人　□連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

法人税法施行令第14条の９第２項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由が生じた日

□　連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
　連結完全支配関係を有しなくなった日　平成　年　月　日
□　連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合
　完全支配関係を有しなくなった日　平成　年　月　日
□　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合
　連結子法人がなくなった日　平成　年　月　日

連結完全支配関係等の相手方		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		署名	
納税地	〒 電話（　　）　－	整理番号	
（フリガナ） 代表者氏名		部門	
事業種目	業	決算期	
資本金又は出資金の額	円	業種番号	
		備考	

事由の発生の基因となった事実

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況	付表３（連結子法人等の主要株主等の状況）のとおり

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		適用状態	１連結申請中 ２連結承認 ３取りやめ	備考	

25.06 改正

改　　正　　後

（190　連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類）

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1　この書類は、法人税法施行令第 14 条の９第２項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
　なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1)　連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の９②一）
　◇提　出　法　人：当該連結親法人及び当該連結子法人
　◇提　出　期　限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：①　当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
　　②　当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通（連結子法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、２通））
(2)　連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の９②二）
　◇提　出　法　人：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
　　②　当該連結子法人となる法人
　◇提　出　期　限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通（連結子法人となる法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、２通））
(3)　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の９②三）
　◇提　出　法　人：当該連結親法人
　◇提　出　期　限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通

2　添付書類
　この書類の提出が上記１(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各３通添付してください。
(1)　出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2)　グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注)　「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。
3　各欄の記載要領
(1)　この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1　上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
　2　連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
　(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合
　(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
　「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
　「提出法人」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合
　(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
　「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
　「提出法人」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2)　「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3)　この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
　なお、上記１(3)による提出の場合には記載不要です。
(4)　「事由の発生の基因となった事実」欄は、１に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
　また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表３（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　前

（177　連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類）

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1　この書類は、法人税法施行令第 14 条の９第２項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
　なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1)　連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の９②一）
　◇提　出　法　人：当該連結親法人及び当該連結子法人
　◇提　出　期　限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：①　当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
　　②　当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通（連結子法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、２通））
(2)　連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の９②二）
　◇提　出　法　人：①　当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
　　②　当該連結子法人となる法人
　◇提　出　期　限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通（連結子法人となる法人が提出する場合には、１通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、２通））
(3)　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の９②三）
　◇提　出　法　人：当該連結親法人
　◇提　出　期　限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
　◇提　　出　　先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
　◇提　出　部　数：３通

2　添付書類
　この書類の提出が上記１(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各３通添付してください。
(1)　出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2)　グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注)　「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「５　添付書類の作成例」を参考にしてください。
3　各欄の記載要領
(1)　この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1　上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
　2　連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
　(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合
　(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
　「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
　「提出法人」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合
　(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
　「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
　(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
　「提出法人」の「法人名」欄･･･････合併法人である旨の「(合併法人)」
　「事由の発生の基因となった事実」欄･･･････被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2)　「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3)　この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
　なお、上記１(3)による提出の場合には記載不要です。
(4)　「事由の発生の基因となった事実」欄は、１に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
　また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表３（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後

（193　連結納税の承認の取消通知書）

（記　号　番　号）

平成　　年　　月　　日

納税地（所在地）	
法人名	
代表者名（氏名）	殿

国税庁長官

連結納税の承認の取消通知書

貴法人について、次のとおり法人税法第４条の５第１項第　号に掲げる事実があることから、同項の規定に基づき連結納税の承認を取り消したので通知します。

（取消処分の基因となった事実）

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　前

（180　連結納税の承認の取消通知書）

（記　号　番　号）

平成　　年　　月　　日

納税地（所在地）	
法人名	
代表者名（氏名）	殿

国税庁長官

連結納税の承認の取消通知書

貴法人の連結納税の承認は、次の事実が法人税法第４条の５第１項第　号に該当するので、これを取り消したから通知します。

（取消処分の基因となった事実）

（規格Ａ４）

17.03 改正

改　正　後

（194　連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)）

連結納税の取りやめの承認の申請書（初葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長経由

国税庁長官　殿

申請法人	連結親法人	納税地	〒 電話(　　)　－
		(フリガナ) 法人名	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊞
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
		連結子法人	次葉のとおり（子法人数　　法人）

法人税法第４条の２の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第４条の５第４項の規定により申請します。

1　連結納税を取りやめる理由

2　連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成　年　月　日

3　添付書類　(1)　出資関係図　(2)　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

規格A4

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		備考	

27.06 改正

改　正　前

（181　連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)）

連結納税の取りやめの承認の申請書（初葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長経由

国税庁長官　殿

申請法人	連結親法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話(　　)　－
		(フリガナ) 代表者氏名	㊞
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
		連結子法人	次葉のとおり（子法人数　　法人）

法人税法第４条の２の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第４条の５第４項の規定により申請します。

1　連結納税を取りやめる理由

2　連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成　年　月　日

3　添付書類　(1)　出資関係図　(2)　グループ一覧

税理士署名押印	㊞

規格A4

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考	

15.03

改正後

（195　連結納税の取りやめの承認の申請書（次葉））

連結納税の取りやめの承認の申請書（次葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連結子法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　－	※税務署処理欄	署名	
	（フリガナ） 法人名			部門	
	法人番号			決算期	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞		業種番号	
	事業種目	業		入力	
	資本金又は出資金額	円		備考	

4　連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成　年　月　日

5　連結子法人の事業年度：　自　月　日　至　月　日

参考事項	

※税務署処理欄	回付先	□親署⇒子署　□子署⇒調査課		
	連結親法人名		所轄局署	局　署
	備考			

（規格A4）

27.06 改正

改正前

（182　連結納税の取りやめの承認の申請書（次葉））

連結納税の取りやめの承認の申請書（次葉）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連結子法人	（フリガナ） 法人名		※税務署処理欄	署名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞		決算期	
	事業種目	業		業種番号	
	資本金又は出資金額	円		入力	
				備考	

4　連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成　年　月　日

5　連結子法人の事業年度：　自　月　日　至　月　日

参考事項	

※税務署処理欄	回付先	□親署⇒子署　□子署⇒調査課		
	連結親法人名		所轄局署	局　署
	備考			

（規格A4）

15.03

改　　正　　後	改　　正　　前
（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（184　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

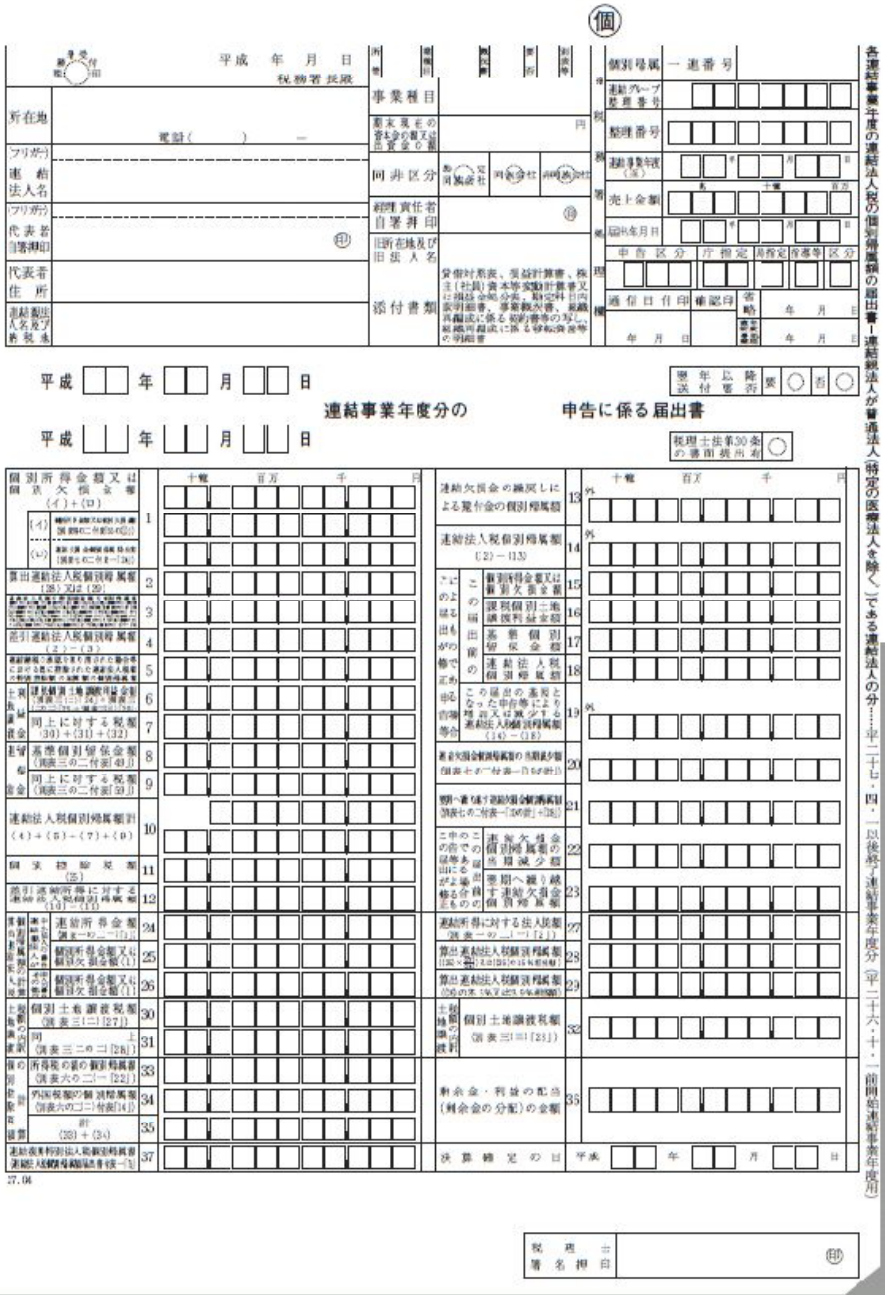

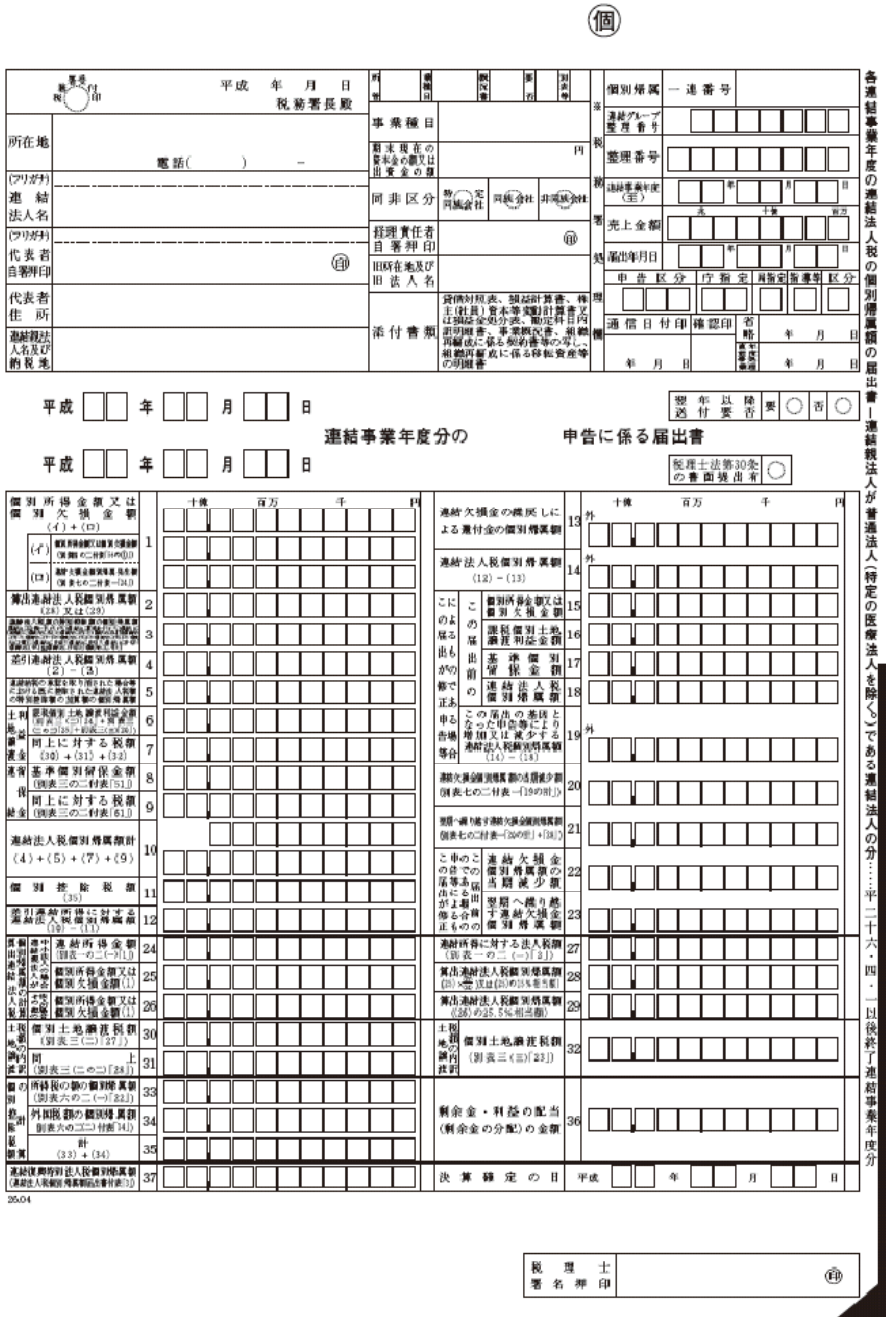

改　　正　　後	改　　正　　前
（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（184　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後

（197-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
（平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用）

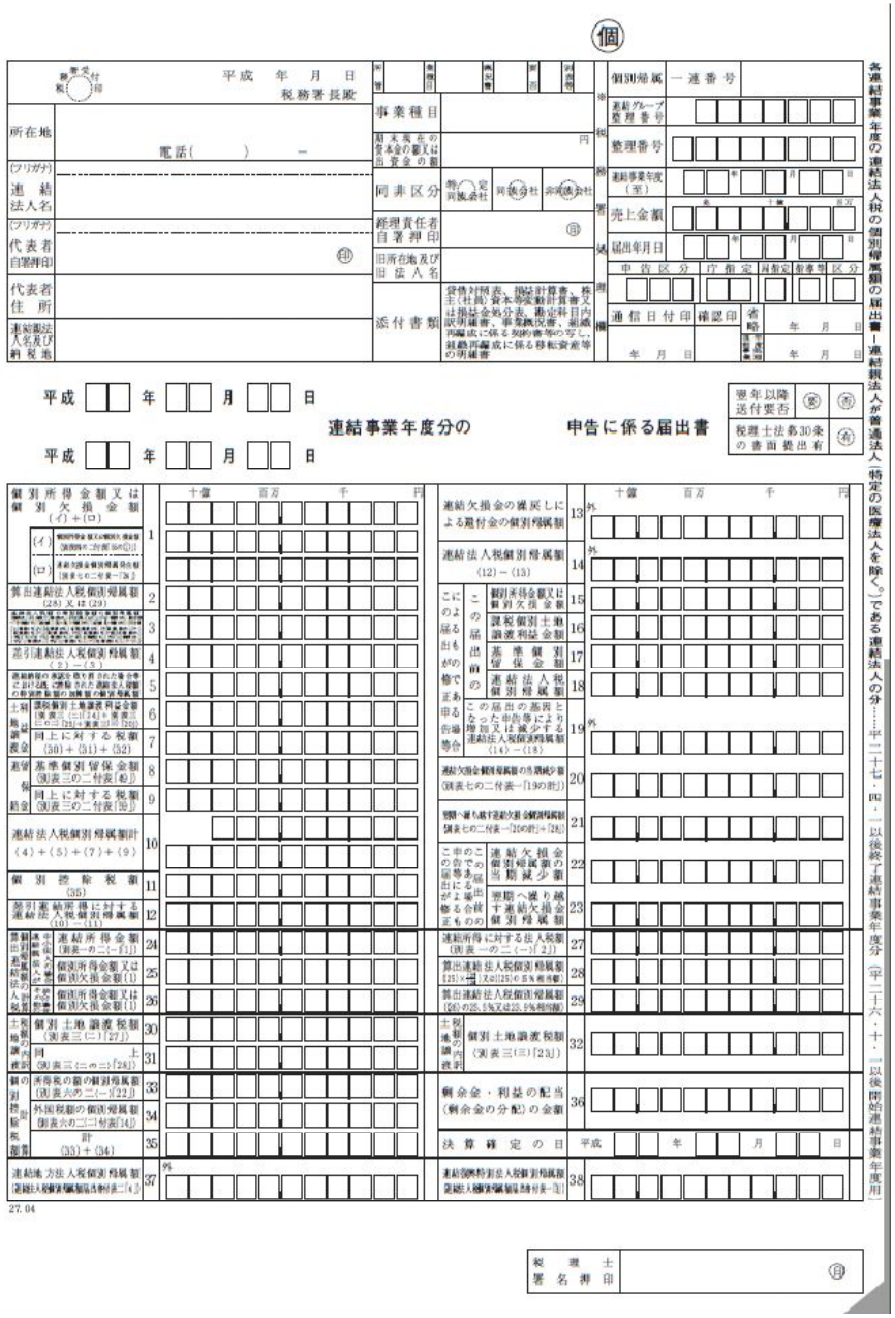

改　　正　　前

（184-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

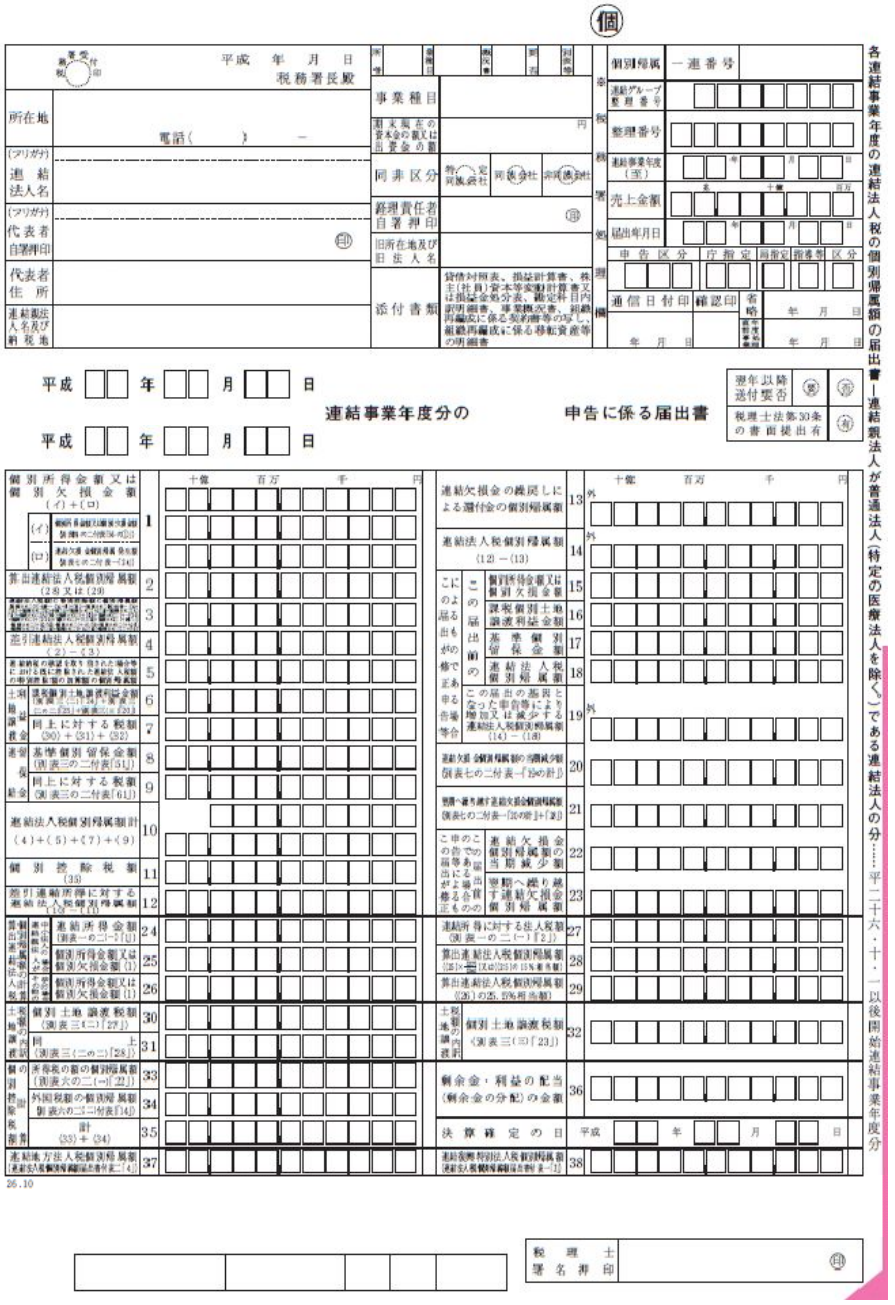

改　　正　　後	改　　正　　前
（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用） 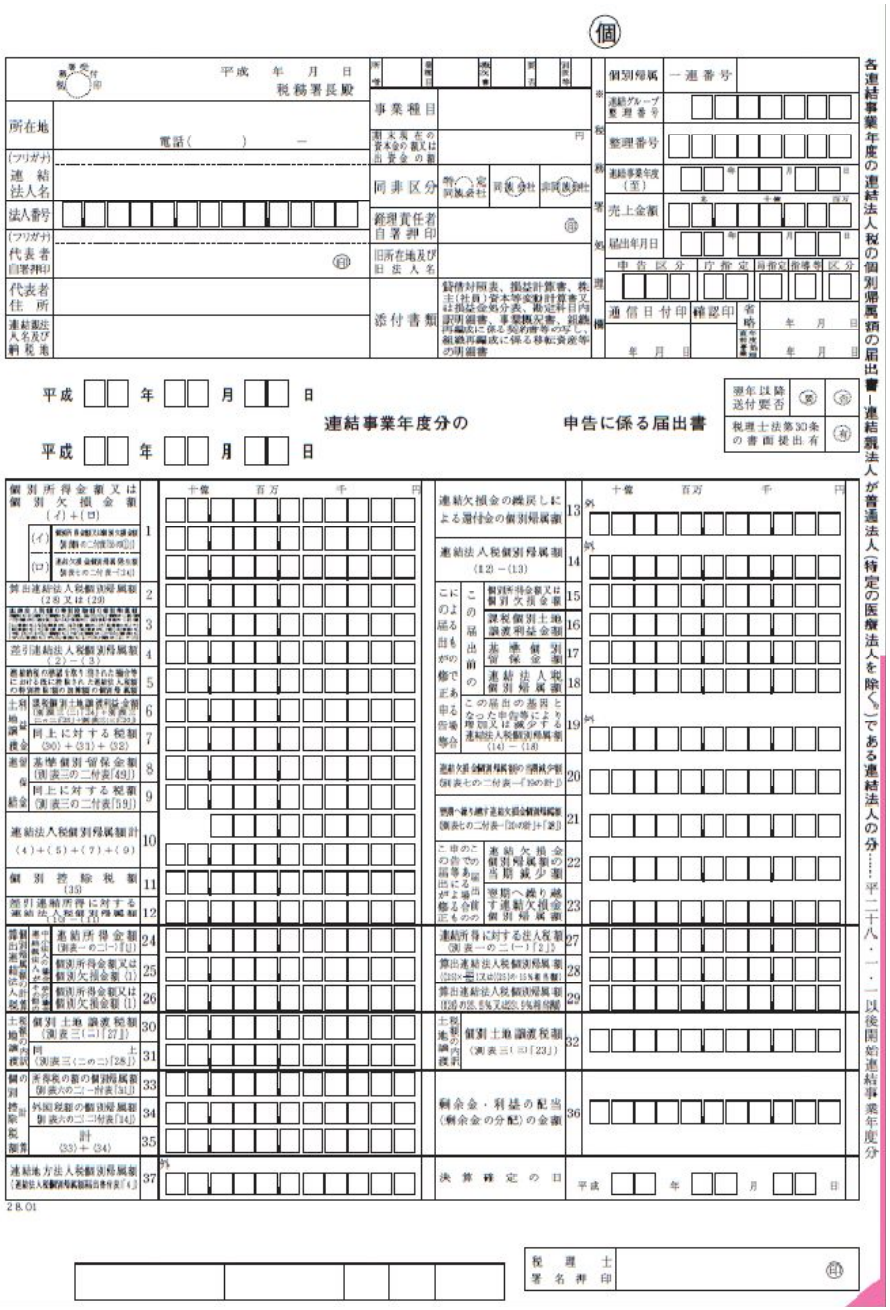	（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （新　設）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注)　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

(注)　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（185　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）

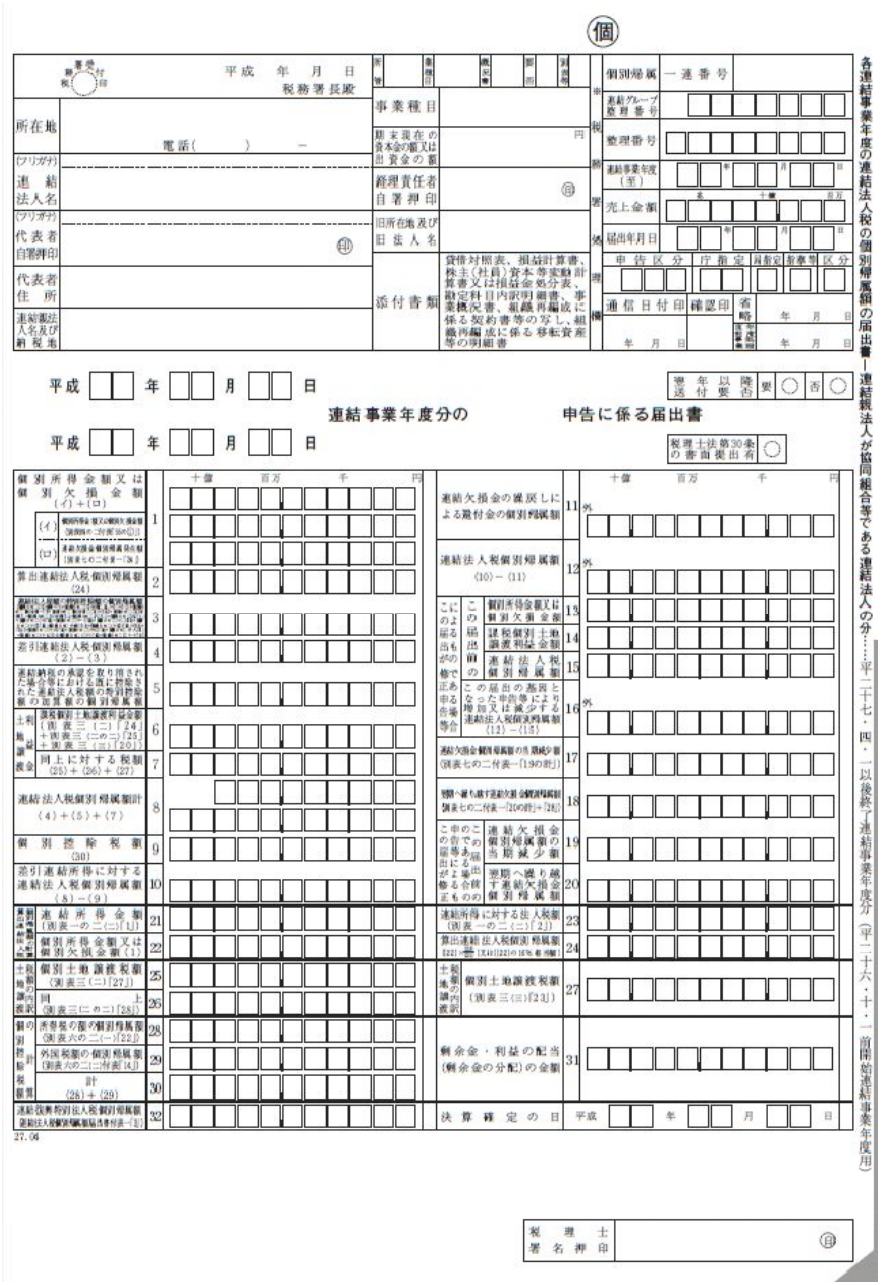

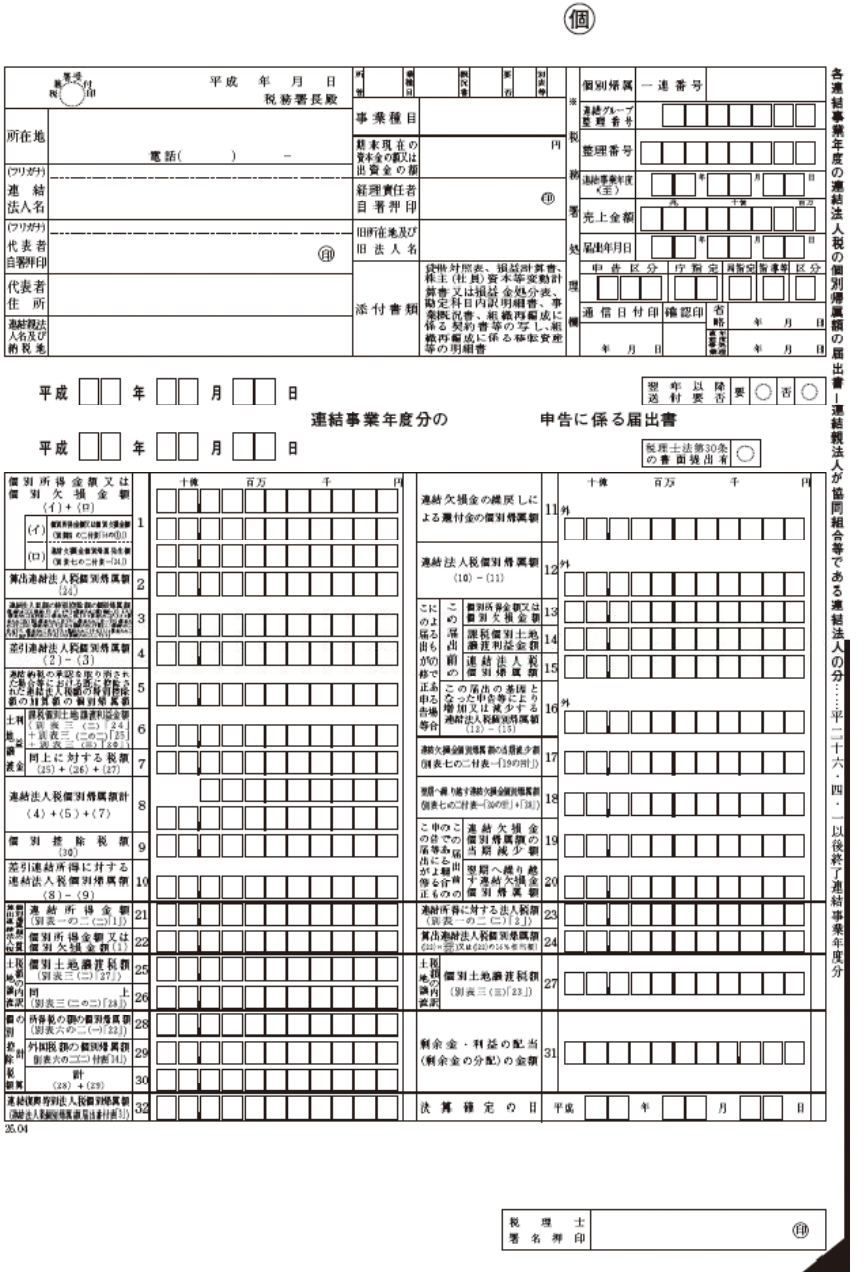

改　　正　　後	改　　正　　前
（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（185　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領	**「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領**
この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。	この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。
1　提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。	**1　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。
2　各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。	**2　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。
3　添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	**3　添付書類** この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（198-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用）	（185-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）

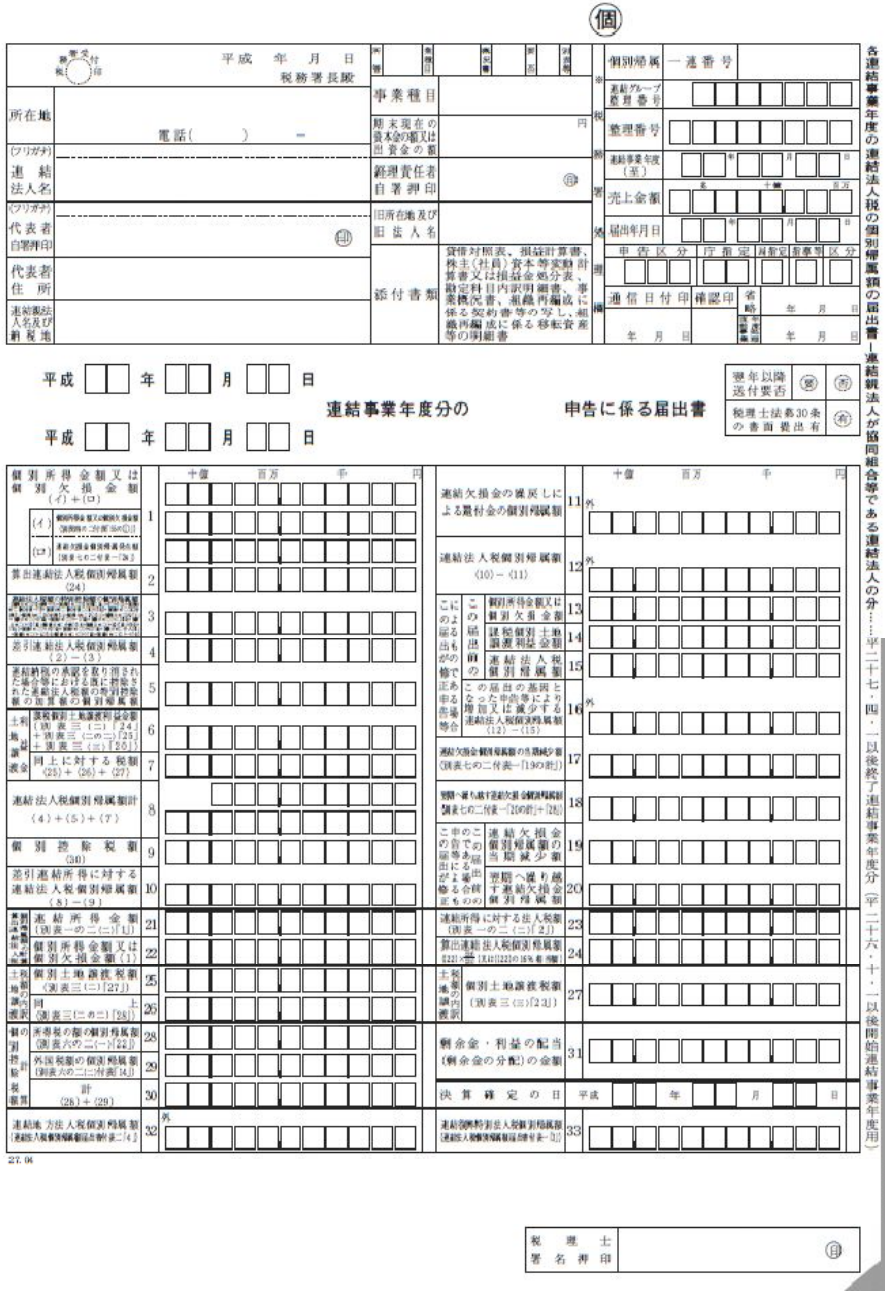

改　　正　　後	改　　正　　前
（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用） 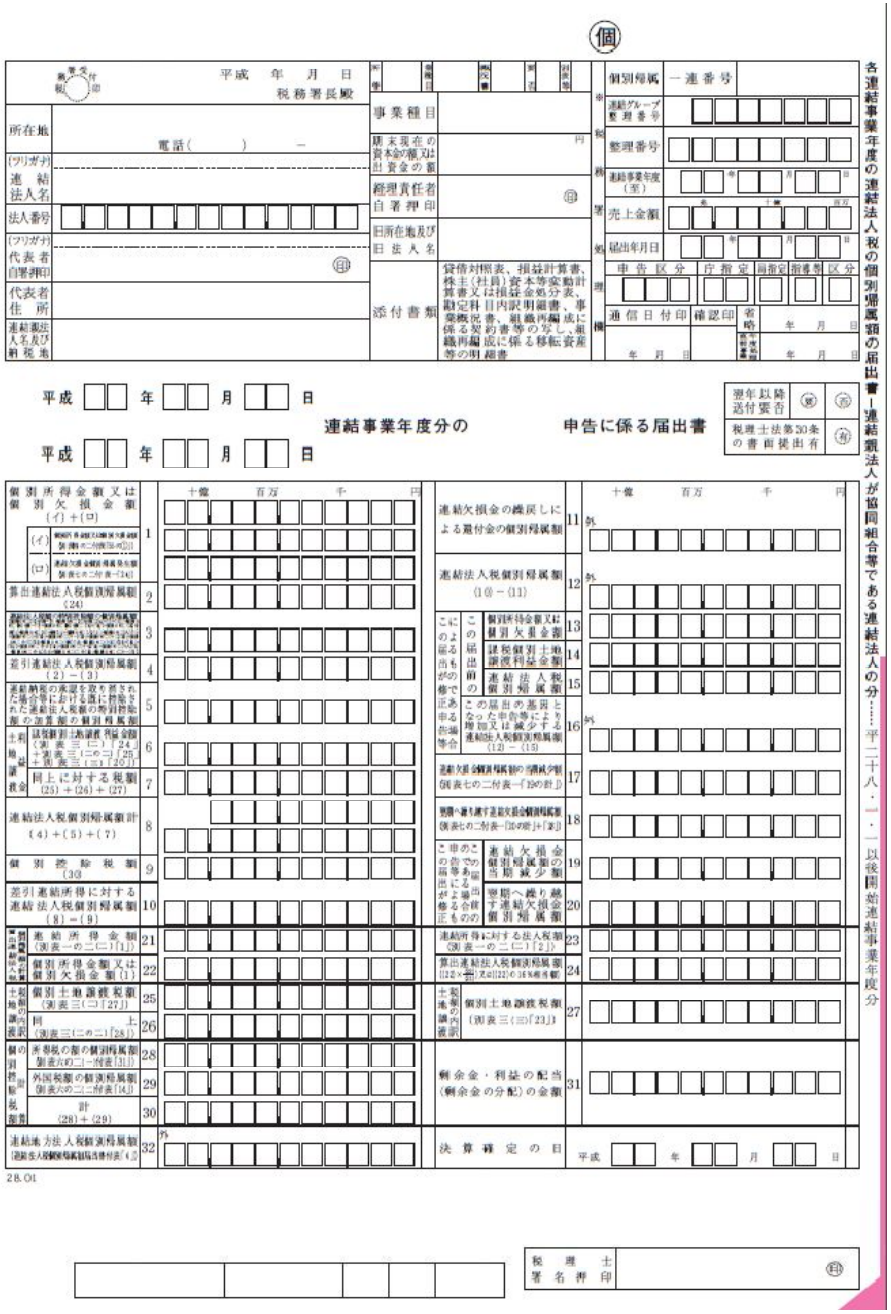	（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。 **１　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 **２　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 **３　添付書類** この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（186　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）

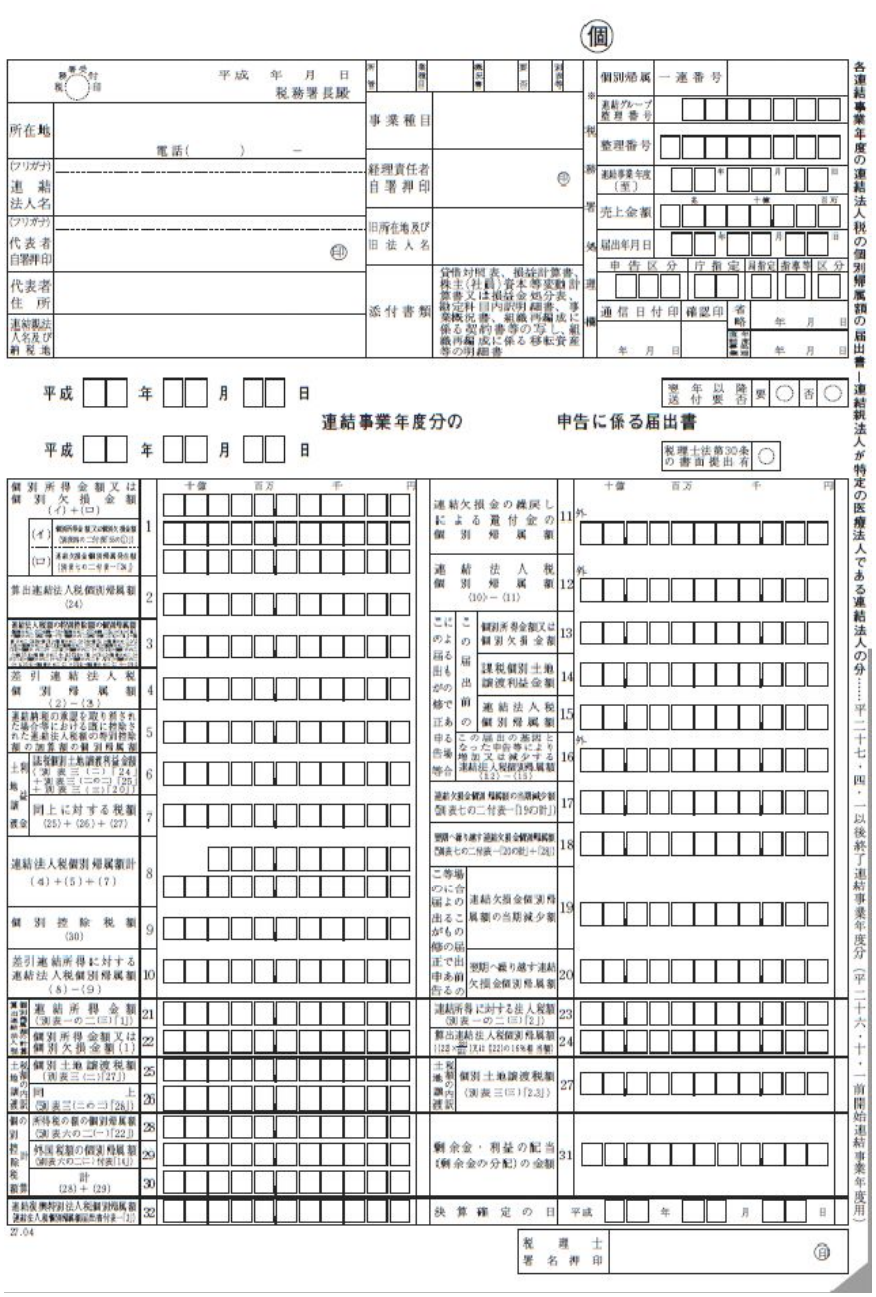

改　　正　　後	改　　正　　前
（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）	（186　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（199-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用）	（186-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）

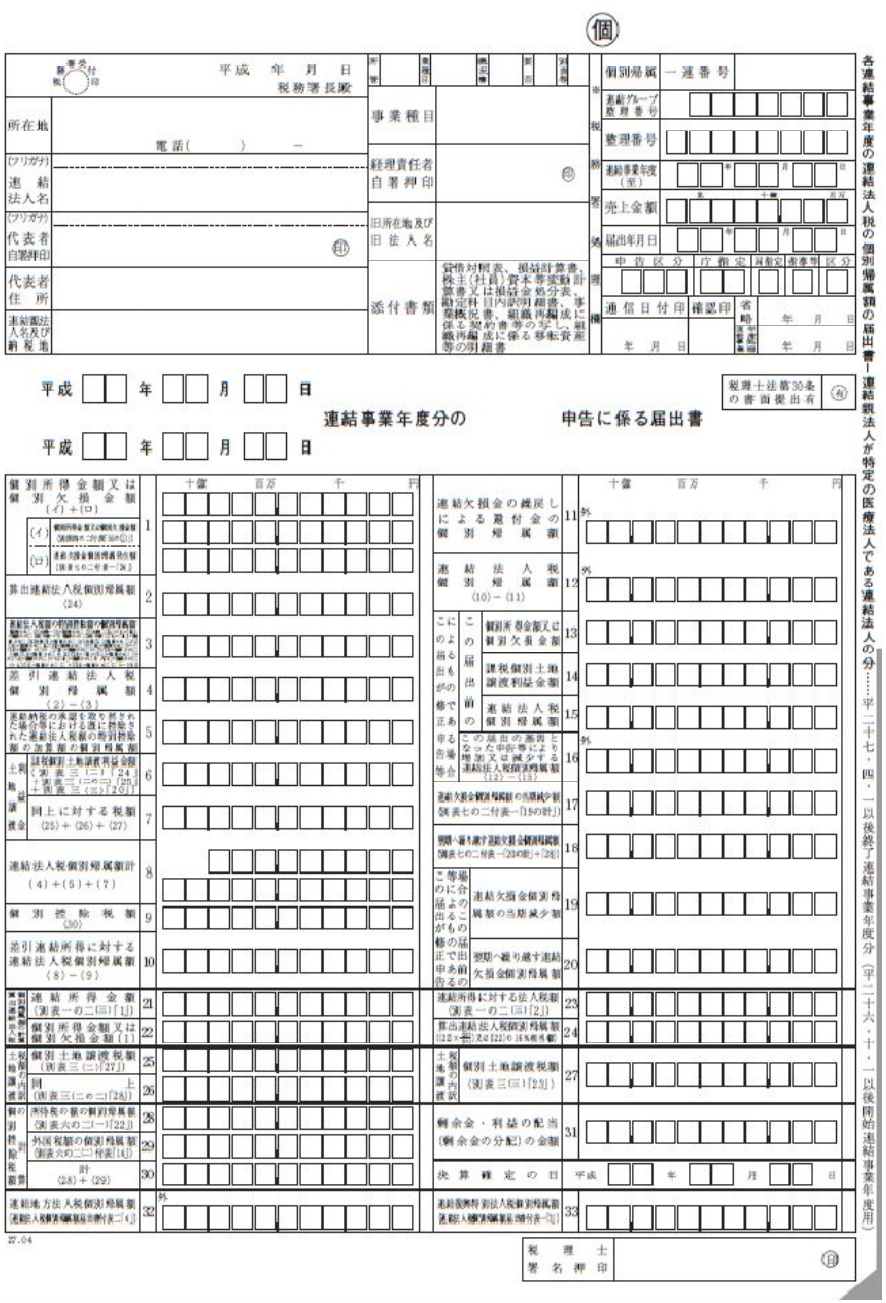

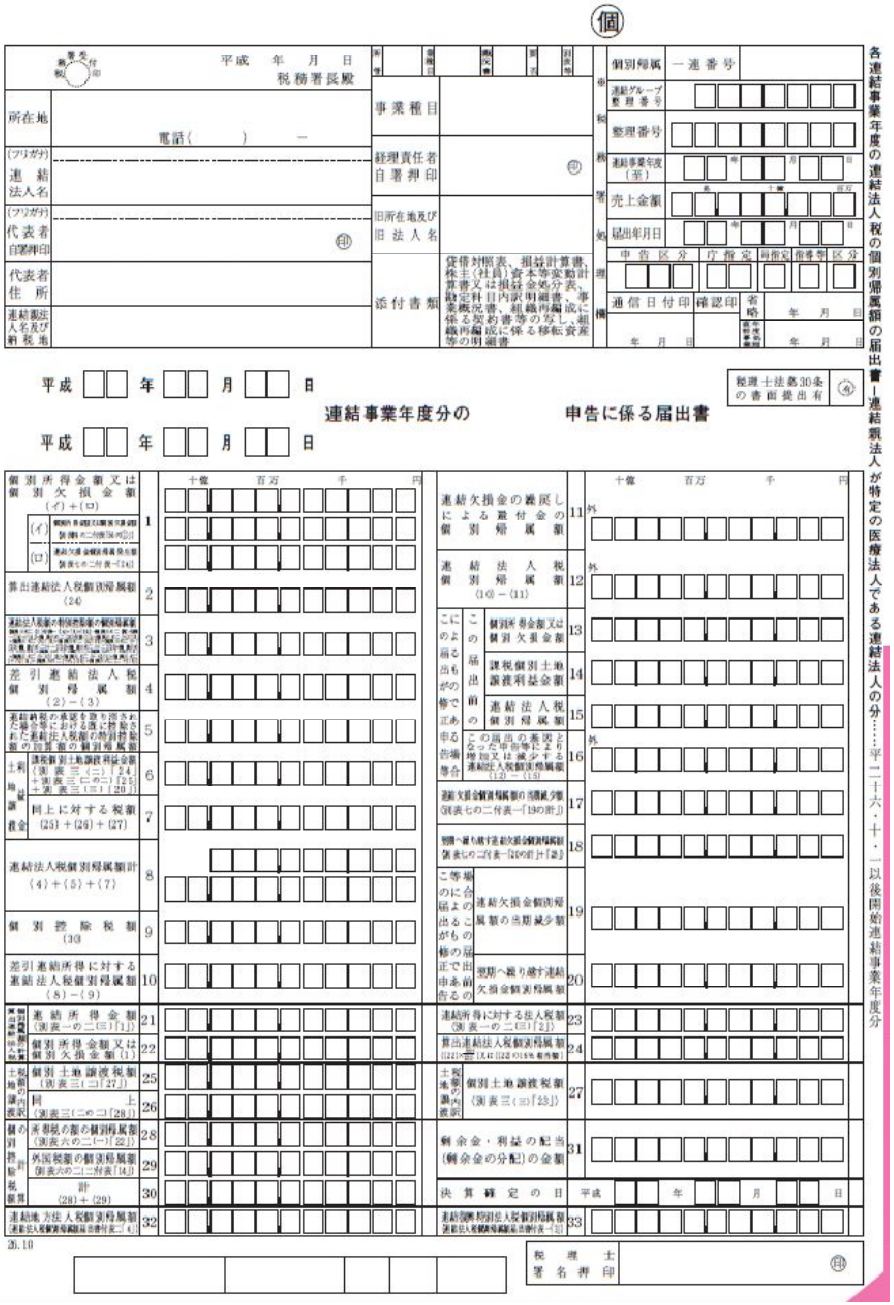

改　　正　　後	改　　正　　前
（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用） 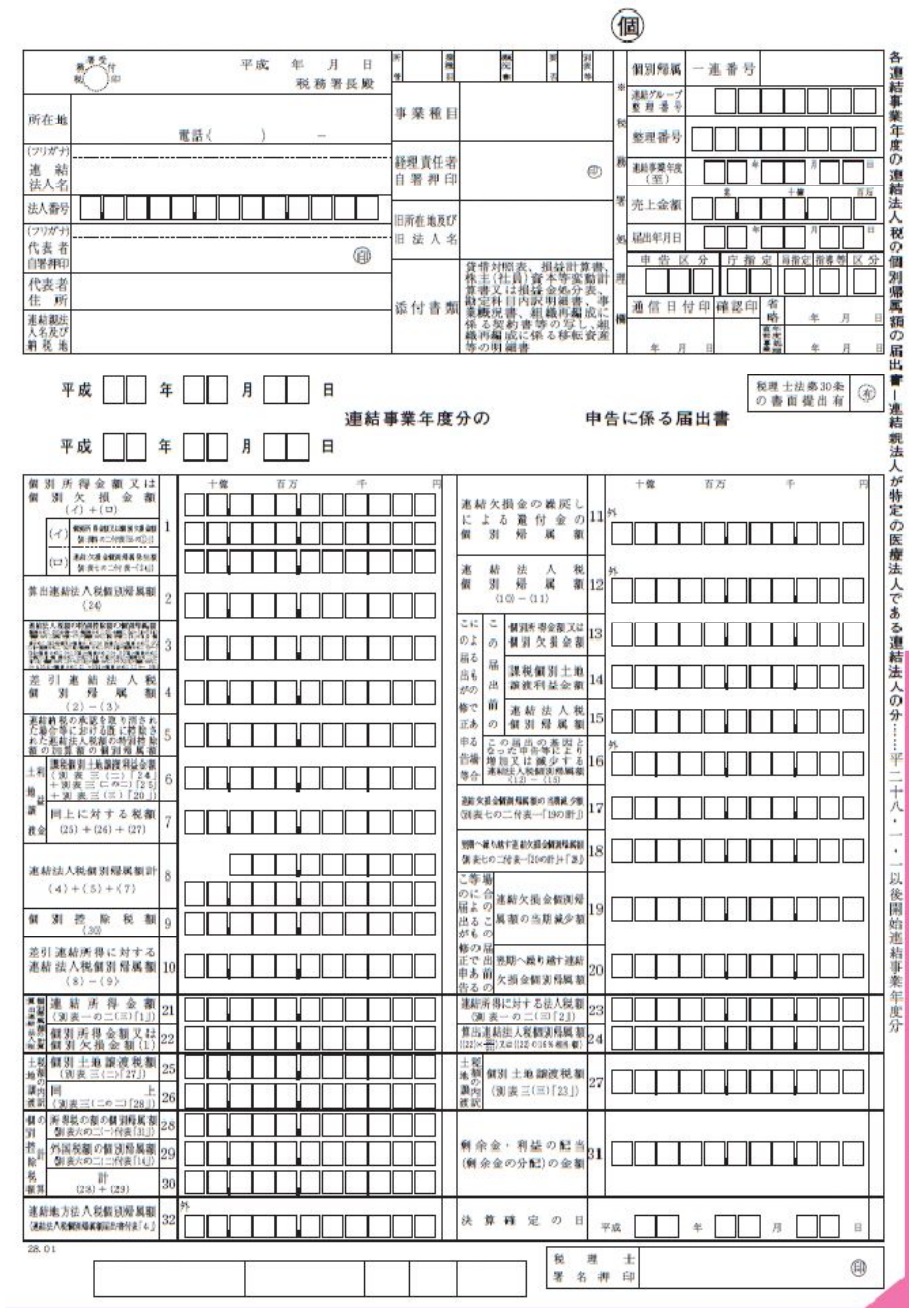	（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （新　設）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結現法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二（三）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3　添付書類

この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書） （新　設）

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）	1	円	
加算調整額 (8)	2		
減算調整額 (12)	3	外	
連結地方法人税個別帰属額 (1) ＋ (2) － (3)	4	外	
加算調整額の計算			
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「9」×4.4%）	5	円	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%）	6		
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%）	7		
加算調整額 (5) ＋ (6) ＋ (7)	8	外	
減算調整額の計算			
外国税額の控除額の個別帰属額 （別表六の二（二）付表「51」）	9	円	
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「13」×4.4%）又は（連結法人税個別帰属額届出書（協同組合等分又は特定の医療法人分）「11」×4.4%）	10	外	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%）	11		
減算調整額 (9) ＋ (10) ＋ (11)	12	外	

改　　正　　後	改　　正　　前
（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書） （新　設）

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

1　この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第４項《確定申告》の規定により、同条第１項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。

2　「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「２」×4.4%）1」は、連結法人税個別帰属額届出書「２」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。

3　「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額５」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「９」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。

4　「加算調整額８」の外書は、租税特別措置法第68条の67第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額２」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。

(1)　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

(2)　(1)以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「８」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

5　「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1)　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

(2)　(1)以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額

なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

改　　正　　後	改　　正　　前
（188　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書）	（188　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書）
（廃　止）	

税務署受付分

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人

□①連結子法人となる法人
□②株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　－
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

旧法人税法第61条の11第1項第6号ロ
旧法人税法第61条の12第1項第4号ロ
に規定する連結納税の開始への加入に伴う時価評価資産に関する届出書を提出します。

時価評価資産の状況	連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表（時価評価資産の状況）のとおり

連結親法人となる法人又は連結親法人		加入する連結子法人	
（フリガナ） 法人名等		（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名		（フリガナ） 代表者氏名	
事業種目	業	事業種目	業
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円

				参考事項
申請書を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	最初連結親法人事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

20. 06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（188　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書）	（188　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書）
（廃　止）	**「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」の記載要領** 1　この届出書は、平成 18 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 61 条の 11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は旧法第 61 条の 12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、時価評価を要しない法人に該当し要件を満たすものとして、同要件に掲げる連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出を行う場合に使用してください。

区　分	法　　人（概　要）	要　　件（概　要）
(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件を全て満たしていること イ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと
(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	以下の要件を全て満たしていること イ　株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと

（注）　（※）は、平成 18 年 12 月 31 日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度については、「最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日」又は「株式交換の日の５年前の日」を（平成 14 年１月１日）と読み替えて時価評価の要否を判定します（法人税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 79 号）附則（以下「附則」といいます。）第９条第３項、第 10 条第３項）。

(1)　連結納税の開始に伴い届出を行う場合
◇提　出　法　人　：連結子法人となる法人
◇提　出　期　限　：開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

(2)　連結納税への加入に伴い届出を行う場合
◇提　出　法　人　：①　連結子法人となる法人
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人
（注）　②は、連結子法人となる法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結納税を適用している場合の提出法人です。
◇提　出　期　限　：株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：①　連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

2　各欄の記載要領
(1)　「提出法人」欄の各欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、提出法人の法人名等を記載してください。
(2)　標題は、いずれか一方の不要文字を抹消してください。
(3)　「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄の各欄は、連結親法人となる法人又は連結親法人について記載してください。
(4)　「加入する連結子法人」欄の各欄は、加入する連結子法人について記載してください。
（注）　当該各欄は、加入する連結子法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結子法人として連結納税を適用している場合に記載してください。
(5)　「申請書を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(6)　「最初連結親法人事業年度」欄は、連結親法人となる法人の最初連結親法人事業年度を記載してください。
(7)　「申請した旨の書類を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(8)　「加入の書類を提出した日及び税務署」欄は、連結納税への加入に伴い「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 |

改　　正　　後	改　　正　　前
（189　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)）	（189　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)）
（廃　止）	**連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)**

法人名等	
開始直前事業年度等	自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日
株式交換の日	平成　年　月　日

時価評価資産			
種類	名称	所在する場所	帳簿価額
			円

（規格A4）

改　　正　　後

（189　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)）

（廃　止）

改　　正　　前

（189　連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)）

「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表（時価評価資産の状況）」の記載要領

1　この付表（時価評価資産の状況）は、平成18年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第61条の11(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は旧法第61条の12(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）に添付してください。

（注）　この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(旧法令122の12①､旧法規27の13の２②三)。

①　前５年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産

②　売買目的有価証券

③　償還有価証券

④　帳簿価額が千万円に満たない資産

(1)　連結納税の開始に伴い届出を行う場合

連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度（以下「開始直前事業年度」といいます。）終了の時の時価評価資産（旧法規27の13の２②）

(2)　連結納税への加入に伴い届出を行う場合

連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産（旧法規27の13の３）

2　各欄の記載要領

(1)　「法人名等」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。

(2)　「開始直前事業年度等」欄は、届出書が旧法第61条の11第１項第６号ロの規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。

また､旧法第61条の12第１項第４号ロの規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。

(3)　「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。

イ　「種類」欄は、時価評価資産の種類（建物、土地、有価証券、金銭債権など）を記載してください。

ロ　「名称」欄は、時価評価資産の名称（事務所、宅地、㈱○○（銘柄）、㈲○○（債務者名）など）を記載してください。

ハ　「帳簿価額」欄は､次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。

a　連結納税の開始に伴い届出を行う場合

時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額

b　連結納税への加入に伴い届出を行う場合

時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額

（注）　「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

区　　分		単　　位
金　銭　債　権		一の債務者ごと
減価償却資産	建　　物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと
	機械及び装置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと
	その他の減価償却資産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分
土　地　等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと
有　価　証　券		その銘柄の異なるごと
その他の資産		通常の取引の単位を基準とした区分

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○参考【届出書の提出法人等】

区　　分			提出法人	「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人
連結納税の開始			連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要
連結納税への加入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし		連結子法人となる法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用あり	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
		株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人

改　正　後

（202　更正の請求書(連結申告用)）

税務署受付印

更正の請求書（連結申告用）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税通則法第23条／法人税法第82条／地方法人税法第24条／租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき
自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 〔連結事業年度の連結確定申告／課税事業年度の地方法人税確定申告〕に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分				行	この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	円
		同上の内訳	軽減税率適用連結所得金額	2		
			その他の金額（1－2）	3		
		法人税額		4		
	法人税額の特別控除額			5		
	差引法人税額（4－5）			6		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		
		同上に対する税額		9		
	連結留保金	課税連結留保金額		10		
		同上に対する税額		11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額		12		
		同上に対する税額		13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）			14		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			15		
	控除税額			16		
	差引連結所得に対する法人税額（14－15－16）			17		
	連結中間申告分の法人税額			18		
	差引	納付すべき法人税額		19		
		還付金額		20		
	翌期へ繰り越す連結欠損金			21		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	連結所得の金額に対する法人税額	22		
			課税連結留保金額に対する法人税額	23		
		課税標準法人税額（22＋23）		24		
	（22）に係る地方法人税額			25		
	（23）に係る地方法人税額			26		
	所得地方法人税額（25＋26）			27		
	外国税額の控除額			28		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			29		
	差引地方法人税額（27－28－29）			30		
	中間申告分の地方法人税額			31		
	差引	納付すべき地方法人税額		32		
		還付金額		33		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等
1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合　銀行／金庫・組合／漁協・農協　本店・支店／出張所／本所・支所　預金　口座番号
2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合　貯金口座の記号番号　－
3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合　郵便局名等

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（190　更正の請求書(連結申告用)）

税務署受付印

更正の請求書（連結申告用）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税通則法第23条／法人税法第82条／地方法人税法第24条／租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき
自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 〔連結事業年度の連結確定申告／課税事業年度の地方法人税確定申告〕に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分				行	この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	円
		同上の内訳	軽減税率適用連結所得金額	2		
			その他の金額（1－2）	3		
		法人税額		4		
	法人税額の特別控除額			5		
	差引法人税額（4－5）			6		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			7		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		
		同上に対する税額		9		
	連結留保金	課税留保金額		10		
		同上に対する税額		11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額		12		
		同上に対する税額		13		
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）			14		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			15		
	控除税額			16		
	差引連結所得に対する法人税額（14－15－16）			17		
	連結中間申告分の法人税額			18		
	差引	納付すべき法人税額		19		
		還付金額		20		
	翌期へ繰り越す連結欠損金			21		
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	連結所得の金額に対する法人税額	22		
			課税連結留保金額に対する法人税額	23		
		課税標準法人税額（22＋23）		24		
	（22）に係る地方法人税額			25		
	（23）に係る地方法人税額			26		
	所得地方法人税額（25＋26）			27		
	外国税額の控除額			28		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			29		
	差引地方法人税額（27－28－29）			30		
	中間申告分の地方法人税額			31		
	差引	納付すべき地方法人税額		32		
		還付金額		33		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等
1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合　銀行／金庫・組合／漁協・農協　本店・支店／出張所／本所・支所　預金　口座番号
2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合　貯金口座の記号番号　－
3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合　郵便局名等

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.09 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
(207　更正の理由書(地方法人税)(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))	(207　更正の理由書(地方法人税)(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))
(正　本) 更　正　の　理　由 貴法人及び他の連結法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。	(新　設)
27.06	

改　正　後

（209　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における属に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	連結確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金口座番号	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（196　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における属に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	連結確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

26.06　改正

改　正　後

（209　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第１項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
（注）法第81条の31第１項の規定は、平成14年４月１日から平成28年３月31日までの間に終了する各連結事業年度（平成20年４月１日以後平成20年４月30日前に終了した連結事業年度を除きます。）において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年２月１日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第68条の98①）
イ　普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円以下であるもの（当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人、(ⅱ)法人税法第４条の７に規定する受託法人、(ⅲ)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
ロ　協同組合等である連結親法人
(2)　法第81条の31第３項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
イ　解散（適格合併による解散を除きます。）
ロ　更生手続の開始
ハ　再生手続開始の決定
2　連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
(1)　法第81条の31第１項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限
なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
(2)　法第81条の31第３項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後１年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
4　この請求書の各欄は、次により記載します。
(1)　「※」欄は、記載しないでください。
(2)　「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
イ　「連結欠損金額(１)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(２)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
（注）欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
(3)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
ロ　「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
(4)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改　正　前

（196　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第１項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
（注）法第81条の31第１項の規定は、平成14年４月１日から平成28年３月31日までの間に終了する各連結事業年度（平成20年４月１日以後平成20年４月30日前に終了した連結事業年度を除く。）において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年２月１日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第68条の98①）
イ　普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円以下であるもの（当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人、(ⅱ)法人税法第４条の７に規定する受託法人、(ⅲ)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
ロ　協同組合等である連結親法人
(2)　法第81条の31第３項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
イ　解散（適格合併による解散を除く。）
ロ　更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
ハ　再生手続開始の決定
2　連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
(1)　法第81条の31第１項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限
なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
(2)　法第81条の31第３項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後１年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
4　この請求書の各欄は、次により記載します。
(1)　「※」欄は、記載しないでください。
(2)　「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
イ　「連結欠損金額(１)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(２)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
（注）欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
(3)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
ロ　「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
(4)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改　　正　　後	改　　正　　前
（209　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）	（196　連結欠損金の繰戻しによる還付請求書）
合計額を記載してください。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。 ト　「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5)　「還付金額(15)」欄には、((14)×（２）／（５））の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（同　左）

改　正　後

（211　更正の請求書（復興特別法人税用））

税務署受付印

更正の請求書
（復興特別法人税用）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者又は清算人氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の４又は同法第68条の88の規定に基づき、自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算 法人税額	(1)	円	
	法人税額の特別控除額	(2)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(3)		
	基準法人税額 (1)－(2)＋(3)	(4)		
	課税標準法人税額 (4)又は((4)×―)	(5)		
復興特別法人税額 (5)×10%		(6)		
控除税額		(7)		
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6)－(7)	(8)		
	還付金額	(9)		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

27.06 改正

改　正　前

（198　更正の請求書（復興特別法人税用））

税務署受付印

更正の請求書
（復興特別法人税用）

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者又は清算人氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の４又は同法第68条の88の規定に基づき、自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算 法人税額	(1)	円	
	法人税額の特別控除額	(2)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(3)		
	基準法人税額 (1)－(2)＋(3)	(4)		
	課税標準法人税額 (4)又は((4)×―)	(5)		
復興特別法人税額 (5)×10%		(6)		
控除税額		(7)		
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6)－(7)	(8)		
	還付金額	(9)		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

24.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（217-2　事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年１月１日以後開始事業年度分から使用） 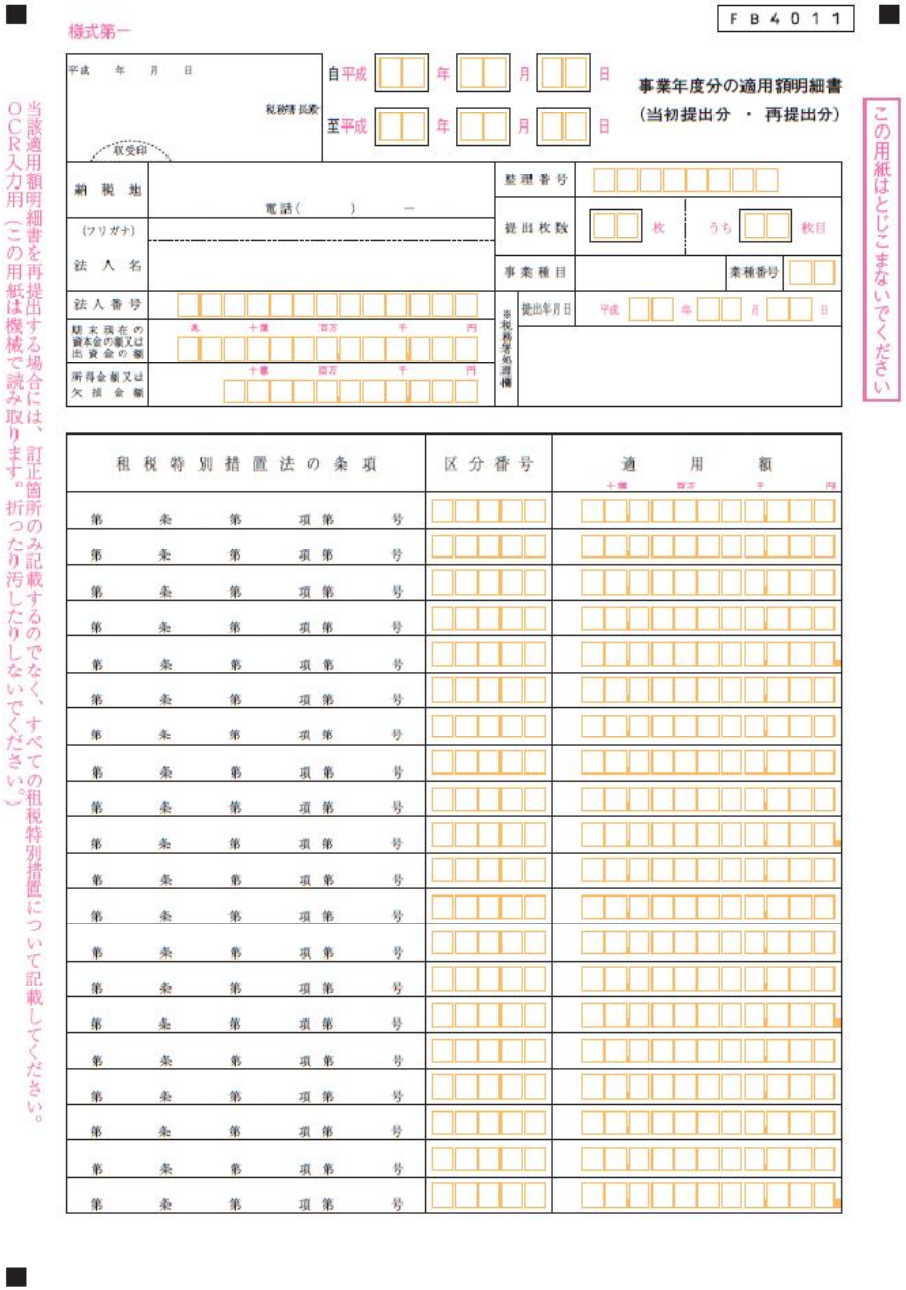	（217-2　事業年度分の適用額明細書） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（217-2　事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年１月１日以後開始事業年度分から使用）	（217-2　事業年度分の適用額明細書） （新　設）

適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。

(4)「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

　なお、平成26年10月１日以後に開始する事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一（一）、別表一（二）及び別表一（三））を使用するときは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。

(5)「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。

(6)「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（218-2　連結事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用） 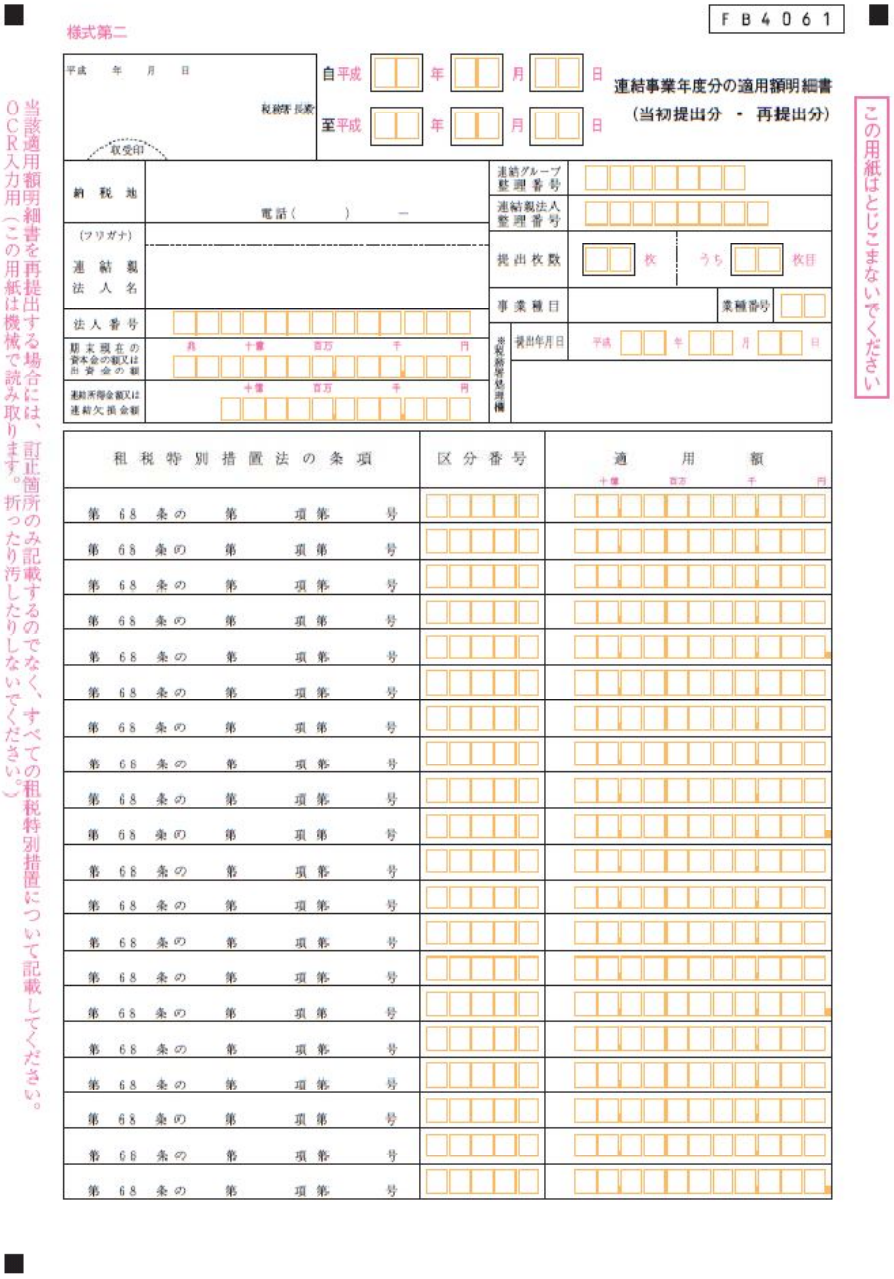	（218-2　連結事業年度分の適用額明細書） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（218-2　連結事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（218-2　連結事業年度分の適用額明細書） （新　設）

適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年４月１日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。

(4)「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

なお、平成26年10月１日以後に開始する連結事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一の二（一）、別表一の二（二）及び別表一の二（三））を使用するときは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。

(5)「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する連結事業年度から記載してください。

(6)「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（235　特定医療法人としての承認を受けるための申請書）

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

整理番号	

平成　年　月　日	納　税　地	〒 電　話（　）　—
	（フリガナ） 申請者の名称	
	法　人　番　号	
	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞
税務署長経由 国税庁長官殿	設立年月日	年　月　日　事業年度　月　日 ～ 月　日

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

・設立時から現在に至るまでの経過概要

・その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

税務署処理欄	部　門		番　号		入　力		整理簿		備　考	

27.06 改正

改　正　前

（222　特定医療法人としての承認を受けるための申請書）

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

整理番号	

平成　年　月　日	納　税　地	〒 電　話（　）　—
	（フリガナ） 申請者の名称	
税務署長経由 国税庁長官殿	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞
	設立年月日	年　月　日　事業年度　月　日 ～ 月　日

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

・設立時から現在に至るまでの経過概要

・その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

税務署処理欄	部　門		入　力		整理簿		備　考	

改　正　後

（240　特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書）

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号	

平成　年　月　日	納　税　地	〒 電　話（　）　—
	（フリガナ） 医療法人の名称	
	法　人　番　号	
税務署長経由 国税庁長官殿	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づき届け出ます。

1　特定医療法人としての承認を受けた日	年　月　日
2　特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由	
3　その他参考となるべき事項	

〔注意事項〕

・　届出書は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。

・　この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税理士署名押印	㊞

税務署処理欄	部門		入力		業種番号		番号		整理簿		備考	

27.06 改正

改　正　前

（227　特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書）

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号	

平成　年　月　日	納　税　地	〒 電　話（　）　—
	（フリガナ） 医療法人の名称	
税務署長経由 国税庁長官殿	（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づき届け出ます。

1　特定医療法人としての承認を受けた日	年　月　日
2　特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由	
3　その他参考となるべき事項	

〔注意事項〕

・　届出書は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。

・　この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。

税理士署名押印	㊞

税務署処理欄	部門		入力		整理簿		備考	

改　　正　　後	改　　正　　前
（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）	（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）
源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 **1　使用目的** 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」（FCC3P1A～1L，FCC3P2A～2L，FCC3P3A～3L，FCC3P4A～4L，FCC3P5A～5L，FCG5PC2）（以下「通知書」という。）は、①国税通則法第36条第1項第２号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第３項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 **2　出力対象** 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」（FCG5PA1）（以下「本税徴収決議書」という。）又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」（FCC3PA2）（以下「加算税賦課決定決議書」という。）（以下これらを「決議書」という。）により決裁を受けたものを対象として出力する。 **3　出力時期** 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 **4　出力順序** 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1)　本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 （注）　本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2)　加算税賦課決定決議書 決議番号 （注）　加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 **5　出力要領** (1)　出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。 (2)　主な出力項目の内容 イ　通知書（共通部分） 項　　目 / 内　　容 標　　題 / 当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」（アスタリスク）を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」（アスタリスク）を印字して抹消する。 住所（所在地）及び氏名（法人名） / 賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名（法人名）が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分（通知書）　漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分（領収済通知書）　漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分（通知書）　漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分（領収済通知書）　漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字43文字、半角カナ 86文字	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）	（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）
	（同　左）

項　　目		内　　容
		下段部分(払込取扱票)　漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※　法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税　　目		「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信　託　の　名　称		何も印字しない。
納　期　等　の　区　分		賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴　定　区　分		「告知」(34) を印字する。
法　定　納　期　限		「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納　期　限		国税通則法施行令第８条第１項の規定による納期限を印字する。
本　税		本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（　）書の金額）は印字しない。
重　加　算　税		賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不　納　付　加　算　税		賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告　知　額　計		賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延　滞　税		通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内　訳　説　明 及　び　補　完　表　示		（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。
主　文		処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
	①　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第２項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
	②　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
	③　本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎　今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。

改　　正　　後

（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

項　　目		内　　容
	④　本税の納税の告知をする場合（加算税の賦課決定なし）	◎　本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑤　重加算税の賦課決定がある場合	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑥　本税の納税の告知をする場合（重加算税の賦課決定のみ）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑦　重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑧　重加算税のみを賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑨　本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合（不納付加算税のみ）	◎　本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
第　　号		本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成　年　月　日		「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官		通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官　　印		税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について		納付場所及び教示文を印字する。

ロ　領収済通知書

項　　目	内　　容
年　　度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 （注）税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整理番号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合　計　額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改　　正　　前

（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

項　　目		内　　容
	④　本税の納税の告知をする場合（加算税の賦課決定なし）	◎　本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑤　重加算税の賦課決定がある場合	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	（追　加）	
	（追　加）	
	（追　加）	
	（追　加）	
第　　号		本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成　年　月　日		「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官		通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官　　印		税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について		納付場所及び教示文を印字する。

ロ　領収済通知書

項　　目	内　　容
年　　度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 （注）税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整理番号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合　計　額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改　　正　　後

（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

ハ　領収控兼払込取扱票等

項　　目	内　　容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収納代行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ　通知書裏面

項　　目		内　　容
整理番号		賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。
納期等の区分	所得種類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。
	年月分	支払年月を印字する
納付年月日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 （注）　本税徴収のときは印字しない。
法定納期限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。
本税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（　　）書きで印字する。
不納付加算税等	区分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。
	税額	「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき５％（期限後自主納付）、10％（非違分）又は35％（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。
延滞税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額（万円未満の端数切り捨て）} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間（日数）}}{365} = \text{延滞税額}$ （注）１　期間（日数）は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間（日数）（不納付加算税に係るものは１年を限度とする。）である。 ２　本税徴収を行う場合は印字しない。 ３　延滞税の割合は、年7.3％（納期限の翌日から２月を経過した日以後は14.6％）となる。

名　　称	所得種類	名　　称	所得種類
給　　与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約
退　　職	退職手当等	配　　当	配当等
報　　酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等
公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等
生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等
非居住者	非居住者・外国法人	償還差益	償還差益
利　　子	利子等		

改　　正　　前

（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

（同　左）

改　　正　　後

（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

項　　目	内　　容
	ただし、平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1)　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」 (2)　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 （注）　特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいう。 4　延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６　記載事項

（削　除）

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。

イ　通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。

ロ　通知書に印字された教示文を抹消する。

ハ　次により記載した教示文を同封する。

(イ)　「…２月以内に　　国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。

(ロ)　「…（提出先は　　）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

７　留意事項

(1)　処分の理由書の作成

主文の項目のうち③～⑨については、別途ＯＡシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。

(2)　送付に当たっての留意事項

改　　正　　前

（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書）

項　　目	内　　容
	ただし、平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1)　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」 (2)　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 （注）　特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいう。 4　延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６　記載事項

(1)　主文の項目に「⑤　重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。

なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。

イ　本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合

『及び「不納付加算税」』の部分を抹消する。

ロ　調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合

「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。

ハ　調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合

『及び「不納付加算税」』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。

ニ　本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合

『「重加算税」及び』の部分を抹消する。

ホ　本税の納税の告知のみを行う場合

『上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定』の部分を抹消する。

ヘ　調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合

『「重加算税」及び」及び「本税の納税の告知及び』の部分を抹消する。

(2)　国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。

イ　通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。

ロ　通知書に印字された教示文を抹消する。

ハ　次により記載した教示文を同封する。

(イ)　「…２月以内に　　国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。

(ロ)　「…（提出先は　　）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

７　送付に当たっての留意事項

（追　加）

（追　加）

改　　正　　後	改　　正　　前
（244　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書） この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	（231　源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書） （同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（246　処分の理由書（同時送付用）（正本））	（246　処分の理由書（同時送付用）（正本））
処分の理由　　別紙 本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封しています「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第36条の規定により納税の告知を行います。 （以下余白） 1 / 1　　－	（新　設）

改　正　後

（247　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

税務署受付印

		※整理番号
平成　年　月　日 税務署長殿	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	上個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－		
	申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
	1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	
	番号確認	身元確認 □　済 □　未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）											

27.06 改正

改　正　前

（233　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

税務署受付印

		※整理番号
平成　年　月　日 税務署長殿	（フリガナ） 氏名又は名称	
	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－		
	申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
	1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

24.12 改正

改　正　後

（247　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

(1)　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）　「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2)　(1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合　（給与等）２月支給分 → （納期限）３月 10 日まで／３月～６月支給分 → ７月 10 日まで

(3)　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(4)　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）　（納期限）
１月～６月支給分 → ７月 10 日まで
７月～12 月支給分 → 翌年１月 20 日まで

(5)　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎　注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には申請者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4)　「１　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「２　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　前

（233　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

(1)　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）　「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2)　(1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合　（給与等）２月支給分 → （納期限）３月 10 日まで／３月～６月支給分 → ７月 10 日まで

(3)　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(4)　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）　（納期限）
１月～６月支給分 → ７月 10 日まで
７月～12 月支給分 → 翌年１月 20 日まで

(5)　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎　注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

(1)　「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4)　「１　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「２　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（250　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人（外　人）
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄															
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
決裁	・　・										年月日	

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06 改正

改　正　前

（236　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

	（フリガナ） 氏名又は名称	
	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人（外　人）
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄															
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
決裁	・　・										年月日	

24.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（250　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）	（236　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。

2　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。

（例）この届出書を提出した日が３月中の場合

（給与等）		（納期限）
１月～２月支給分	→	４月 10 日まで（※）
３月支給分	→	４月 10 日まで
４月支給分以降	→	翌月 10 日まで

※　１月～２月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、３月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には提出者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。
なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

(4)　「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。
（例－「事業拡大のため」、「合併のため」等）

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。

2　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。

（例）この届出書を提出した日が３月中の場合

（給与等）		（納期限）
１月～２月支給分	→	４月 10 日まで（※）
３月支給分	→	４月 10 日まで
４月支給分以降	→	翌月 10 日まで

※　１月～２月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、３月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。
なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

(4)　「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。
（例－「事業拡大のため」、「合併のため」等）

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（252　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成　年　月　日	住所又は所在地	〒 電話　－　－	
	（フリガナ） 氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号	上個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
税務署長殿	（フリガナ） 代表者氏名	㊞	

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□　第203条の５第４項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の１又は２の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の１又は２の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）１「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 ２　講じている（講ずる予定の）措置が上記２に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	
	番号確認	身元確認 □　済 □　未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）											

27.06 改正

改　　正　　前

（238　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成　年　月　日	（フリガナ） 氏名又は名称		
	住所又は所在地	〒 電話　－　－	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞	
税務署長殿			

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□　第203条の５第４項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の１又は２の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の１又は２の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）１「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 ２　講じている（講ずる予定の）措置が上記２に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

24.12 改正

改　　正　　後

（252　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等

1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について

(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。

（注）　この特例の対象となる申告書は、次のものです。

①　所得税法第 198 条第２項の規定によるもの

- 給与所得者の扶養控除等申告書（所法 194）
- 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法 195）
- 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法 195 の２）
- 給与所得者の保険料控除申告書（所法 196）

②　所得税法第 203 条第４項の規定によるもの

- 退職所得の受給に関する申告書（所法 203）

③　所得税法第 203 条の５第４項の規定によるもの

- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法 203 の５）

(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

◎注意

1　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。

①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置

②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置

③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

2　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

（注）　この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（238　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等

1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について

(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。

（注）　この特例の対象となる申告書は、次のものです。

①　所得税法第 198 条第２項の規定によるもの

- 給与所得者の扶養控除等申告書（所法 194）
- 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法 195）
- 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法 195 の２）
- 給与所得者の保険料控除申告書（所法 196）

②　所得税法第 203 条第４項の規定によるもの

- 退職所得の受給に関する申告書（所法 203）

③　所得税法第 203 条の５第４項の規定によるもの

- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法 203 の５）

(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

◎注意

1　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。

①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置

②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置

③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

2　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。

2　各欄の記載方法

(1)　「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

（注）　この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（253　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

住所又は所在地	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第２項（給与等関係）
□ 第203条第４項（退職手当等関係）
□ 第203条の５第４項（公的年金等関係）　の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	
	番号確認	身元確認	確認書類											
		□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）											

（注意事項）
1　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の５第４項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
2　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）
1　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
2　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
3　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
4　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

27.06改正

改　　正　　前

（239　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所又は所在地	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第２項（給与等関係）
□ 第203条第４項（退職手当等関係）
□ 第203条の５第４項（公的年金等関係）　の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（注意事項）
1　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の５第４項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
2　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）
1　「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
2　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
3　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
4　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

24.12改正

改正前

（243　年末調整による不足額徴収繰延承認申請書）

税務署受付印

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書　（連記式）

平成　　年　　月　　日提出

税務署長殿

給与等の支払者　住所又は所在地　〒

氏名又は名称　　㊞

所得税法第192条第２項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

一連番号	徴収繰延承認申請者 所属部課名	申請月日	住所	氏名	印	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
														承認額　円 1月　円 2月　円	
														承認額　円 1月　円 2月　円	
														承認額　円 1月　円 2月　円	
														承認額　円 1月　円 2月　円	

税理士署名押印　　㊞

※税務署欄			決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	（却下の理由）	既未済欄	整理簿	通知書
	起案	・　・									
	決裁	・　・									
	施行	・　・									
	処理	承認　却下									

24.12改正

※網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格Ａ４）

改正後

（257　年末調整による不足額徴収繰延承認申請書）

税務署受付印

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

平成　　年　　月　　日提出

税務署長殿

給与等の支払者　住所又は所在地　〒

氏名又は名称　　㊞

個人番号又は法人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

所得税法第192条第２項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収繰延承認申請者				
所属部課名		申請年月日		
住所				
氏名	㊞	個人番号		

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額 E	平均月割額の７割相当額 (E×70%) F	平均月割額の７割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
									承認額　円 1月　円 2月　円	

税理士署名押印　　㊞

※税務署欄			決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	（却下の理由）	既未済欄	整理簿	通知書
	起案	・　・									
	決裁	・　・									
	施行	・　・									
	処理	承認　却下									

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06改正

※網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格Ａ４）

改正前

(244　年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	殿

一連番号	徴収繰延承認申請者 所属部課名	申請月日	住所	氏名	印	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
														承認額 円 1月 円 2月 円	
														承認額 円 1月 円 2月 円	
														承認額 円 1月 円 2月 円	
														承認額 円 1月 円 2月 円	

上記の者から平成　　年　　月　　日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

平成　　年　　月　　日　　税務署長　　㊞

（処分の理由）

（規格A4）

24. 12 改正

改正後

(258　年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	殿

徴収繰延承認申請者	所属部課名		申請年月日	
	住所			
	氏名			

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
									承認額 円 1月 円 2月 円	

上記の者から平成　　年　　月　　日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

平成　　年　　月　　日　　税務署長　　㊞

（処分の理由）

（規格A4）

27.06 改正

改　正　後

（259　地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書）

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

税務署受付印		※整理番号
平成　年　月　日	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿	代表者の住所又は居所	〒 電話　－　－

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	平成　年　月　日	申請日現在の加入（見込）職員数	人
① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明			
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明			
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄								処理事績		
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							通知年月日	・　・
	（摘要）					番号	通知書		（却下理由）	

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（245　地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書）

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

税務署受付印		※整理番号
平成　年　月　日	（フリガナ） 名称	
	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿	代表者の住所又は居所	〒 電話　－　－

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	平成　年　月　日	申請日現在の加入（見込）職員数	人
① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明			
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明			
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄								処理事績		
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							通知年月日	・　・
	（摘要）						通知書		（却下理由）	

（規格A4）

14.07改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（259　地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書）	（245　地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書）
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度 に関する承認申請書の記載要領等	**地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度 に関する承認申請書の記載要領等**
1　提出部数 この申請書は、２部提出してください。	1　提出部数 この申請書は、２部提出してください。
2　添付書類 この申請書には、次の書類をそれぞれ１部添付してください。 ①　貴互助会の設立に係る条例 ②　貴互助会の定款又は規約 ③　貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの） ④　貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの）	2　添付書類 この申請書には、次の書類をそれぞれ１部添付してください。 ①　貴互助会の設立に係る条例 ②　貴互助会の定款又は規約 ③　貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの） ④　貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの）
3　各欄は、次により記載してください。 (1)　「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。 (2)　「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていることの事実を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。	3　各欄は、次により記載してください。 (1)　「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。 (2)　「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていることの事実を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（263　特定退職金共済団体に関する承認申請書）

特定退職金共済団体に関する承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
（フリガナ） 退職金共済事業の責任者氏名	

税務署長殿

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日	平成　年　月　日	
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数	人
	従業員の数	人
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。		
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者（注1）である理事の数が占める割合 （注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注2）裏面5（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（B ÷ A）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和 平成　年　月　日	
申請書に添付した書類（該当するものの符号を○で囲んでください。）	1　退職金共済規程 2　定款の写し（一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 3　退職金共済事業目論見書 4　退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書（退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 5　退職金共済規程の基となる条例（退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。）	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下	
決裁	・　・							通知年月日	・　・	
（摘要）					番号	通知書		（却下理由）		

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（249　特定退職金共済団体に関する承認申請書）

特定退職金共済団体に関する承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

（フリガナ） 名称	
所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
（フリガナ） 退職金共済事業の責任者氏名	

税務署長殿

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日	平成　年　月　日	
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数	人
	従業員の数	人
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。		
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者（注1）である理事の数が占める割合 （注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注2）裏面5（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（B ÷ A）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和 平成　年　月　日	
申請書に添付した書類（該当するものの符号を○で囲んでください。）	1　退職金共済規程 2　定款の写し（一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 3　退職金共済事業目論見書 4　退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書（退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。） 5　退職金共済規程の基となる条例（退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。）	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下	
決裁	・　・							通知年月日	・　・	
（摘要）						通知書		（却下理由）		

（規格A4）

21.06 改正

改　　正　　後

（263　特定退職金共済団体に関する承認申請書）

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

1　提出部数
この申請書は、３部提出してください。

2　添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。
①　退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
②　一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
③　退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3　各欄は、次により記載してください。
(1)　「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
(2)　「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
(3)　「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第 75 条第１項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。
(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項
(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第 73 条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
(2)　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　１　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
２　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
３　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改　　正　　前

（249　特定退職金共済団体に関する承認申請書）

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

1　提出部数
この申請書は、３部提出してください。

2　添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。
①　退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
②　一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
③　退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3　各欄は、次により記載してください。
(1)　「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
(2)　「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
(3)　「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第 75 条第１項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。
(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項
(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第 73 条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
(2)　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　１　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
２　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
３　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改　正　後

（264　特定退職金共済団体に関する変更承認申請書）

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿	（フリガナ） 退職金共済事業の責任者氏名	

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日	平成　年　月　日

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。　□ はい　□ いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者(注1)である理事の数が占める割合 （注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注2）理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（　B　÷　A　）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

変更の内容	項目	内容
上記の変更を行うこととする事情等		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							通知年月日	・　・
	（摘要）					番号	通知書			

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（250　特定退職金共済団体に関する変更承認申請書）

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	（フリガナ） 名称	
	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿	（フリガナ） 退職金共済事業の責任者氏名	

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日	平成　年　月　日

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。　□ はい　□ いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者(注1)である理事の数が占める割合 （注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注2）理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数（A）	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）	人
	（　B　÷　A　）×100 （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

変更の内容	項目	内容
上記の変更を行うこととする事情等		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							通知年月日	・　・
	（摘要）						通知書			

（規格A4）

21.06 改正

改　正　後

（264　特定退職金共済団体に関する変更承認申請書）

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1　提出部数
この申請書は、２部提出してください。

2　添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。
①　変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
②　一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
③　その他参考となる書類

3　各欄は、次により記載してください。
(1)　「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
(2)　「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
(3)　「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項
(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第 73 条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
(2)　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　1　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
3　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改　正　前

（250　特定退職金共済団体に関する変更承認申請書）

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1　提出部数
この申請書は、２部提出してください。

2　添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ１部添付してください。
①　変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
②　一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
③　その他参考となる書類

3　各欄は、次により記載してください。
(1)　「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
(2)　「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
(3)　「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項
(1)　一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第 73 条第２項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
(2)　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5　理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

（注）　1　「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2　「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
3　記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改　正　後

（268　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

税務署長　殿　　年　月　日提出

この欄には書かないでください。		索引番号

〒
住　所
（居所）
フリガナ
氏　名　　㊞
個人番号　　職　業　電話（　）　－

平成　　年分　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1　被害の状況　（あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。）

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地		被災直前の価額 A	損害額（A×被害割合） B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額（B－C） D	損害割合（D／A） E
	・ ・		住宅					% ①
			家財					% ②

2　所得の見積額　（あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。）

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除額 C	所得金額（A－B－C）
			円	円	円	円
合　計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						③

3　徴収猶予期間又は還付金額等　（あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。）

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地	給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号（※ この申請書の提出を受ける給与等又は公的年金等の支払者の記載をしてください。）

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	還付される税金の受取場所
・ ・ から ・ ・ まで	円	※　還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号
ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－
ハ　郵便局等窓口

4　支払者の証明　（あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。）

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成　年　月　日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長

（支払者の証明）
上記のとおり相違ありません。　所在地
平成　年　月　日　給与等又は公的年金等の支払者の名称　㊞

※　**税務署処理欄**（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
決裁	・ ・							年　月　日	

調査事項	区分	災害直前の価額	損害額	補てん金額	差引損害額	損害割合	（摘要）
	住宅	円	円	円	円	%	
	家財						

処理区分	還付	承認・却下	（還付税額）円	却下事由
	徴収猶予	承認・却下	（猶予期間）自 ・ ・ 至 ・ ・	（猶予税額）全額・半額	

番号	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

（規格A4）

27. 06 改正

改　正　前

（254　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

税務署長　殿　　年　月　日提出

この欄には書かないでください。		索引番号

〒
住　所
（居所）
フリガナ
氏　名　　㊞
職　業　電話（　）　－

平成　　年分　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1　被害の状況　（あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。）

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地		被災直前の価額 A	損害額（A×被害割合） B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額（B－C） D	損害割合（D／A） E
	・ ・		住宅					% ①
			家財					% ②

2　所得の見積額　（あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。）

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除額 C	所得金額（A－B－C）
			円	円	円	円
合　計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						③

3　徴収猶予期間又は還付金額等　（あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。）

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	還付される税金の受取場所
・ ・ から ・ ・ まで	円	※　還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号
ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－
ハ　郵便局等窓口

4　支払者の証明　（あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。）

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成　年　月　日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長

（支払者の証明）
上記のとおり相違ありません。　所在地
平成　年　月　日　給与等又は公的年金等の支払者の名称　㊞

※　**税務署処理欄**（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
決裁	・ ・							年　月　日	

調査事項	区分	災害直前の価額	損害額	補てん金額	差引損害額	損害割合	（摘要）
	住宅	円	円	円	円	%	
	家財						

処理区分	還付	承認・却下	（還付税額）円	却下事由
	徴収猶予	承認・却下	（猶予期間）自 ・ ・ 至 ・ ・	（猶予税額）全額・半額	

（規格A4）

26. 06 改正

改　正　後

（268　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

申請についての説明

1　この申請書を提出して、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は

災害（注1）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注2）又は家財（注3）について、その価額の50%以上の損害（注4）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注5）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2　この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税及び復興特別所得税は

(1)　給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予と還付）

(2)　所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予）です。

なお、(1)の給与等には日雇給与（注6）を含みます。

3　徴収猶予又は還付の内容は

(1)　給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年6月30日以前に被災した場合 被災した日から6か月間	ありません。
	ロ　その年7月1日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年7月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
	ハ　イ、ロの方法にかえて、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受ける給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることもできます。	このハの徴収猶予を受けた場合には、その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証票が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証票を給与等の支払者に呈示すれば、証票に記載されている猶予期間中は、源泉所得税及び復興特別所得税は徴収されません。

(2)　報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年6月30日以前に災害を受けた場合 被災した日から6か月間 ロ　その年7月1日以後に災害を受けた場合 被災した日からその年12月31日までの期間
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4　この申請書の提出先や提出期限などは

(1)　この申請書の提出先は

イ　給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を経由して申請者の納税地の所轄税務署長（注7）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別葉で申請してください。）

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）

ロ　報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に

それぞれ提出してください。

(2)　この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ　給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の呈示をして支払を受けるものから

ロ　報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから

それぞれ徴収猶予されることになりますから、なるべく早く提出してください。

5　申請が承認され又は却下されたときは

それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者とにその旨通知されます。

ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6　給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは

その記載内容を検討し、「給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号」欄（表面3欄）に支払者の個人番号又は法人番号を記載し、給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面4欄）に所要の記載をしたうえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）。

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき）は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7　申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、全て確定申告で税額の清算をすることになっています（年末調整は行うことはできません。）。

(注)　1　「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

2　「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもあり得ますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3　「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

4　「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください。）し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5　「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の1割を超えるときのその超過額をいいます。

6　「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日額表丙欄により源泉徴収される給与等）をいいます。

7　給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください。）。

改　正　前

（254　源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

申請についての説明

1　この申請書を提出して、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は

災害（注1）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注2）又は家財（注3）について、その価額の50%以上の損害（注4）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注5）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2　この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税及び復興特別所得税は

(1)　給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予と還付）

(2)　所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予）です。

なお、(1)の給与等には日雇給与（注6）を含みます。

3　徴収猶予又は還付の内容は

(1)　給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年6月30日以前に被災した場合 被災した日から6か月間	ありません。
	ロ　その年7月1日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年7月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
	ハ　イ、ロの方法にかえて、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受ける給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることもできます。	このハの徴収猶予を受けた場合には、その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証票が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証票を給与等の支払者に呈示すれば、証票に記載されている猶予期間中は、源泉所得税及び復興特別所得税は徴収されません。

(2)　報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年6月30日以前に災害を受けた場合 被災した日から6か月間 ロ　その年7月1日以後に災害を受けた場合 被災した日からその年12月31日までの期間
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4　この申請書の提出先や提出期限などは

(1)　この申請書の提出先は

イ　給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を経由して申請者の納税地の所轄税務署長（注7）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別葉で申請してください。）

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）

ロ　報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に

それぞれ提出してください。

(2)　この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ　給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の呈示をして支払を受けるものから

ロ　報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから

それぞれ徴収猶予されることになりますから、なるべく早く提出してください。

5　申請が承認され又は却下されたときは

それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者とにその旨通知されます。

ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6　給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは

その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面4欄）に所要の記載をしたうえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）。

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき）は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7　申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、全て確定申告で税額の清算をすることになっています（年末調整は行うことはできません。）。

(注)　1　「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

2　「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもあり得ますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3　「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

4　「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください。）し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5　「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の1割を超えるときのその超過額をいいます。

6　「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日額表丙欄により源泉徴収される給与等）をいいます。

7　給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください。）。

改　　正　　後

（272　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書）

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

住所又は所在地　〒　電話　　－　　－

（フリガナ）
氏名又は名称

個人番号又は法人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

（フリガナ）
代表者氏名　　㊞

平成　　年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第２項の規定により、下記のとおり還付を請求します。

事由
（該当する事由のチェック欄□に✓印を付してください。）
□　解散・休業等（異動の日　平成　　年　　月　　日）　　□　徴収すべき税額がなくなった
□　２月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている（２月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難）

還付を受けようとする年末調整により生じた過納額　　円

還付金の受領人
（注）源泉徴収義務者（代理人）が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。

□　源泉徴収義務者（代理人）
□　直　接　本　人

イ　銀行等
銀行　本店・本所
金庫・組合　出張所
農協・漁協　支店・支所
預金　口座番号

ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座
貯金口座の記号番号　　－

ハ　郵便局等窓口

残　存　過　納　額　明　細　書

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額 月日	Aのうち現在までに充当又は還付した額 金額B	差引残存過納額(A−B) C	年末調整を行った年月日	※税務署整理欄 還付加算金 日数	※税務署整理欄 還付加算金 金額D	※税務署整理欄 還付額合計(C＋D) E
		円	・	円	円	・	日	円	円
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
合計（　　名）		円		円	円			円	円

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄	起案	決裁	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
	・・	・・									年月日	

（摘要）

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（規格A４）

27.06 改正

改　　正　　前

（258　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書）

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

（フリガナ）
氏名又は名称

住所又は所在地　〒　電話　　－　　－

（フリガナ）
代表者氏名　　㊞

平成　　年分年末調整により生じた過納額については　　の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第２項の規定により、下記のとおり還付を請求します。

還付を受けようとする年末調整により生じた過納額　　円

還付金の受領人
（注）源泉徴収義務者（代理人）が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。

□　源泉徴収義務者（代理人）
□　直　接　本　人

イ　銀行等
銀行　本店・本所
金庫・組合　出張所
農協・漁協　支店・支所
預金　口座番号

ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座
貯金口座の記号番号　　－

ハ　郵便局等窓口

残　存　過　納　額　明　細　書

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額 月日	Aのうち現在までに充当又は還付した額 金額B	差引残存過納額(A−B) C	年末調整を行った年月日	※税務署整理欄 還付加算金 日数	※税務署整理欄 還付加算金 金額D	※税務署整理欄 還付額合計(C＋D) E
		円	・	円	円	・	日	円	円
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
			・			・			
合計（　　名）		円		円	円			円	円

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄	起案	決裁	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
	・・	・・									年月日	

（摘要）

（規格A４）

24.12 改正

改　　正　　後

（273　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書)）

国 税 還 付 金 支 払 内 訳 書

殿

国税資金支払命令官
税務署長　　㊞

あなたから支払の請求のありました＿＿＿＿＿＿＿＿外に対する還付金及び還付加算金支払額の内訳は下記のとおりです。

記

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額 月日	Aのうち現在までに充当又は還付した額 金額B	差引残存過納額(A−B) C	年末調整を行った年月日	※還付加算金 日数	※還付加算金 金額D	※還付額合計(C+D) E
		円	・	円	円	・・	日	円	円
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
合計（　名）		円		円	円			円	円

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（259　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(国税還付金支払内訳書)）

国 税 還 付 金 支 払 内 訳 書

殿

国税資金支払命令官
税務署長　　㊞

あなたから支払の請求のありました＿＿＿＿＿＿＿＿外に対する還付金及び還付加算金支払額の内訳は下記のとおりです。

記

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額 月日	Aのうち現在までに充当又は還付した額 金額B	差引残存過納額(A−B) C	年末調整を行った年月日	※還付加算金 日数	※還付加算金 金額D	※還付額合計(C+D) E
		円	・	円	円	・・	日	円	円
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
			・			・・			
合計（　名）		円		円	円			円	円

（規格A4）

15.07 改正

改　　正　　後

（274　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(委任状)）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（源泉徴収義務者）

住　所
（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名
（名　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の＿＿＿＿＿＿＿＿外＿＿＿名は、平成　　年分年末調整に係る過納額（還付加算金を含む。）の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住　　所	氏　　名	印
	（　　名）	

（規格Ａ４）

改　　正　　前

（260　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(委任状)）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（源泉徴収義務者）

住　所
（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名
（名　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の＿＿＿＿＿＿＿＿外＿＿＿名は、平成　　年分年末調整に係る過納額（還付加算金を含む。）の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住　　所	氏　　名	印
	（　　名）	

（規格Ａ４）

改　　正　　後	改　　正　　前
（274　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書）	（260　源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書）
源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残 存 過 納 額 明 細 書 の 記 載 要 領 等	**源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残 存 過 納 額 明 細 書 の 記 載 要 領 等**
1　この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。 (1)　解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。 (2)　過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月１日から起算して２月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。 (注)　過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月１日から起算して２月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該２月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。	1　この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。 (1)　解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。 (2)　過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月１日から起算して２月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。 (注)　過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月１日から起算して２月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該２月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。
2　この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、**この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。**	2　この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、**この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。**
3　この請求書の各欄は、次により記載してください。 (1)　請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との３部複写により作成し、これに**各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との２年分）の写しを添付**してください。 なお、この場合には、請求書本文中の「□ 源泉徴収義務者(代理人)　□ 直　接　本　人」の「□ 源泉徴収義務者(代理人)」に✓印を付すとともに３枚目の委任状に押印してください。 (2)　過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。）し、これに(1)**と同様の源泉徴収簿を添付**してください。 なお、この場合には、請求書本文中の「□ 源泉徴収義務者(代理人)　□ 直　接　本　人」の「□ 直 接 本 人」に✓印を付してください。 (3)　「事由」欄は、該当する事由のチェック欄□に✓印を付してください。 (4)　「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。	3　この請求書の各欄は、次により記載してください。 (1)　請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との３部複写により作成し、これに**各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との２年分）の写しを添付**してください。 なお、この場合には、請求書本文中の「□ 源泉徴収義務者(代理人)　□ 直　接　本　人」の「□ 源泉徴収義務者(代理人)」に「レ」を付すとともに３枚目の委任状に押印してください。 (2)　過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。）し、これに(1)**と同様の源泉徴収簿を添付**してください。 なお、この場合には、請求書本文中の「□ 源泉徴収義務者(代理人)　□ 直　接　本　人」の「□ 直 接 本 人」に「レ」を付してください。 (3)　請求書本文の□の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。 (4)　「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（275　源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書）

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）
氏名又は名称

個人番号又は法人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

（フリガナ）
代表者氏名　㊞

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。

誤納を生じた理由

イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号

ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－

ハ　郵便局等窓口

誤納額の計算内容

所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日 / 納付先税務署
		徴収高計算書に記載したもの（A）	人	円	円	・・
		正当計算によるもの（B）				
		差引（A－B）				税務署

摘要		添付書類	□帳簿書類の写し

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄

起案	・・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
決裁	・・							年　月　日	
施行		（摘要）							
管理回付									

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06 改正

改　正　前

（261　源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書）

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ）
氏名又は名称

住所又は所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）
代表者氏名　㊞

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。

誤納を生じた理由

イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号

ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－

ハ　郵便局等窓口

誤納額の計算内容

所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日 / 納付先税務署
		徴収高計算書に記載したもの（A）	人	円	円	・・
		正当計算によるもの（B）				
		差引（A－B）				税務署

摘要		添付書類	□帳簿書類の写し

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄

起案	・・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
決裁	・・							年　月　日	
施行		（摘要）							
管理回付									

（規格A4）

24.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（275　源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書）	（261　源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書）
源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等	**源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等**
1　この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。	1　この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
2　この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。 （注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。	2　この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。 （注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
3　この還付請求書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。 ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。 (2)　「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。 (3)　「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。 (4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。	3　この還付請求書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。 ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。 (2)　「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。 (3)　「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。 (4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（277　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は居所	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名	㊞
個人番号	
（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第1項に規定する証明書［　　］部の交付を申請します。

①　現に行っている事業の概要	（直近年度の決算書を添付してください。）
②　現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1　映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2　自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3　自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4　主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③　芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細	
④　証明書を2部以上必要とする事情の詳細	
⑤　自己に専属する主要芸能人の氏名	（書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。）
⑥　自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付		
決裁	・　・						交付事績	交付部数	部	
								有効期限	・　・	
						通知書		証明書番号	～	
								交付通知年月日	・　・	

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（263　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は居所	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名	㊞
（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第1項に規定する証明書［　　］部の交付を申請します。

①　現に行っている事業の概要	（直近年度の決算書を添付してください。）
②　現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1　映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2　自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3　自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4　主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③　芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細	
④　証明書を2部以上必要とする事情の詳細	
⑤　自己に専属する主要芸能人の氏名	（書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。）
⑥　自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付		
決裁	・　・						交付事績	交付部数	部	
（摘要）								有効期限	・　・	
						通知書		証明書番号	～	
								交付通知年月日	・　・	

（規格A4）

15.07改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（277　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）	（263　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等	**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等**
1　この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。	1　この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。
2　この申請書は２部提出してください。	2　この申請書は２部提出してください。
3　初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を抹消した上、次により記載してください。	3　初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を抹消した上、次により記載してください。
(1)　「住所又は居所」、「氏名」、「個人番号」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名、個人番号及び名称（屋号等）を記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。	(1)　「住所又は居所」、「氏名」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名、名称（屋号等）を記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
(2)　「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。	(2)　「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。
(3)　「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、１号該当、２号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。	(3)　「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、１号該当、２号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。
(4)　「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの事実の詳細を記載してください。	(4)　「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの事実の詳細を記載してください。
(5)　「④」欄には、証明書を２部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。	(5)　「④」欄には、証明書を２部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。
(6)　「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。	(6)　「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。
(7)　「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。	(7)　「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
4　証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、３に準じて記載してください。	4　証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、３に準じて記載してください。

改　　正　　後

（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の
変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

		※整理番号
平成　年　月　日 税務署長殿	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	㊞
	個人番号	
	（フリガナ） 名称	

所得税法第 206 条第２項又は所得税法施行令第 325 条第２項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書［　　］部を添付します。

1　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号の変更

（変更年月日）　平成　年　月　日

（変　更　前）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（変　更　後）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

（該当しないこととなった年月日）　平成　年　月　日

（該当しないこととなった理由）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還事績	返還年月日	・　・	
決裁	・　・							返還部数	部	
								有効期限	・　・	
						通知書		証明書番号	～	
							処理事績	交付部数	部	
								有効期限	・　・	
						公示		証明書番号	～	
								交付年月日	・　・	
								通知年月日	・　・	
								公示年月日	・　・	
番号確認	身元確認 □　済 □　未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）								

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　前

（266　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の
変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

		※整理番号
平成　年　月　日 税務署長殿	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	㊞
	（フリガナ） 名称	

所得税法第 206 条第２項又は所得税法施行令第 325 条第２項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書［　　］部を添付します。

1　氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

（変更年月日）　平成　年　月　日

（変　更　前）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（変　更　後）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

（該当しないこととなった年月日）　平成　年　月　日

（該当しないこととなった理由）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還事績	返還年月日	・　・	
決裁	・　・							返還部数	部	
（摘要）								有効期限	・　・	
						通知書		証明書番号	～	
							処理事績	交付部数	部	
								有効期限	・　・	
						公示		証明書番号	～	
								交付年月日	・　・	
								通知年月日	・　・	
								公示年月日	・　・	

（規格Ａ４）

15.07 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）	（266　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更 又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等	**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更 又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**
1　この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。 (1)　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合 （注）　住所若しくは居所を変更した場合には、変更後の住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に届け出ることになります。 (2)　源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合 2　この届出書は２部提出してください。 3　この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。 4　この届出書は、次により記載してください。 (1)　□内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。 (2)　届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。 イ　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合 その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を記載してください。 ロ　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合 その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。	1　この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。 (1)　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合 （注）　住所若しくは居所を変更した場合には、変更後の住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に届け出ることになります。 (2)　源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合 2　この届出書は２部提出してください。 3　この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。 4　この届出書は、次により記載してください。 (1)　□内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。 (2)　届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。 イ　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合 その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。 ロ　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合 その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（282　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地又は住所　〒

（フリガナ）

名称又は氏名

法人番号又は個人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

（フリガナ）代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）納税管理人の氏名　㊞

①□所得税法第180条第1項
□所得税法第214条第1項
□租税特別措置法施行令第3条の3第2項
に規定する証明書　部　の交付を申請します。

追加申請書の場合　当初の申請書の提出年月日　平成　年　月　日

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

③非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日　昭・平　年　月　日

⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日　昭・平　年　月　日

⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦当社（私）は
□　所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。
□　所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。

⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要

⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等

所得の支払者の 氏名・名称	住所・所在地	支払を受ける 所得の種類	見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等

利子等の支払者の 名称	所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	起案 ・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁 ・ ・						交付事績 交付部数	部
						通知書	有効期限	・ ・
							証明書番号	～
							交付通知年月日	・ ・

番号確認　身元確認　□済　□未済　確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　）

（規格A4）

27.06改正

改　正　前

（268　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

（フリガナ）名称又は氏名

所在地又は住所　〒

（フリガナ）代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）納税管理人の氏名　㊞

①□所得税法第180条第1項
□所得税法第214条第1項
□租税特別措置法施行令第3条の3第2項
に規定する証明書　部　の交付を申請します。

追加申請書の場合　当初の申請書の提出年月日　平成　年　月　日

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

③非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日　昭・平　年　月　日

⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日　昭・平　年　月　日

⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦当社（私）は
□　所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。
□　所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。

⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要

⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等

所得の支払者の 氏名・名称	住所・所在地	支払を受ける 所得の種類	見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等

利子等の支払者の 名称	所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	起案 ・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁 ・ ・						交付事績 交付部数	部
	(摘要)					通知書	有効期限	・ ・
							証明書番号	～
							交付通知年月日	・ ・

（規格A4）

26.06改正

改　　正　　後

（282　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交 付 （ 追 加 ） 申 請 書 の 記 載 要 領 等

1　初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「所在地又は住所」、「名称又は氏名」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号又は個人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。

(2)　「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。

(3)　「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を□内に記載してください。

(4)　「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。

(5)　「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。

(6)　「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。

(7)　「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第 180 条第１項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。）。

　なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。

(8)　「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。

(9)　「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。

(10)　「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。

　イ　国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税及び復興特別法人税又は所得税及び復興特別所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など

　ロ　イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類

(11)　「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。

(12)　「⑩」欄は、次により記載してください。

　イ　「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。

　ロ　「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(13)　「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第８条第１項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第４条第１項又は保険業法第 185 条第１項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。

(14)　「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第 180 条第１項第２号若しくは第３号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第 214 条第１項第２号若しくは第３号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。

(15)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(16)　「※」欄は、記載しないでください。

2　追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、１に準じて記載してください。

改　　正　　前

（268　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交 付 （ 追 加 ） 申 請 書 の 記 載 要 領 等

1　初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「名称又は氏名」、「所在地又は住所」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。

(2)　「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。

(3)　「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を□内に記載してください。

(4)　「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。

(5)　「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。

(6)　「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。

(7)　「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第 180 条第１項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。）。

　なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。

(8)　「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。

(9)　「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。

(10)　「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。

　イ　国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税及び復興特別法人税又は所得税及び復興特別所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など

　ロ　イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類

(11)　「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。

(12)　「⑩」欄は、次により記載してください。

　イ　「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。

　ロ　「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(13)　「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第８条第１項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第４条第１項又は保険業法第 185 条第１項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。

(14)　「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第 180 条第１項第２号若しくは第３号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第 214 条第１項第２号若しくは第３号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。

(15)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(16)　「※」欄は、記載しないでください。

2　追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、１に準じて記載してください。

改　　正　　後

（287　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 名称	
法人番号又は個人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
（フリガナ） 代表者その他の責任者の氏名	㊞
（フリガナ） 納税管理人の氏名	㊞

①

所得税法施行令第　　条　に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。

なお、平成　　年　　月　　日付で交付を受けた証明書　　部　　第　　号を添付します。

②　証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③　免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄							返還事績等		
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		返還年月日	・　・
決裁	・　・							返還部数	部
（摘要）						公示		証明書番号	～
								有効期限	・　・
								失効年月日	・　・
								公示年月日	・　・
番号確認	身元確認 □済 □未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）							

（規格A4）

27.06改正

改　　正　　前

（273　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

（フリガナ） 名称	
所在地	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 代表者その他の責任者の氏名	㊞
（フリガナ） 納税管理人の氏名	㊞

①

所得税法施行令第　　条　に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。

なお、平成　　年　　月　　日付で交付を受けた証明書　　部　　第　　号を添付します。

②　証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③　免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄							返還事績等		
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		返還年月日	・　・
決裁	・　・							返還部数	部
（摘要）						公示		証明書番号	～
								有効期限	・　・
								失効年月日	・　・
								公示年月日	・　・

（規格A4）

16.07改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（287　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）	（273　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等	**源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**
1　「所在地」、「名称」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号又は個人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。	1　「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。
2　「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。	2　「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。
3　「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は同令第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。	3　「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は同令第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。
4　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	4　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
5　「※」欄は、記載しないでください。	5　「※」欄は、記載しないでください。
6　留意事項	6　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（289　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の
- 所在地　〒　電話　－　－
- （フリガナ）名称
- 法人番号又は個人番号（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）
- （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名　㊞

主たる事務所等の国外にある本店又は
- 所在地　〒　電話　－　－
- （フリガナ）名称
- （フリガナ）代表者氏名

① 平成　　年　　月　　日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。

なお、平成　　年　　月　　日付で交付を受けた証明書　　部　　第　　号を添付します。

② 届出内容

変更内容		変更前	変更後
主たる事務所等の国外にある本店又は	所在地	〒　電話　－　－	〒　電話　－　－
	（フリガナ）名称		
法人税等の納税地にある事務所等の	所在地	〒　電話　－　－	〒　電話　－　－
	（フリガナ）名称		
	個人番号		
	代表者その他の責任者氏名		

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄

起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿
・・					
決裁 ・・					

返還事績
- 返還年月日　・・
- 返還部数　部
- 有効期限　・・
- 証明書番号　～

再交付事績
- 交付部数　部
- 有効期限　・・
- 証明書番号　～
- 交付年月日　・・

番号確認　身元確認　□ 済　□ 未済　確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　　）

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　前

（275　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の
- （フリガナ）名称
- 所在地　〒　電話　－　－
- （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名　㊞

主たる事務所等の国外にある本店又は
- （フリガナ）名称
- 所在地　〒　電話　－　－
- （フリガナ）代表者氏名

① 平成　　年　　月　　日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。

なお、平成　　年　　月　　日付で交付を受けた証明書　　部　　第　　号を添付します。

② 届出内容

変更内容		変更前	変更後
主たる事務所等の国外にある本店又は	（フリガナ）名称		
	所在地	〒　電話　－　－	〒　電話　－　－
法人税等の納税地にある事務所等の	（フリガナ）名称		
	所在地	〒　電話　－　－	〒　電話　－　－
	代表者その他の責任者氏名		

税理士署名押印　　㊞

※税務署処理欄

起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿
・・					
決裁 ・・					

返還事績
- 返還年月日　・・
- 返還部数　部
- 有効期限　・・
- 証明書番号　～

再交付事績
- 交付部数　部
- 有効期限　・・
- 証明書番号　～
- 交付年月日　・・

（規格A4）

16.07

改　　正　　後	改　　正　　前
（289　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）	（275　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等	**源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等**
1　法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号又は個人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。	1　法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地、電話番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。
2　国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。	2　国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3　「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。	3　「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。
4　「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。	4　「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。	5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。	6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項	7　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（290　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無
番号確認

_____税務署長殿
To the District Director, _____Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と_____との間の租税条約第___条第___項___
The Income Tax Convention between Japan and_____,Article____,para.___

□ 限度税率_____%
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

2　配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の配当につき居住者として課税される国、納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

(1) 名称 Full name	
(2) 本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）
(3) 法人番号 Corporate Number	
(4) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4　上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注10）；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元本の種類 Kind of Principal	銘柄又は名称 Description	名義人の氏名又は名称（注11） Name of Nominee of Principal (Note 11)
□出資・株式・基金 Shares (Stocks) □株式投資信託 Stock investment trust		

元本の数量 Quantity of Principal	左のうち議決権のある株式数 Of which Quantity of Voting Shares	元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal

5　その他参考となるべき事項（注12）；
Others (Note 12)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（276　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無

_____税務署長殿
To the District Director, _____Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と_____との間の租税条約第___条第___項___
The Income Tax Convention between Japan and_____,Article____,para.___

□ 限度税率_____%
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

2　配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の配当につき居住者として課税される国、納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

(1) 名称 Full name	
(2) 本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）
(3) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4　上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注10）；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元本の種類 Kind of Principal	銘柄又は名称 Description	名義人の氏名又は名称（注11） Name of Nominee of Principal (Note 11)
□出資・株式・基金 Shares (Stocks) □株式投資信託 Stock investment trust		

元本の数量 Quantity of Principal	左のうち議決権のある株式数 Of which Quantity of Voting Shares	元本の取得年月日 Date of Acquisition of Principal

5　その他参考となるべき事項（注12）；
Others (Note 12)

改　正　後

（290　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

6　日本の税法上、届出書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
届出書の「２」の欄に記載した外国法人は、「４」の配当につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country
根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

7　日本の税法上、届出書の「２」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注５)；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
届出書の「２」の欄に記載した団体は、「４」の配当につき、「１」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above
根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「４」に記載した配当が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿

配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends or his Agent

8　権限ある当局の証明（注13）
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿, para.＿＿＿＿.

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿　Signature＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□有Yes　□添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"　年　月　日)

改　正　前

（276　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（290　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）	（276　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）
様　式　1 FORM 「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"	（同　左）

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、配当の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
　なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４」の「元本の数量」や「配当の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。）。
　無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副２通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
　なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
①　届出書の「２」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7　届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", or "Amount of Dividends" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).
　However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contractiong State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
　If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
②"List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
　In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7　Applicable blocks must be checked.

8　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

改　　正　　後

（290　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

9　届出書の「３」の「(3)」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。

9　Column (3) of 3 must be filled in if the Recipient of Dividends owns not less than 10% of the total voting shares issued by the Payer of such Dividends.

10　届出書の「４」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。

10　Enter into Column 4 Dividends which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

11　届出書の「４」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者－配当の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「２　配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

11　Enter into item “Name of Nominee of Principal” in 4 the registered name of the owner of shares in question.
If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

12　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

12　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

13　支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)。

13　If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer(except for cases described in Note 14).

14　注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）。
なお、配当の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

14　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the dividends shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the dividends, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
In this case, the payer of the dividends who confirms the above-mentioned items is required to enter ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep this copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

◇

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（276　租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（291　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

様　式　1－2
FORM

租税条約に関する特例届出書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認

支払の取扱者受付印　税務署受付印

上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
上場株式等の配当等につき居住者として課税される国、納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)　□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項；
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

⑴　名称 Full name	
⑵　本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）
⑶　法人番号 Corporate Number	

4　その他参考となるべき事項；
Others

5　日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、上場株式等の配当等につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable regarding the dividends of Listed Stocks in the other contracting country mentioned in 1 above since the following date under the following law of the other contracting country
根拠法令 Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日 Effective date　年　月　日

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（277　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

様　式　1－2
FORM

租税条約に関する特例届出書

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払の取扱者受付印　税務署受付印

上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
上場株式等の配当等につき居住者として課税される国、納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)　□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項；
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

⑴　名称 Full name	
⑵　本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）

4　その他参考となるべき事項；
Others

5　日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、上場株式等の配当等につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable regarding the dividends of Listed Stocks in the other contracting country mentioned in 1 above since the following date under the following law of the other contracting country
根拠法令 Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日 Effective date　年　月　日

改　　正　　後

（291　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

6　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」の欄に記載した団体は、上場株式等の配当等につき、「1」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends of Listed Stocks since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

効力を生じる日　　年　　月　　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「3」に掲げる支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上場株式等の配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
□有Yes
□添付省略　Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年　　月　　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"

改　　正　　前

（277　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（291　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））	（277　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））
様　式　1－2 FORM	（同　左）

「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注　意　事　項

特例届出書の提出について

1　この届出書は、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第２条第10項、第２条の２第９項、第２条の３第８項、第２条の４第８項、第２条の５第９項、第９条の５第７項、第９条の６第７項、第９条の７第８項、第９条の８第８項及び第９条の９第８項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。

2　この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
　なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
①　届出書の「２」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類も含みます。）は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Special Taxation Measures Law (except for interests prescribed in the same paragraph) who submit the Special Application Form prescribed in paragraph 10 of Article 2, paragraph 9 of Article 2-2, paragraph 8 of Article 2-3, paragraph 8 of Article 2-4, paragraph 9 of Article 2-5, paragraph 7 of Article 9-5, paragraph 7 of Article 9-6, paragraph 8 of Article 9-7, paragraph 8 of Article 9-8 and paragraph 8 of Article 9-9 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.

3　This form must be submitted in duplicate to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contractiong State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
　If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
②"List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
　In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7　Applicable blocks must be checked.

【Continue on the reverse】

改　　正　　後	改　　正　　前
（291　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））	（277　租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））
8　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。 8　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.	（同　左）
この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。 If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.	

改　正　後

（292　租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書）

租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日 税務署長　殿	所在地	〒　－ 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者の氏名	印
	この届出について応答ができる者の所属及び氏名	

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第２条第 11 項、第２条の２第 10 項、第２条の３第９項、第２条の４第９項及び第２条の５第 10 項の規定により、「租税条約に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。

※税務署処理欄	確認年月日	統括官	番号確認	（備　考）
	．　．			

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（278　租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書）

租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日 税務署長　殿	所在地	〒　－ 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	（フリガナ） 代表者の氏名	印
	この届出について応答ができる者の所属及び氏名	

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第２条第 11 項、第２条の２第 10 項、第２条の３第９項、第２条の４第９項及び第２条の５第 10 項の規定により、「租税条約に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。

※税務署処理欄	確認年月日	統括官	（備　考）
	．　．		

（規格Ａ４）

26.01

改　　正　　後

（292　租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書）

租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成 26 年１月１日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

１　記載事項

⑴　「所在地」欄、「名称」欄及び「法人番号欄」には、支払の取扱者の納税地、名称及び法人番号を記載してください。

⑵　※欄は、記載しないでください。

２　留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

⑴　特例届出書の提出後において、租税条約に関する届出書（配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）（以下「条約届出書（配当）」といいます。）が提出された場合、その条約届出書（配当）の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、条約届出書（配当）が提出された場合は、その条約届出書（配当）の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。

⑵　光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。

⑶　この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形式記録	フォーマット	ISO9660（Level2）/Joliet※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第１水準及び第２水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

改　　正　　前

（278　租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書）

租税条約に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成 26 年１月１日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

１　記載事項

⑴　「所在地」欄及び「名称」欄には、支払の取扱者の納税地及び名称を記載してください。

⑵　※欄は、記載しないでください。

２　留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

⑴　特例届出書の提出後において、租税条約に関する届出書（配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）（以下「条約届出書（配当）」といいます。）が提出された場合、その条約届出書（配当）の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、条約届出書（配当）が提出された場合は、その条約届出書（配当）の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。

⑵　光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。

⑶　この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形式記録	フォーマット	ISO9660（Level2）/Joliet※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第１水準及び第２水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

改　正　後

（293　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無
番号確認　身元確認

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿

□ 限度税率＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税 Exemption

2　利子の支払を受ける者に関する事項；Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of business	

3　利子の支払者に関する事項；Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes) □無(No)	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Numb）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)
○ 元本の種類： Kind of principal:　□ 公社債 Bonds and debentures　□ 公社債投資信託 Bond investment trust　□ 預貯金、合同運用信託 Deposits or Joint operation trust　□ 貸付金 Loans　□ その他 Others

⑴　債券に係る利子の場合；In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称（注10） Name of Nominee of Securities (Note 10)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities

額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

⑵　債券以外のものに係る利子の場合；In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under Which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（279　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿

□ 限度税率＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税 Exemption

2　利子の支払を受ける者に関する事項；Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of business	

3　利子の支払者に関する事項；Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes) □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Numb）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)
○ 元本の種類： Kind of principal:　□ 公社債 Bonds and debentures　□ 公社債投資信託 Bond investment trust　□ 預貯金、合同運用信託 Deposits or Joint operation trust　□ 貸付金 Loans　□ その他 Others

⑴　債券に係る利子の場合；In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称（注10） Name of Nominee of Securities (Note 10)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities

額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

⑵　債券以外のものに係る利子の場合；In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under Which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

改　正　後

（293　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

5　その他参考となるべき事項（注11）；
Others (Note 11)

6　日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項（注4）；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

7　日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Interest mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

8　権限ある当局の証明（注12）
Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿, para.＿＿＿＿.

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　Signature＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
□有Yes
□添付省略 Attachment not required

特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　年　月　日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefit Article" ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　前

（279　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（293　租税条約に関する届出書（利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））	（279　租税条約に関する届出書（利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））
様　式　2 FORM 「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"	（同　左）

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、利子に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本を、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

　なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「４」の「額面金額」、「数量」又は「利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（公募社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。）。

　無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副２通作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。

　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

　なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

①　届出書の「２」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7　届出書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。

8　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Interest in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Interest.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Interest, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities", Quantity of Securities", or "Amount of Interest" mentioned in column 4 (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest amounts noted on the form that has already been submitted.).

　However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Interest.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contractiong State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
②"List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

　If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)"by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)"filled with the notified information, all of the partners are deemed submit the application form.

① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
②"List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

　In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7　Applicable blocks must be checked.

8　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number .

【Continue on the reverse】

改　正　後

（293　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

9　届出書の「４」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

10　届出書の「４」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者－利子の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「２　利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

11　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
　なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

12　支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)。

13　注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「５」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）。
　なお、利子の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
　この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9　Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10　Enter into item “Name of Nominee of Securities” of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
　If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12　If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing ″the details of circumstance that the conditions are satisfied″ entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
　In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
　In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　前

（279　租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（294　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　身元確認

支払者受付印　税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿, para.＿＿

□ 限度税率＿＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税（注11） Exemption(Note 11)

2　使用料の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Royalties

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　使用料の支払者に関する事項；
Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（280　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様 式 3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿, para.＿＿

□ 限度税率＿＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税（注11） Exemption(Note 11)

2　使用料の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Royalties

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　使用料の支払者に関する事項；
Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

改　正　後

（294　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

6　日本の税法上､届出書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが､「１」の租税条約の相手国では､その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項（注４）；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「２」の欄に記載した外国法人は､「４」の使用料につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

7　日本の税法上､届出書の「２」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注５）；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「２」に記載した団体は､「４」の使用料につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「４」に記載した使用料が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Royalties or his Agent＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent”means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付　□有Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□添付省略Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　年　月　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　前

（280　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（294　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様　式　3
FORM

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類を含みます。）については、③の各株主等のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
　なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
①　届出書の「２」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
②　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③　「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「２」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」（その添付書類も含みます。）は、届出書の「２」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　届出書の「４」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。
　工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
　If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)"by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
②"List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
　In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7　Applicable blocks must be checked.

8　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number .

9　Enter into column 4 the Royalties which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Royalties as not accounted for in the books of the permanent establishment).
　As to be proceeds from alienation of patent, copyright, etc., to which the same treatment with royalties is applicable under the provisions of the Convention, enter into column 4 the description such as the content of the contract, method of computation for the amount of payment, due date for payment and the amount of the proceeds.

【Continue on the reverse】

改　正　前

（280　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　　正　　後

（294　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

10　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書３(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

10　Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Royalities is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons,and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

11　租税条約に定める「１」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類(届出書「４」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「４」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年４月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）

なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「２」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「５」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

11　If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above , document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient.'); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（280　租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（295　租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)）

様　式　4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

支払者受付印　税務署受付印

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無
番号確認

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号（有する場合のみ記入） Corporate Number (Limited to case of a holder)	
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号（有する場合のみ記入） Corporate Number (Limited to case of a holder)	
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	
	本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号 Corporate Number	

(4) 申請の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		年 Y ／ 月 M ／ 日 D ． ．		
(5) 外国預託証券に係る株式の明細 Description of the underlying shares of Foreign Depositary Receipt		株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders
(5)の株式の内訳 Breakdown of Shares of (5)	(6) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式 Shares requiring investigation as to whether the Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners			
(9) その他参考となるべき事項 Others				

私は、この申請書の「(8)」の外国預託証券に係る株式の配当について、「(8)」の調査を行うため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を受けたいので申請するとともに、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date＿＿＿＿＿＿年　月　日
外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depositary or its Custodian＿＿＿＿＿＿

I hereby apply for the treatment mentioned in (8) above, provided in paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, with respect to Dividends payable on shares represented by the Foreign Depositary Receipts, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

改　正　前

（281　租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)）

様　式　4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

支払者受付印　税務署受付印

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	
	本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）

(4) 申請の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		年 mo. ／ 月 day ／ 日 yr. ． ．		
(5) 外国預託証券に係る株式の明細 Description of the underlying shares of Foreign Depositary Receipt		株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders
(5)の株式の内訳 Breakdown of Shares of (5)	(6) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式 Shares requiring investigation as to whether the Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners			
(9) その他参考となるべき事項 Others				

私は、この申請書の「(8)」の外国預託証券に係る株式の配当について、「(8)」の調査を行うため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を受けたいので申請するとともに、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date＿＿＿＿＿＿年　月　日
外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depositary or its Custodian＿＿＿＿＿＿

I hereby apply for the treatment mentioned in (8) above, provided in paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, with respect to Dividends payable on shares represented by the Foreign Depositary Receipts, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

改　　正　　後	改　　正　　前
（295　租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)）	（281　租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)）
注　意　事　項 1　外国預託証券の受託者が、外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を受けようとするときは、この申請書を正副２通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、その配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。 2　この申請書の「(6)」の株式に係る配当については、その配当に係る外国預託証券の真実の所有者は、別に定める様式による「租税条約に関する届出書《配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除》（様式１）を、配当の支払者を経由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになります。	（同　左）
INSTRUCTIONS 1　This form is to be used by the Depositary of Foreign Depositary Receipt in claiming the extension of time for withholding of tax on dividends with respect to Foreign Depositary Receipt under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions. In this case the Depositary must prepare this form in duplicate and submit them to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. 2　The beneficial owner of Foreign Depositary Receipt who receives Dividends stated in column 6 must submit the “APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION (FORM 1)” (Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends) to the District Director of Tax Office through the payer of such Dividends. (See FORM 1)	

改　正　後

（296　租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様式 5
FORM

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

支払者受付印

税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無
番号確認

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿＿Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号 Corporate Number（有する場合のみ記入 (Limited to case of a holder)）	
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号 Corporate Number（有する場合のみ記入 (Limited to case of a holder)）	
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	
	本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）
	法人番号 Corporate Number	

(4) 届出の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes	年 Y　月 M　日 D . .		
(5) 届出の対象となる配当に係る租税条約に関する申請書（様式４）の提出年月日 Date of submission of FORM 4 with respect to Dividends mentioned in column (4)			
(6) 「(5)」の申請書の「(8)」欄に記載した「外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式」の明細 Shares of (8) of FORM 4 (shares requiring investigation as to whether Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners)	株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders
(6)の株式についての調査結果 Finding of investigation of FORM 4 (7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式（裏面の２参照） Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
(9) その他参考となるべき事項 Others			

私は、さきに「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を申請した外国預託証券に係る株式の配当について、同条の第２項及び第３項並びに「復興特別所得税に関する省令」第８条第３項の規定により上記のとおり届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby submit this application form in accordance with paragraphs 2 and 3 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and paragraph 3 of Article 8 of the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, with respect to Dividends mentioned in (6) above as to which I have submitted the FORM 4 according to paragraph 1 of the said Article, and also hereby declare that the above statement is Date correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date＿＿＿＿＿＿＿＿年　月　日

外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depositary or its Custodian

改　正　前

（282　租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

様式 5
FORM

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends with respect to Foreign Depositary Receipt
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

支払者受付印

税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿＿Tax Office

(1) 外国預託証券の受託者 Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
(2) 上記受託者の副受託者 Custodian to above mentioned Depositary	名称 Full name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名称 Full name	
	本店の所在地 Place of head office	（電話番号 Telephone Number）

(4) 届出の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes	年 mo.　月 day　日 yr. . .		
(5) 届出の対象となる配当に係る租税条約に関する申請書（様式４）の提出年月日 Date of submission of FORM 4 with respect to Dividends mentioned in column (4)			
(6) 「(5)」の申請書の「(8)」欄に記載した「外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式」の明細 Shares of (8) of FORM 4 (shares requiring investigation as to whether Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners)	株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders
(6)の株式についての調査結果 Finding of investigation of FORM 4 (7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式（裏面の２参照） Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
(9) その他参考となるべき事項 Others			

私は、さきに「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を申請した外国預託証券に係る株式の配当について、同条の第２項及び第３項並びに「復興特別所得税に関する省令」第８条第３項の規定により上記のとおり届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby submit this application form in accordance with paragraphs 2 and 3 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and paragraph 3 of Article 8 of the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, with respect to Dividends mentioned in (6) above as to which I have submitted the FORM 4 according to paragraph 1 of the said Article, and also hereby declare that the above statement is Date correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date＿＿＿＿＿＿＿＿年　月　日

外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depositary or its Custodian＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改　　正　　後

（296　租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

注　意　事　項

1　外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第３条第１項の規定の適用を受けた外国預託証券の受託者は、この届出書を正副２通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその配当の支払に係る基準日の翌日から起算して８か月を経過した日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2　この届出書には、次の書類を添付してください。

⑴　「(7)」の株式について、当該株式に係る外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があることを証する登録所有者又は公認保管業者が発行した証明書

⑵　「(7)」の株式について、その適用を受ける租税条約ごとの株式の種類、数量及びその適用を受ける者の数を記載した明細書

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

1　The Depositary of Foreign Depositary Receipt, who has obtained permission under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions must submit this form in duplicate to the District Director of Tax Office through the payer of Dividends in eight months from the day following the base date of payment of dividends for application purposes for which FORM 4 has been subumitted.

2　The following documents must be attached to this Form:

⑴　the certificate issued by the registered holders or authorized depositaries of the shares to ascertain that the Convention is applicable to beneficial owners of the Foreign Depositary Receipts.

⑵　the itemization of kind and quantity of shares, and the number of beneficial owners of such Foreign Depositary Receipts prepared separately for each applicable Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（282　租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（297　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

様 式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　　身元確認

支払者受付印　税務署受付印

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　対価の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所 Domicile	（電話番号 Telephone Number）
	日本国内における居所 Residence in Japan	（電話番号 Telephone Number）
	（国籍 Nationality）	（在留期間 Authorized Period of Stay）　（在留資格 Status of Residence）
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service		
下記「4」の対価につき居住者として課税される国及び納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役務提供期間 Period of Services rendered	対価の支払期日 Due Date for Payment	対価の支払方法 Method of Payment	対価の金額 Amount of Remuneration

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（283　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

様 式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　税務署受付印

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　対価の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所 Domicile	（電話番号 Telephone Number）
	日本国内における居所 Residence in Japan	（電話番号 Telephone Number）
	（国籍 Nationality）	（在留期間 Authorized Period of Stay）　（在留資格 Status of Residence）
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service		
下記「4」の対価につき居住者として課税される国及び納税地（注8） Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注9）；
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役務提供期間 Period of Services rendered	対価の支払期日 Due Date for Payment	対価の支払方法 Method of Payment	対価の金額 Amount of Remuneration

改　　正　　後	改　　正　　前
（297　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））	（283　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））
	（同　左）

5　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

6　日本の税法上、届出書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「２」の欄に記載した外国法人は、「４」の対価につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law　　効力を生じる日　　年　　月　　日
Effective date

届出書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「４」に記載した対価が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税　務　署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
□有Yes
□添付省略 Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年　　月　　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article" ＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　後

（297　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

様 式 6
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR)ERINC

注 意 事 項　INSTRUCTIONS

届出書の提出について

1　この届出書は、所得税法第161条第２号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2　この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　届出書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7　届出書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。

8　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9　届出書の「４」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

◇

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraphs 2 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
　Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
　In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
①　Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
②　"List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
③　Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7　Applicable blocks must be checked.

8　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9　Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

　If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　前

（283　租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

（同　左）

改　正　後

（298　租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 7
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　　身元確認

支払者受付印　　税務署受付印

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　報酬・給与の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Salary or Remuneration

氏名 Full name		
住所 Domicile		（電話番号 Telephone Number）
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)		
日本国内における居所 Residence in Japan		（電話番号 Telephone Number）
（国　籍 Nationality）　（入国年月日 Date of Entry）　（在留期間 Authorized Period of Stay）　（在留資格 Status of Residence）		
下記「4」の報酬・給与につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Salary or Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note6)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
自由職業者、芸能人又は運動家の場合（短期滞在者に該当する者を除く。）：日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 In case of Professionals, Entertainers or Sportsmen (other than Temporary Visitors) : Permanent establishment or fixed base in Japan ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	
短期滞在者の場合：以前に日本国に滞在したことの有無及び在留したことのある場合にはその入出国年月日等 In case of Temporary Visitors: Particulars on previous stay ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	（以前の入国年月日）Date of Previous Entry　（以前の出国年月日）Date of Previous Departure　（以前の在留資格）Previous Status Residence	

3　報酬・給与の支払者に関する事項；
Details of Payer of Salary or Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注7）；
Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

提供する役務の概要 Description of Services performed	役務提供期間 Period of Services performed	報酬・給与の支払期日 Due Date for Payment	報酬・給与の支払方法 Method of Payment of Salary, etc.	報酬・給与の金額及び月額・年額の区分 Amount of Salary, etc. (per month, year)

5　上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項（注8）；
Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（284　租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 7
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　　税務署受付印

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　報酬・給与の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Salary or Remuneration

氏名 Full name		
住所 Domicile		（電話番号 Telephone Number）
日本国内における居所 Residence in Japan		（電話番号 Telephone Number）
（国　籍 Nationality）　（入国年月日 Date of Entry）　（在留期間 Authorized Period of Stay）　（在留資格 Status of Residence）		
下記「4」の報酬・給与につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Salary or Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note6)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）
自由職業者、芸能人又は運動家の場合（短期滞在者に該当する者を除く。）：日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 In case of Professionals, Entertainers or Sportsmen (other than Temporary Visitors) : Permanent establishment or fixed base in Japan ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	
短期滞在者の場合：以前に日本国に滞在したことの有無及び在留したことのある場合にはその入出国年月日等 In case of Temporary Visitors: Particulars on previous stay ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	（以前の入国年月日）Date of Previous Entry　（以前の出国年月日）Date of Previous Departure　（以前の在留資格）Previous Status Residence	

3　報酬・給与の支払者に関する事項；
Details of Payer of Salary or Remuneration

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan ☐有(Yes)　，☐無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注7）；
Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

提供する役務の概要 Description of Services performed	役務提供期間 Period of Services performed	報酬・給与の支払期日 Due Date for Payment	報酬・給与の支払方法 Method of Payment of Salary, etc.	報酬・給与の金額及び月額・年額の区分 Amount of Salary, etc. (per month, year)

5　上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項（注8）；
Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

改　　正　　後

（298　租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

6　その他参考となるべき事項（注９）；
Others (Note 9)

私は、この届出書の「４」に記載した報酬・給与が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
□有Yes
□添付省略 Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　年　月　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" ＿＿＿＿＿＿

改　　正　　前

（284　租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（298　租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））	（284　租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））
様　式　7 FORM	（同　左）

「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS”

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第８号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「４」の各欄には、次により記載してください。

⑴　自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ⑵の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。

⑵　短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利得の計算上控除されないもの）について記載してください。

8　届出書の「５」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合に、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「４」の各欄に準じて記載してください。

9　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Professionals, Entertainers, Sportsmen or Temporary Visitors * in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Salary or Remuneration provided in subparagraph 8 (a) of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention.

* “Temporary Visitors” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the certain period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

2　This form must be prepared separately for each Payer of Salary, etc.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Salary, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Salary, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

Completion of the FORM

5　Applicable blocks must be checked.

6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Enter into column 4 the following types of income:

⑴　For Remuneration derived by a Professional, Entertainers or Sportsmen, (other than Temporary Visitors) describe such Remuneration as shall not be attributed to a permanent establishment or a fixed base in Japan of the Recipient (such Remuneration as not accounted for in the books of the permanent establishment or a fixed base).

⑵　For Salary etc., derived by a Temporary Visitors, describe such Salary etc., as will not be borne by a permanent establishment or a fixed base in Japan of the employer of such Visitor (e.g. Salary etc., which is not deducted as expenses for the calculation of profit of such permanent establishment or a fixed base).

8　Column 5 must be filled out in the same way as for column 4, if the Recipient is a Temporary Visitors or other person who claims the relief from the Japanese Income Tax on such Remuneration under the provisions of the Convention. (The amount of such Remuneration must be within the limit of the provisions of the Convention.)

9　Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　後

（299　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 8
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　　身元確認

支払者受付印　　税務署受付印

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名 Full name		
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan		（電話番号 Telephone Number）
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)		
入国前の住所 Domicile before entry into Japan		（電話番号 Telephone Number）
（年齢 Age）　（国籍 Nationality）　（入国年月日 Date of Entry）　（在留期間Authorized Period of Stay）　（在留資格Status of Residence）		
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

3　報酬・交付金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容 Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered	

5　上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項（注7）；
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（285　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 8
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　　税務署受付印

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名 Full name		
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan		（電話番号 Telephone Number）
入国前の住所 Domicile before entry into Japan		（電話番号 Telephone Number）
（年齢 Age）　（国籍 Nationality）　（入国年月日 Date of Entry）　（在留期間Authorized Period of Stay）　（在留資格Status of Residence）		
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

3　報酬・交付金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容 Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered	

5　上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項（注7）；
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

改　　正　　後

（299　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

6　その他参考となるべき事項（注８）；
Others (Note 8)

私は、この届出書の「４」に記載した報酬・交付金等が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc.　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□有Yes　□添付省略 Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年

Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"　＿＿＿＿＿＿

改　　正　　前

（285　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　正　後

（299　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様　式　8
FORM

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION, GRANTS, ETC., RECEIVED BY PROFESSORS, STUDENTS, OR BUSINESS APPRENTICES”

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
⑴　大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬

⑵　①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外から給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
（注）　上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。

2　この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。
⑴　留学生である場合　その者が在学する学校の発行する在学証明書

⑵　事業等の修習者である場合　その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
⑶　交付金等の受領者である場合　交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号､記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「５」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「４」の各欄に準じて記載してください。

8　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

◇

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
⑴　Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
⑵　Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, ⒜ Student, ⒝ Business trainee * or ⒞ Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *
*　Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　The applicant must attach the following documents:

⑴　In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
⑵　In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
⑶　In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

5　Applicable blocks must be checked.

6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Column 5 must be filled out in the same way as column 4.

8　Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　前

（285　租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　正　後

（300　租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認

支払者受付印　税務署受付印

（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.）

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿＿,para.＿＿

2　年金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏名 Full name	（国籍 Nationality）
住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)	
下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地(注5) Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)	（納税者番号　Taxpayer Identification Number）

3　年金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Pensions, etc.

名称 Full name		
本店（主たる事務所）の所在地 Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
法人番号 Corporate Number		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	支払回数 Frequency of Payments	支払期日 Due Date for Payment	支払方法 Method of Payment	1回の支払金額 Amount of Each Payment

退職年金の場合：年金等の支払の基因となった日本国内における過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services in Japan giving rise to the Pension, was rendered	名称 Full name		
	所在地 Address		（電話番号 Telephone Number）
	日本国内の恒久的施設 Permanent establishment in Japan	名称 Name	
		所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
保険年金の場合：年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	（契約の締結年月日 Date of Contract）　（契約金額 Amount contracted）　（契約期間 Period of Contract）		

5　その他参考となるべき事項（注6）；
Others (Note 6)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（286　租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　税務署受付印

（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.）

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿＿,para.＿＿

2　年金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏名 Full name	（国籍 Nationality）
住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地(注5) Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)	（納税者番号　Taxpayer Identification Number）

3　年金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Pensions, etc.

名称 Full name		
本店（主たる事務所）の所在地 Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	支払回数 Frequency of Payments	支払期日 Due Date for Payment	支払方法 Method of Payment	1回の支払金額 Amount of Each Payment

退職年金の場合：年金等の支払の基因となった日本国内における過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services in Japan giving rise to the Pension, was rendered	名称 Full name		
	所在地 Address		（電話番号 Telephone Number）
	日本国内の恒久的施設 Permanent establishment in Japan	名称 Name	
		所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
保険年金の場合：年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	（契約の締結年月日 Date of Contract）　（契約金額 Amount contracted）　（契約期間 Period of Contract）		

5　その他参考となるべき事項（注6）；
Others (Note 6)

改　正　後

（300　租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

私は、この届出書の「４」に記載した年金等が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date　　年　　月　　日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc.

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□有Yes　□添付省略 Attachment not required

特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"　　年　　月　　日

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、退職年金又は保険年金に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　届出書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。

5　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Pensions or Annuities in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　Applicable blocks must be checked.

5　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

◇

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　前

（286　租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　正　後

（301　租税条約に関する届出書(所得税法第 161 条第３号から第７号まで、第９号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　　身元確認

支払者受付印　　税務署受付印

所得税法第 161 条第３号から第７号まで、第９号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿, para.＿＿

2　所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「４」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注６) Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)		（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「３」の支払者から支払を受ける所得で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5　その他参考となるべき事項（注７）；
Others (Note 7)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（287　租税条約に関する届出書(所得税法第 161 条第３号から第７号まで、第９号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　　税務署受付印

所得税法第 161 条第３号から第７号まで、第９号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿, para.＿＿

2　所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
下記「４」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注６) Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
	事業の内容 Details of Business	

3　所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4　上記「３」の支払者から支払を受ける所得で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5　その他参考となるべき事項（注７）；
Others (Note 7)

改　正　後

（301　租税条約に関する届出書(所得税法第161条第３号から第７号まで、第９号、第11号又は第12号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

私は、この届出書の「４」に記載した所得が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年　　月　　日

Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付　□有Yes　□添付省略Attachment not required
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"＿＿＿＿

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、所得税法第161条第３号から第７号まで、第９号、第11号又は第12号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 3 through 7, 9, 11 and 12 of Article 161 of the Income Tax Law other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5　Applicable blocks must be checked.

6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

◇

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　前

（287　租税条約に関する届出書(所得税法第161条第３号から第７号まで、第９号、第11号又は第12号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　正　後

（302　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)）

様 式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

（税務署整理欄 For official use only）

通信日付印	・ ・
確認印	
還付金；有、無	
番号確認	身元確認

支払者受付印　税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1　還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana 氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

2　還付請求金額に関する事項；
Details of Refund

(1)　還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注6）。）
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第１項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law , the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15 ……
□第１号(Subparagraph 1)
□第３号(Subparagraph 3)
□第５号(Subparagraph 5)
□第７号(Subparagraph 7)
} に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2)　還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed　¥　　円

(3)　還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country ,City):			
□ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

3　支払者に関する事項；
Details of Payer

氏名又は名称 Full name	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	

4　源泉徴収義務者の証明事項；
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)−(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年　月　日　源泉徴収義務者
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Signature of withholding agent ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（288　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)）

様 式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

（税務署整理欄 For official use only）

通信日付印	・ ・
確認印	
還付金；有、無	

支払者受付印　税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1　還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana 氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)

2　還付請求金額に関する事項；
Details of Refund

(1)　還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注6）。）
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第１項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law , the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15 ……
□第１号(Subparagraph 1)
□第３号(Subparagraph 3)
□第５号(Subparagraph 5)
□第７号(Subparagraph 7)
} に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2)　還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed　¥　　円

(3)　還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country ,City):			
□ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

3　支払者に関する事項；
Details of Payer

氏名又は名称 Full name	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)

4　源泉徴収義務者の証明事項；
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)−(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年　月　日　源泉徴収義務者
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Signature of withholding agent ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

改　　正　　後

（302　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)）

私は、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項の規定の適用を受ける上記「４」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph　　of paragraph＿＿＿of Article＿＿＿of Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

※ "Tax Agent" is explained on the reverse side of the "Application Form for Income Tax Convention".

注　意　事　項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。

2　この還付請求書は、上記１の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式（様式１～様式３、様式６～様式10及び様式19）による「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）とともに、それぞれ正副２通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「４」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

3　この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

4　この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者（所得の支払を受ける者）のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

5　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6　還付請求書の「２(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

□第１号……　租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を２以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第３号……　第１号及び第５号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第５号……　特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

□第７号……　租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.

2　Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

3　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

4　The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

5　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

☐Subpara.1…　For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.

☐Subpara.3…　For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.

☐Subpara.5…　For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.

☐Subpara.7…　For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

改　　正　　前

（288　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)）

（同　左）

改　正　後

（303　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

様 式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

（税務署整理欄 For official use only）

承認	請求金額	円
	充当金額	円
	還付金額	円
その他		
納付日	・・	充当の申出日 ・・
通信日付印	・・	確認印

税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATIOIN DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿

2　還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman		
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

3　還付請求金額に関する事項；
Details of the refund
⑴　還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed　￥　円

⑵　還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan				
	支店住所(国名、都市名)Branch Address (Country ,City):			
□ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（289　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

様 式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

（税務署整理欄 For official use only）

承認	請求金額	円
	充当金額	円
	還付金額	円
その他		
納付日	・・	充当の申出日 ・・
通信日付印	・・	確認印

税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATIOIN DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿条第＿項＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿

2　還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman		
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

3　還付請求金額に関する事項；
Details of the refund
⑴　還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed　￥　円

⑵　還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
□ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan				
	支店住所(国名、都市名)Branch Address (Country ,City):			
□ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

改　正　後

（303　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

4　還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

5　上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提供する役務の概要 Description of Services rendered	(2) 役務提供期間 Period of Services rendered		
(3) 対価の支払期日 Due Date for Payment	(4) 対価の支払方法 Method of Payment	(5) 対価の金額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収した税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6　還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項；
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

7　上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項；
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8)　未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項；
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

納付予定年月日 the date of payment

A　未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

B　未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent ＿＿＿＿＿＿＿＿

8　還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above
(1)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項；
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

(2)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等；
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

【次葉に続きます（Continue on the next sheet）】

改　正　前

（289　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

4　還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan □有(Yes)，□無(No) If "Yes",explain:	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

5　上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提供する役務の概要 Description of Services rendered	(2) 役務提供期間 Period of Services rendered		
(3) 対価の支払期日 Due Date for Payment	(4) 対価の支払方法 Method of Payment	(5) 対価の金額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収した税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6　還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項；
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏名又は名称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

7　上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項；
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8)　未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項；
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

納付予定年月日 the date of payment

A　未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

B　未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent ＿＿＿＿＿＿＿＿

8　還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above
(1)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項；
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

(2)　上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等；
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

改　　正　　後	改　　正　　前
（303　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）	（289　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）
9　その他参考となるべき事項(注11)； Others (Note11)	（同　左）

10　日本の税法上、請求書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

請求書の「２」の欄に記載した外国法人は、「５」の対価につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 5 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日　　年　　月　　日
Effective date

請求書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

私は、上記「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「５」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measure s of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Act on Special Measures concerning Securing Financial Resources Necessary for Implementing Measures for Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date　　年　　月　　日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□有Yes

改　　正　　後	改　　正　　前
（303　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）	（289　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）
様　式　12 FORM	（同　左）

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注　意　事　項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。

3　この還付請求書は、所得税法第212条第１項又は租税特別措置法第42条第１項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条第１項」の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「７」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「４」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
　なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　請求書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5　還付請求書の「６」の欄に記載した者が日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）で、その支払を受ける所得税法第161条第８号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

6　還付請求書の「６」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

7　この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.

3　This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law or paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures concerning Securing Financial Resources Necessary for Implementing Measures for Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
　In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
② ″List of the Members of the Foreign Company (Form 16)″
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach ″Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)″(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5　If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 8 (a) of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
　* “Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

6　If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Law, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

7　An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of General Law for National Taxes.

【Continue on the reverse】

改　　正　　後

（303　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

還付請求書の記載について

8　請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10　還付請求書の「６」の欄に記載する者が複数あるときは、「６」及び「７」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。

11　還付請求書の「９」の欄には、「２」、「５」及び「８」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

1

この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Completion of the FORM

8　Applicable blocks must be checked.

9　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10　If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.

11　Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（289　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書）

（同　左）

改　正　後

（304　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債用)）

様 式 13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
還付金；有、無

□ 限度税率＿＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税 Exemption

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称（注5） Full name (Note 5)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	東京都中央区日本橋本石町２－１－１　（電話番号Telephone Number） 1－1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan　03(3279)1111
法人番号 Corporate Number	

4　上記「３」の支払者から支払を受ける償還差益で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額 Total Amount of Issue Price　発行価額(　　)×数量×(　　)	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 Profit from Redemption corresponding to Holding Period　(⑤－⑥)×⑧／⑦	円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 Amount of Tax Withheld　(⑤－⑥)×⑩	円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額 Amount of Tax to be Refunded　⑫×⑧／⑦－(⑨×⑪)（免税の場合 In case of Exemption　⑫×⑧／⑦）	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑪の記入を要しない。；In case of Exemption ⑨ and ⑪ need not be filled.

5　その他参考となるべき事項（注６）；Others (Note 6)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（290　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債用)）

様 式 13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
還付金；有、無

□ 限度税率＿＿＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　税 Exemption

＿＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿,Article＿＿,para.＿＿

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称（注5） Full name (Note 5)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	東京都中央区日本橋本石町２－１－１　（電話番号Telephone Number） 1－1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan　03(3279)1111

4　上記「３」の支払者から支払を受ける償還差益で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額 Total Amount of Issue Price　発行価額(　　)×数量×(　　)	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月days or months	日又は月days or months	日又は月days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 Profit from Redemption corresponding to Holding Period　(⑤－⑥)×⑧／⑦	円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 Amount of Tax Withheld　(⑤－⑥)×⑩	円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額 Amount of Tax to be Refunded　⑫×⑧／⑦－(⑨×⑪)（免税の場合 In case of Exemption　⑫×⑧／⑦）	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑪の記入を要しない。；In case of Exemption ⑨ and ⑪ need not be filled.

5　その他参考となるべき事項（注６）；Others (Note 6)

改　正　後

（304　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債用)）

6　当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売　渡　証　明　書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載（国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date　（日　付）＿＿＿＿＿＿＿＿

Certifier　（証明書）＿＿＿＿＿＿＿＿印

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7　日本の税法上、還付請求書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人は、「４」の償還差益につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿

効力を生じる日　年　月　日
Effective date＿＿＿＿＿＿＿＿

還付請求書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 ratio of ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

私は、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項の規定の適用を受ける上記「４」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph＿＿＿of paragraph＿＿of Article＿＿＿of Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent＿＿＿＿＿＿＿＿

8　権限ある当局の証明（注７）
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿, para.＿＿＿＿.
年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿　Signature＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税　務　署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付　″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″ attached　□有Yes

改　正　前

（290　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債用)）

（同　左）

改　正　後

（304　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用））

様　式　13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)”

注　意　事　項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副２通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「５」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2　この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

3　源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

5　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6　還付請求書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

7　支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください（平成16年７月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項８の場合を除きます。）。

8　注意事項７の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。
　なお、償還金の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、還付請求書の「２」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき（還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
　この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「５」の欄に①確認をした旨（例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.

2　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

3　Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to US resident members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
①　Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
②　"List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③　Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

5　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4

7　If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).

8　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.
　In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.
　In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.'); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改　正　前

（290　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用））

（同　左）

改　正　後

（305　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

様 式 14
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用；有、無
番号確認

_____税務署長殿
To the District Director, _____Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と_____との間の租税条約第____条第____項____
The Income Tax Convention between Japan and_____,Article____,para.____

□ 限度税率_____%
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
法人番号 Corporate Number	

4　上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注6) Date of Acquisition (Note 6)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売出価額(注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売出価額の合計額(注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額（買入価額） Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen

5　その他参考となるべき事項（注13）；Others (Note 13)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（291　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

様 式 14
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用）

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

支払者受付印　税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
還付金；有、無

_____税務署長殿
To the District Director, _____Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と_____との間の租税条約第____条第____項____
The Income Tax Convention between Japan and_____,Article____,para.____

□ 限度税率_____%
Applicable Tax Rate
□ 免　税
Exemption

2　還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)

3　償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名称 Full name	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)

4　上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注6) Date of Acquisition (Note 6)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売出価額(注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売出価額の合計額(注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額（買入価額） Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen

5　その他参考となるべき事項（注13）；Others (Note 13)

改　正　後

（305　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

6　当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売　渡　証　明　書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載（銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額）のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date　（日　付）

Certifier　（証明者）

印

7　日本の税法上、還付請求書の「２」の外国法人が納税義務者とされるが、「１」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人は、「４」の償還差益につき、「１」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日　年　月　日
Effective date

還付請求書の「２」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

私は、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項の規定の適用を受ける上記「４」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent＿＿＿＿＿＿＿＿

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measure s of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph＿＿＿＿of paragraph ＿＿＿＿of Article＿＿＿＿of Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

8　権限ある当局の証明（注14）
Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿＿, para.＿＿＿＿.

年　月　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿　Signature＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項　；　この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付　″Attachment Form for Limitation on Benefits Article″ attached. □有Yes

改　正　前

（291　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

（同　左）

改　正　後

（305　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

様　式　14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTIOIN OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注　意　事　項

還付請求書の提出について

1　この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。

2　この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副２通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「４」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

3　この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　還付請求書の「２」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

5　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6　④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。

7　⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に（乗換）と表示します。

8　⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$⑥\times\frac{⑤}{1\text{万円}}$$

9　⑪欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

10　⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数（１月未満の端数は１月とする。）を記載します。

11　⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

１ヵ月…0.084	５ヵ月…0.417	９ヵ月…0.75
２ヵ月…0.167	６ヵ月…0.5	10ヵ月…0.834
３ヵ月…0.25	７ヵ月…0.584	11ヵ月…0.917
４ヵ月…0.334	８ヵ月…0.667	12ヵ月…1

　なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.

2　Submit this form in duplicate to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.

3　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
　In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　Date of Acquisition means the date of purchase.

7　⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

8　⑦shall be calculated by the following formula ;

$$⑥\times\frac{⑤}{10{,}000\text{yen}}$$

9　⑪shall be calculated by the following formula ;

$$(⑤-⑦)\times\frac{⑨}{100-⑨}$$

10　Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.

11　Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.

1M…0.084	5M…0.417	9 M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

　In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【Continue on the reverse】

改　正　前

（291　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の割引債用)）

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（305　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用））	（291　租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用））
12　⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。 期限後償還の場合　⑪×⑬－[(⑤－⑦)×$\frac{⑩}{100-⑨}$]×⑬ 繰上償還・買入消却の場合　[⑪－(⑤－⑧)×$\frac{⑨}{100}$]×⑬ －[{(⑤－⑦)×$\frac{⑩}{100-⑨}$}－{(⑤－⑧)×$\frac{⑩}{100}$}]×⑬	（同　左）
13　還付請求書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。	
14　支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「８」の欄に権限ある当局の証明を受けてください（平成16年７月１日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項15の場合を除きます。）。	
15　注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。 なお、償還金の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、還付請求書の「２」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき（還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。 この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「５」の欄に①確認をした旨（例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。	
12　⑭shall be calculated by the following formula ; ・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ; ⑪×⑬－[(⑤－⑦)×$\frac{⑩}{100-⑨}$]×⑬ ・ when redeemed or repurchased prior to maturity ; [⑪－(⑤－⑧)×$\frac{⑨}{100}$]×⑬ －[{(⑤－⑦)×$\frac{⑩}{100-⑨}$}－{(⑤－⑧)×$\frac{⑩}{100}$}]×⑬	
13　Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.	
14　If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).	
15　If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached. In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required. In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.'); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.	

改　正　後

（306　租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)）

様 式 15
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

〔 税 務 署 整 理 欄 For official use only 〕

税務署受付印

〔 申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report 〕

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用；有、無

前回提出年月日：(注６) 年 月 日
Date of Previous Submission（Note６）

番号確認 ／ 身元確認

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿ Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿, para.＿＿

□ 限度税率 ＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　除 Exemption

2　申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項；
Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合（注４） Corporation or other entity (Note４)	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
居住者として課税される国及び納税地（注９） Country where the recipient is taxable as resident on the income, and the place where he is to pay tax (Note 9)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本において事業を行っている場合、その事業の概要 Description of business in Japan, if any		
日本において所得税又は法人税の申告書を提出している場合、その納税地 Place where he is to pay tax in Japan, if tax return is filed in Japan		（電話番号 Telephone Number）

3　申告対象国内源泉所得のうち「１」の租税条約の規定の適用を受けるもの（条約適用所得）に関する事項（注 10）；
Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income) (Note10)

条約適用所得の種類及びその概要 Type and Description of applicable Income	＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ） ＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ） ＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ）

4　「１」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項（注 11）；
Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

所得の種類 Type of Income	氏名又は名称 Full name	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)
		（電話番号 Telephone Number）
		（電話番号 Telephone Number）
		（電話番号 Telephone Number）

5　その他参考となるべき事項（注 12）；
Others（Note12）

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（292　租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)）

様 式 15
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

〔 税 務 署 整 理 欄 For official use only 〕

税務署受付印

〔 申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report 〕

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用；有、無

前回提出年月日：(注６) 年 月 日
Date of Previous Submission（Note６）

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿ Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿, para.＿＿

□ 限度税率 ＿＿％ Applicable Tax Rate
□ 免　除 Exemption

2　申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項；
Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合（注４） Corporation or other entity (Note４)	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
居住者として課税される国及び納税地（注９） Country where the recipient is taxable as resident on the income, and the place where he is to pay tax (Note 9)		（納税者番号 Taxpayer Identification Number）
日本において事業を行っている場合、その事業の概要 Description of business in Japan, if any		
日本において所得税又は法人税の申告書を提出している場合、その納税地 Place where he is to pay tax in Japan, if tax return is filed in Japan		（電話番号 Telephone Number）

3　申告対象国内源泉所得のうち「１」の租税条約の規定の適用を受けるもの（条約適用所得）に関する事項（注 10）；
Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income) (Note10)

条約適用所得の種類及びその概要 Type and Description of applicable Income	＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ） ＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ） ＿＿税法第＿＿条第＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿＿Tax Law（ ）

4　「１」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項（注 11）；
Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

所得の種類 Type of Income	氏名又は名称 Full name	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)
		（電話番号 Telephone Number）
		（電話番号 Telephone Number）
		（電話番号 Telephone Number）

5　その他参考となるべき事項（注 12）；
Others（Note12）

改　正　後

（306　租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除））

6　「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項（注13）；
Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)
⑴　「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項（注14）；
Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿：＿＿＿＿＿＿＿＿第＿＿＿条第＿＿＿項)
(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿：＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿＿＿, para.＿＿＿)

⑵　外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項（注15）；
Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差引金額 (a)−(b) Balance
	(　%)		――
	(　%)		――
	(　%)		――
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(　%)	――	
合　計 Total	(100.0%)		

7　「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項（注16）；
Details of Entity etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)
⑴　「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項（注17）；
Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿：＿＿＿＿＿＿＿＿第＿＿＿条第＿＿＿項)
(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿：＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿＿＿, para.＿＿＿)

⑵　相手国団体に関する事項；
Entity in the other contracting country

団体の名称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

改　正　前

（292　租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除））

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（306　租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除））	（292　租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除））
様　式　15 FORM	（同　左）
「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項	
INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT”	
注　意　事　項 **届出書の提出について** 1　この届出書は、所得税法第 161 条又は法人税法第 138 条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。 2　この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。 3　この届出書には、「特典条項に関する付表（様式 17）」を添付してください。 4　この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第 72 条第１項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。）に添付してください。 個人は、その年の前年以前２年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。 法人（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第９条の２第５項に掲げる認定適格者等（以下、「認定適格者等」といいます。）を除きます。）は、その事業年度開始の日前２年内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。 5　個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年３月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。 その年の前年以前２年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合を除きます。）。 6　法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から２月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。 その事業年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合を除きます。）。 7　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。 **届出書の記載について** 8　届出書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。 9　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません 10　届出書の「１」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（条約適用所得）について、所得税法第 161 条又は法人税法第 138 条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。 11　所得の支払者が３名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。 また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。 【裏面に続きます】	INSTRUCTIONS Submission of the FORM 1　This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report). 2　A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought. 3　Attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” (Form17) to this form. 4　This form must be attached to the final income tax return ,final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law). If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form). If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions(hereinafter referred to as “Specific Qualified Person”)) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form). 5　In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year. If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment) 6　In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year. If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.) 7　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation. Completion of the form 8　Applicable blocks must be checked. 9　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number. 10　For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets. 11　If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet. If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information. 【Continue on the reverse】	

改　　正　　後

（306　租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)）

12　届出書の「５」の欄には、届出書の「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
　恒久的施設の範囲につき、届出書の「１」の租税条約の規定の適用を受ける場合には、その旨及びその恒久的施設の概要（在庫保管代理人、注文取得代理人、建設工事、建設工事監督など）を記載してください。
　日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第161条八号に規定する国内源泉所得につき、届出書の「１」の租税条約の規定（短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税）の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

12　Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
　If the application of convention mentioned in 1 is sought for the scope of permanent establishment, enter such intention and description of the permanent establishment (e.g., person who maintains a stock of merchandise, person who habitually deals with orders for contracts, construction project and supervision of construction project).
　If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 8 of Article 161 of the Income Tax Law (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「１」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの（申告対象株主等所得）に対する法人税につき、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
　その場合には、次の書類を添付してください。
①　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
②　「外国法人の株主等の名簿（様式16）」（全ての株主等である者について記載してください。）
③　届出書の「１」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
　なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、③の株主等である者のものを添付してください。

13　Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 , which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
　In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
　Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14　届出書の「２」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

14　Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company　is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.

15　届出書の「１」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得（条約適用株主等所得）に係る外国法人の株主等が３名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

15　Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「１」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体（相手国団体）の所得として取り扱われるもの（申告対象相手国団体所得）に対する所得税又は法人税につき、届出書の「１」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
　その場合には、次の書類を添付してください。
①　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
②　届出書の「２」の非居住者又は外国法人が届出書の「１」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
　なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、②の相手国団体のものを添付してください。

16　Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
　In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
　Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) for this entity described in ②.

17　届出書の「２」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「１」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

17　Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

　この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（292　租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)）

（同　左）

改　正　後

（316　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）

様　式 18
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.

税務署受付印

整理番号

平成　　年　　月　　日

麹町税務署長経由
国税庁長官殿
To the Commissioner,
National Tax Agency
via the District Director,
Kojimachi Tax Office

（フリガナ） 申請者の名称 Full name	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
個人番号又は法人番号 （有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
居住者として課税される国及び納税地（注６） Country where you are taxable as resident and place where you are to pay tax (Note 6)	（納税者番号 Taxpayer Identification Number）

日本において法人税の納税義務がある場合には、その納税地 Place where you are to pay Corporation Tax in Japan, if any	（電話番号 Telephone Number）
認定を受けようとする国内源泉所得の種類及びその概要（注７） Type and Description of Income for Determination (Note 7) □所得税及び復興特別所得税 Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction □法人税及び復興特別法人税 Corporation Tax and Special Corporation Tax for Reconstruction	＿＿税法第＿＿＿条第＿＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿Tax Law （　　）
適用を受けようとする租税条約に関する事項 Applicable Income Tax Convention □限度税率＿＿＿％　□免　税 Applicable Tax Rate　Exemption	日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項 The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿＿, para.＿＿＿
その他の必要な記載事項及び添付書類 Other required Information and Attachments	（法令により必要とされるその他の記載事項及び添付書類については、別紙を参照してください。） See instructions for information and attachments required by the relevant law and ordinances.

当社は、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項＿＿＿＿＿＿＿＿に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、第＿＿＿項の規定に基づきある所得について日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約の特典を受ける権利を有する場合にも該当しませんが、この申請書に記載した国内源泉所得について日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約により認められる特典を享受したいことから、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項に規定する日本国の権限ある当局の認定を受けたいので、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２に基づき申請します。

なお、当社の設立、取得又は維持及び業務の遂行は日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではありません。

当社は、日本、居住地国及びその他の国の法令に従って適正に納税を行っており、これからも適正な納税を行います。

We submit this application form in accordance with Article 6-2 of the Law concerning Special Measures of the Income Tax Law, Corporation Tax Law and Local Tax Law for the Enforcement of Tax Conventions for the Competent Authority Determination prescribed in paragraph＿＿of Article＿＿of the Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿in order to be granted benefits of the Convention, although we are not the resident prescribed in subparagraphs from ＿＿＿ of paragraph＿＿of Article＿＿of the Convention and further are not entitled to benefits with respect to an item of income in accordance with paragraph＿＿of Article＿＿of the Convention.

We hereby declare that the establishment, acquisition or maintenance of us, and the conduct of our operations, do not have as their principal purpose the obtaining of benefits under the convention.

We have been paying taxes properly under the relevant laws of Japan, country of our residence and other countries, and we will continue to pay taxes properly.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日

Date＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者の代表者の署名
Signature of the representative of the applicant ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile （Residence or location）	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改　正　前

（301　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）

様　式 18
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.

税務署受付印

整理番号

平成　　年　　月　　日

麹町税務署長経由
国税庁長官殿
To the Commissioner,
National Tax Agency
via the District Director,
Kojimachi Tax Office

（フリガナ） 申請者の名称 Full name	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
居住者として課税される国及び納税地（注６） Country where you are taxable as resident and place where you are to pay tax (Note 6)	（納税者番号 Taxpayer Identification Number）

日本において法人税の納税義務がある場合には、その納税地 Place where you are to pay Corporation Tax in Japan, if any	（電話番号 Telephone Number）
認定を受けようとする国内源泉所得の種類及びその概要（注７） Type and Description of Income for Determination (Note 7) □所得税及び復興特別所得税 Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction □法人税及び復興特別法人税 Corporation Tax and Special Corporation Tax for Reconstruction	＿＿税法第＿＿＿条第＿＿＿号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph＿＿of Article＿＿of＿＿＿Tax Law （　　）
適用を受けようとする租税条約に関する事項 Applicable Income Tax Convention □限度税率＿＿＿％　□免　税 Applicable Tax Rate　Exemption	日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項 The Income Tax Convention between Japan and ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article ＿＿＿, para.＿＿＿
その他の必要な記載事項及び添付書類 Other required Information and Attachments	（法令により必要とされるその他の記載事項及び添付書類については、別紙を参照してください。） See instructions for information and attachments required by the relevant law and ordinances.

当社は、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項＿＿＿＿＿＿＿＿に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、第＿＿＿項の規定に基づきある所得について日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約の特典を受ける権利を有する場合にも該当しませんが、この申請書に記載した国内源泉所得について日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約により認められる特典を享受したいことから、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿条第＿＿＿項に規定する日本国の権限ある当局の認定を受けたいので、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２に基づき申請します。

なお、当社の設立、取得又は維持及び業務の遂行は日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではありません。

当社は、日本、居住地国及びその他の国の法令に従って適正に納税を行っており、これからも適正な納税を行います。

We submit this application form in accordance with Article 6-2 of the Law concerning Special Measures of the Income Tax Law, Corporation Tax Law and Local Tax Law for the Enforcement of Tax Conventions for the Competent Authority Determination prescribed in paragraph＿＿of Article＿＿of the Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿in order to be granted benefits of the Convention, although we are not the resident prescribed in subparagraphs from ＿＿＿ of paragraph＿＿of Article＿＿of the Convention and further are not entitled to benefits with respect to an item of income in accordance with paragraph＿＿of Article＿＿of the Convention.

We hereby declare that the establishment, acquisition or maintenance of us, and the conduct of our operations, do not have as their principal purpose the obtaining of benefits under the convention.

We have been paying taxes properly under the relevant laws of Japan, country of our residence and other countries, and we will continue to pay taxes properly.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日

Date＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者の代表者の署名
Signature of the representative of the applicant ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile （Residence or location）	（電話番号 Telephone Number）	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改　正　後

（316　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）

様　式 18
FORM

（別紙）

【その他の必要な記載事項】（これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。）
[Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

1　認定を受けることができるとする理由の詳細
Details of the reasons you are to be given determination.

⑴　租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention

⑵　租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention.

⑶　その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes.

2　居住地国における法人税に相当する税の課税状況（直前３事業年度分）
Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)

3　認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested

4　認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested

5　その他参考となる事項
Other relevant Information

6　日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注４)；
Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
申請書に記載した外国法人は、認定を受けようとする株主等所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law　　効力を生じる日 Effective date　　年　月　日

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
	□	%	%
合計 Total		%	%

7　日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注５）；
Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令
Applicable law＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　効力を生じる日 Effective date　年　月　日

（次の事項は、上記１から５の中に必ず記入してください。）
(Following Information must be included in 1 though 5 above.)

①　設立又は組織年月日
Date of Establishment or Organization

②　設立又は組織された場所
Place where Corporation was established or organized

③　資本金額又は出資金額
Amount of Capital

④　居住地国における営業又は事業活動の内容
Description of Business in Country of Residence

⑤　日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
Details of Business in Japan, if any

⑥　日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改　正　前

（301　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）

（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（316　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）	（301　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）
様　式18 FORM　　（別紙） 【必要な添付書類】（注10、11） Required Attachments (note 10 and 11) 1　居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence　□　添付 Attached 2　認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination ⑴　租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention　□　添付 Attached ⑵　その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes　□　添付 Attached ⑶　その他参考となる書類 Other relevant Documents　□　添付 Attached 3　居住地国における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類（直前３事業年度分） Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years) ⑴　居住地国における法人税に相当する税の税務申告書の写し（直前３事業年度分） Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)　□　添付 Attached ⑵　財務諸表の写し（直前３事業年度分） Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)　□　添付 Attached 4　認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested　□　添付 Attached	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（316　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）	（301　租税条約に基づく認定を受けるための申請書）
様　式 18 FORM	（同　左）

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION”

注　意　事　項

申請書の提出について
1　この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。

2　この申請書は、正副２通を作成して麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

3　この申請書の記載事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

4　適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（５において同じです。）。
　外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
①　申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
②　「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③　相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
　なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

5　その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員（その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。）は、この申請書に次の書類を添付して提出してください。
　なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿（様式 16）」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿（様式 16）」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。
①　申請書に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
②　「相手国団体の構成員の名簿（様式 16）」
③　相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
　なお、この場合には、添付書類は、申請書に記載した団体のものを添付してください。

6　この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

申請書の記載について
7　申請書の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。
8　居住地国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

9　認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税第 161 条又は法人税法第 138 条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

申請書の添付書類について
10　添付した書類については、□欄に✔印を付してください。
11　居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the form
1　This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.
2 This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.

3　To make a any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.
4　In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).
　In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
①　Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
②　″List of the Members of the Foreign Company (Form 16)″
③　The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
　Also attach the attachments to the form for the members among those discribed in ②　who require the competent authority determination.

5　A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
　If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in ″List of the Partners of Entity (Form 16)″ by all of the other partners and ″List of the Partners of Entity (Form 16)″ filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
①　Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
②　″List of the Partners of Entity (Form 16)″
③　The residency certification for entity of competent authority in the other country
　In this case, attach the attachments to the form for the entity.

6　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Preparation of the form
7　Applicable blocks must be checked.
8　Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
9　Enter the number of the applicable subparagraph the Article 161 of the Income Tax Law or of the Article 138 of the Corporation Tax Law regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

Attachments to the form
10　Applicable blocks must be checked.
11　Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改　正　後

（317　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 19
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

番号確認　　身元確認

支払者受付印　　税務署受付印

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿, para.＿＿

2　利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
届出書の「5」の利益につき居住者として課税される国、納税地（注6） Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）

3　組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad	（電話番号 Telephone Number）
国内にある事務所等の所在地（注7） Place of office, etc. in Japan (Note 7)	（電話番号 Telephone Number）
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
国内において組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4　利益の支払者（組合員）に関する事項（注8）；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax		（電話番号 Telephone Number）
1	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
	個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	
2	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
3	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

改　正　前

（302　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様 式 19
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署整理欄 For official use only）

適用；有、無

支払者受付印　　税務署受付印

組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

＿＿＿＿税務署長殿
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項＿＿
The Income Tax Convention between Japan and＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿, Article＿＿＿, para.＿＿

2　利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	（電話番号 Telephone Number）
届出書の「5」の利益につき居住者として課税される国、納税地（注6） Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		（納税者番号　Taxpayer Identification Number）

3　組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad	（電話番号 Telephone Number）
国内にある事務所等の所在地（注7） Place of office, etc. in Japan (Note 7)	（電話番号 Telephone Number）
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
国内において組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4　利益の支払者（組合員）に関する事項（注8）；
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax		（電話番号 Telephone Number）
1	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
2	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）
3	氏名又は名称 Full name	
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	（電話番号 Telephone Number）

改　　正　　後	改　　正　　前
（317　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）	（302　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）
	（同　左）

5　届出書の「４」の支払者から配分（支払）を受ける利益で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項（注９）；
Details of Distribution of Business Profits received from Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計　算　期　間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額　(A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合　(B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
～			%	

6　その他参考となるべき事項（注10）；
Others (Note 10)

私は、この届出書の「５」に記載した利益が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date　　年　　月　　日

利益の配分（支払）を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent

○　代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代 理 人 の 資 格 Capacity of Agent in Japan	氏 名 （ 名 称 ） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□　納税管理人　※ Tax Agent □　その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号　Telephone Number)	税務署 Tax Office

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付　□有Yes　□添付省略　Attachment not required
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached

（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年　　月　　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改　　正　　後

（317　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

様　式　19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS”

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、組合契約に基づく事業（組合契約事業）から生ずる利益（組合契約事業利益）の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除（組合契約事業利益につき、届出者が①国内に恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②国内に有する恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。）を受けようとする場合に使用します。
　この場合の組合契約とは、①民法第667条第１項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2　この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して組合契約事業利益の配分をする者（「利益の支払者（組合員）」といいます。）に提出し、その提出を受けた利益の支払者（組合員）は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日（この利益に係る計算期間の末日の翌日から２か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日）の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
　この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者（組合員）は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4　この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
6　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合や利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7　届出書の「３」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これに類するものの所在地を記載してください。
　なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8　届出書の「４」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。
①　「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第２項（源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地）の規定による納税地を記載してください。
②　「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。
　なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9　届出書の「５」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、国内において行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用（国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10　届出書の「６」の欄には、「２」から「５」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「１」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

◇

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ①the recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient’s permanent establishment in Japan).
　Partnership agreement in this case means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③a limited liability partnership agreement; ④agreements in other countries similar to ①-③.

2　This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3　This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as “Payer (partner)”, who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
　In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4　An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5　Applicable blocks must be checked.
6　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7　Enter into item “Place of office, etc. in Japan” of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.
　In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8　Enter into column 4 as follows:
①　“Place where the payer is to pay withholding tax”: enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law and paragraph 2 of Article 11 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed).
②　“Full name” and “Domicile (residence) or place of head office (main office)”: enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.
If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9　Enter into item “Total amount of profits in the computation period,” enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item “Proportion of distribution received” the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10　Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　　正　　前

（302　租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)）

（同　左）

改　正　後

（318　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)）

税務署受付印

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）

〒
住　所
(フリガナ)
氏　名　㊞
個人番号
電話番号

＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の２の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額 下記③の金額を移記してください。 円	希望する還付金の受領場所 (受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。) イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号 ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－ ハ　郵便局等窓口			
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)				
	名称（氏名）				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)	電話　－　－			
	名称（氏名）				
債券の内容等	銘柄・回号（種類・名称）	記号番号（登録番号）	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額 円
債券以外のものの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間		利子等の支払期日	利子等の金額 円
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と　との間の租税条約第　条第　項　の適用				
	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ① 円	支払の際に課される相手国の租税の額（みなし外国税額を含む。）② 円	還付を受けようとする金額（①と②とのいずれか少ない方の金額）③ 円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄										
決裁	起案	・　・	決裁	署長	副署長	統括官	上席	担当者	整理簿	
	決裁	・　・								
	施行	・　・								
処理	承認	請求金額　円	通信日付印	年月日	検討事項					
		還付金額　円	確認印							
	その他									
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）								
	□ 済 □ 未済									

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　前

（303　租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)）

税務署受付印

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）

〒
住　所
(フリガナ)
氏　名　㊞
電話番号

＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の２の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額 下記③の金額を移記してください。 円	希望する還付金の受領場所 (受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。) イ　銀行等　銀行　本店・本所　金庫・組合　出張所　農協・漁協　支店・支所　預金　口座番号 ロ　ゆうちょ銀行の貯金口座　貯金口座の記号番号　－ ハ　郵便局等窓口			
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)				
	名称（氏名）				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)	電話　－　－			
	名称（氏名）				
債券の内容等	銘柄・回号（種類・名称）	記号番号（登録番号）	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額 円
債券以外のものの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間		利子等の支払期日	利子等の金額 円
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と　との間の租税条約第　条第　項　の適用				
	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ① 円	支払の際に課される相手国の租税の額（みなし外国税額を含む。）② 円	還付を受けようとする金額（①と②とのいずれか少ない方の金額）③ 円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄										
決裁	起案	・　・	決裁	署長	副署長	統括官	上席	担当者	整理簿	
	決裁	・　・								
	施行	・　・								
処理	承認	請求金額　円	通信日付印	年月日	検討事項					
		還付金額　円	確認印							
	その他	（理由）								

（規格Ａ４）

24. 12 改正

改　正　後

（319　免税芸能法人等に関する届出書）

支払者受付印　税務署受付印

免税芸能法人等に関する届出書
APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照して下さい。
See instructions on the reverse side

税務署整理欄 For official use only	
適用;有、無	
番号確認	身元確認

＿＿＿＿税務署長
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1　対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or the sportsman in Japan		
納税管理人 The Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

2　対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	

3　その他参考となるべき事項；
Others

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（304　免税芸能法人等に関する届出書）

支払者受付印　税務署受付印

免税芸能法人等に関する届出書
APPLICATION FORM FOR THE NONRESIDENT PROMOTER

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照して下さい。
See instructions on the reverse side

税務署整理欄 For official use only
適用;有、無

＿＿＿＿税務署長
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1　対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	国籍 Nationality	
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or the sportsman in Japan		
納税管理人 The Tax Agent in Japan	氏名 Full name	
	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税務署 Tax Office

2　対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏名又は名称 Full name	
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile(residence)or place of head office(main office)	（電話番号 Telephone Number）＿＿＿＿

3　その他参考となるべき事項；
Others

（規格A4）

20.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（319　免税芸能法人等に関する届出書）	（304　免税芸能法人等に関する届出書）

私は、この届出書を租税特別措置法施行令の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言する。

In accordance with the provisions of Cabinet Order of the Special Taxation Measures Law, I hereby submit this application form, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対価の支払を受ける者又はその納税管理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Tax agent＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、租税特別措置法第41条の22第１項に規定する免税芸能法人等が、同条第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

私は、この届出書を租税特別措置法施行令の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言する。

In accordance with the provisions of Cabinet Order of the Special Taxation Measures Law, I hereby submit this application form, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年　　月　　日
Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対価の支払を受ける者又はその納税管理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Tax agent＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　意　事　項

届出書の提出について

1　この届出書は、租税特別措置法第42条第１項に規定する免税芸能法人等が、同条第３項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※　"Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改　正　後

（321　源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書）

税務署受付印

REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

Date _____
平成　　年　　月　　日

Place for tax payment
納　税　地 _____

To the District Director,
_____ Tax Office
_____税務署長殿

Domicile of place of head office
住所又は所在地 _____

Full name Signature
氏名又は名称 _____ ㊞

Individual Number or Corporate Number
(Limited to case of a holder)
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入）

I(we) hereby declare that I(we) assign the following person for my(our) Tax Agent and authorize him／her to act for me(us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan
1　納税管理人

Domicile
〒　－
住　所 _____

Full name
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名 _____ Signature ㊞

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation
職　業 _____

Telephone Number
電話番号 _____（　　）_____

Reason for Assigning the Tax Agent
2　納税管理人を定めた理由

Others
3　その他参考事項

For official use only

税務処理署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		
	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

27.06改正

改　正　前

（306　源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書）

税務署受付印

REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

Date _____
平成　　年　　月　　日

Place for tax payment
納　税　地 _____

To the District Director,
_____ Tax Office
_____税務署長殿

Domicile of place of head office
住所又は所在地 _____

Full name Signature
氏名又は名称 _____ ㊞

I(we) hereby declare that I(we) assign the following person for my(our) Tax Agent and authorize him／her to act for me(us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan
1　納税管理人

Domicile
〒　－
住　所 _____

Full name
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名 _____ Signature ㊞

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation
職　業 _____

Telephone Number
電話番号 _____（　　）_____

Reason for Assigning the Tax Agent
2　納税管理人を定めた理由

Others
3　その他参考事項

For official use only

税務処理署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		

24. 12改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（321　源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書）	（306　源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書）
書　き　か　た	書　き　か　た
1　この届出書は、租税特別措置法第41条の22第１項に規定する免税芸能法人等が、同条第１項又は所得税法第212条第１項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法又は地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。	1　この届出書は、租税特別措置法第42条第１項に規定する免税芸能法人等が、同条第１項又は所得税法第212条第１項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法又は地方税法の特例等に関する法律第３条第１項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。
2　この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。	2　この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
3　２の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。	3　２の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
4　「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。	4　「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。
INSTRUCTIONS	INSTRUCTIONS
1　This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Withholing Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases; case 1; handling the payment of Withholing Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholing Income Tax case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention	1　This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Withholing Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases; case 1; handling the payment of Withholing Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholing Income Tax case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention
2　This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING RERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.	2　This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING RERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.
3　If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.	3　If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.
4　Enter into the line “Domicile or place of head office” your domicile (residence) or place of head office (main office).	4　Enter into the line “Domicile or place of head office” your domicile (residence) or place of head office (main office).

改　正　後

（322　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

税務署受付印

① 平成　年　月　日 国税庁長官殿	②申請者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		（フリガナ） 名称	㊞
		法人番号	
		（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

所得税法施行令第319条の10第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 （受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。）	
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況	

⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況

支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額
・　・	人	円	円
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			

⑥ 申請日における公的年金等の受給者数	人
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数	人

（規格A4）

27.06 改正

※税務署処理欄	通信日付印	確認印	番号確認
	・　・		

改　正　前

（307　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

税務署受付印

① 平成　年　月　日 国税庁長官殿	②申請者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		（フリガナ） 名称	㊞
		（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

所得税法施行令第319条の10第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 （受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。）	
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況	

⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況

支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額
・　・	人	円	円
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			

⑥ 申請日における公的年金等の受給者数	人
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数	人

（規格A4）

26.06 改正

※税務署処理欄	通信日付印	確認印
	・　・	

改　正　後

（323　勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書）

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

住所	〒 電話　－　－	
（フリガナ） 氏名	㊞	
個人番号		

下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令 第２条の28第１項 第２条の33 の規定により、この旨申請します。

賃金の支払者	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
勤務先	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
事務代行先	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
受入機関の営業所等	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（　年　月　日） ・当該事情の詳細 （ ）	
その他参考となるべき事項	・貯蓄の種類（ ） ・契約日（　年　月　日） ・契約者番号（ ）	
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下	
決裁	・　・							申請者への通知年月日	・　・	
						通知書		所轄署への送付年月日	・　・	
番号確認	身元確認	確認書類								
	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）								

（規格Ａ４）

27.06改正

改　正　前

（308　勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書）

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所	〒 電話　－　－	
（フリガナ） 氏名	㊞	

下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令 第２条の28第１項 第２条の33 の規定により、この旨申請します。

賃金の支払者	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
勤務先	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
事務代行先	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
受入機関の営業所等	名称	
	所在地	〒 電話　－　－
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（　年　月　日） ・当該事情の詳細 （ ）	
その他参考となるべき事項	・貯蓄の種類（ ） ・契約日（　年　月　日） ・契約者番号（ ）	
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下	
決裁	・　・							申請者への通知年月日	・　・	
（摘要）						通知書		所轄署への送付年月日	・　・	

（規格Ａ４）

14. 07改正

改　正　後

（326　退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)）

年　月　日
税務署長
市町村長　殿

年分　**退職所得の受給に関する申告書**
退　職　所　得　申　告　書

支払者受付印

退職手当の支払者の		あなたの	
所在地（住所）	〒	現住所	〒
名称（氏名）		氏名	㊞
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
		その年1月1日現在の住所	

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年　月　日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
② 退職の区分等	一般・障害（　）生活扶助　の有・無	うち重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

B　あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

C　あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		㋑ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

D　A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋺ うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋩ うち㋑と㋺の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年

E　B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B 一般	・・					・・	一般・障害	
B 特定役員	・・					・・	一般・障害	
C	・・					・・	一般・障害	

（注意）1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（311　退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)）

年　月　日
税務署長
市町村長　殿

年分　**退職所得の受給に関する申告書**
退　職　所　得　申　告　書

支払者受付印

退職手当の支払者の		あなたの	
所在地（住所）	〒	氏名	㊞
名称（氏名）		現住所	〒
		その年1月1日現在の住所	

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年　月　日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
② 退職の区分等	一般・障害（　）生活扶助　の有・無	うち重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

B　あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

C　あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
		㋑ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年

D　A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋺ うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日	年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち特定役員等勤続期間	有・無　自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋩ うち㋑と㋺の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年

E　B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B 一般	・・					・・	一般・障害	
B 特定役員	・・					・・	一般・障害	
C	・・					・・	一般・障害	

（注意）1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

（規格A4）

24.10 改正

改　正　後

（327　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

金融機関の営業所等の（異動）届出書

受理日付印

平成　年　月　日

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第２条の４第５項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官　殿

営業所の所在地及び名称　〒　㊞

必ず記入	届出の事由	届出者記入 新設	変更	廃止	税務署記入 設定	訂正	削除	該当する数字を記入してください。
		1	4	5	3	6	7	
	新設・変更等年月日	1	年	月	日			7

個人番号又は法人番号	
営業所番号	団体区分 / 業界コード　8

変更の場合は該当欄のみ記入新設の場合は全部記入	
16 →（フリガナ）	
→名称	
17 →（フリガナ）	
→所在地	
個人番号又は法人番号	
郵便番号 184	電話番号 162「市外局番－市内局番－加入者番号」を記入してください。

新設の場合記入	金融機関等の種類（該当する英字を記入してください。）	都市銀行	地方銀行	信託銀行	外国銀行	信用金庫	商工中金等	信用組合	労働金庫	農林中金	農協等	漁協等	証券会社	外国証券	郵便局等	生保会社	損保会社	その他
		A	B	C	E	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R	S	P

新設の場合記入	本店の表示（本店の場合のみ１と記入）	174	175

合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号	団体区分 / 業界コード　176 177

税務署整理欄	補完	照会	審査	入力	番号	身元

（規格A４）

27.06 改正

改　正　前

（312　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

金融機関の営業所等の（異動）届出書

受理日付印

平成　年　月　日

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第２条の４第５項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官　殿

営業所の所在地及び名称　〒　㊞

必ず記入	届出の事由	届出者記入 新設	変更	廃止	税務署記入 設定	訂正	削除	該当する数字を記入してください。
		1	4	5	3	6	7	
	新設・変更等年月日	1	年	月	日			7

営業所番号	団体区分 / 業界コード　8

新設の場合は全部記入 変更の場合は該当欄のみ記入	
16 →フリガナ	
→名称	
76 →フリガナ	
→所在地	
郵便番号 184	電話番号 162「市外局番－市内局番－加入者番号」を記入してください。

新設の場合記入	金融機関等の種類（該当する英字を記入してください。）	都市銀行	地方銀行	信託銀行	外国銀行	信用金庫	商工中金等	信用組合	労働金庫	農林中金	農協等	漁協等	証券会社	外国証券	郵便局等	生保会社	損保会社	その他
		A	B	C	E	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R	S	P

新設の場合記入	本店の表示（本店の場合のみ１と記入）	174	175

合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号	団体区分 / 業界コード　176 177

税務署整理欄	補完	照会	審査	入力

（規格A４）

20.06 改正

改　　正　　後

（332　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印　税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

譲渡人	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	
	個人番号	

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額	円	（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。		
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

発行会社	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	法人番号	

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	平成　年　月　日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門			通信日付印	確認印	番号
								年　月　日		

27.06 改正

改　　正　　前

（317　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印　税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

譲渡人	（フリガナ） 氏名	㊞
	住所又は居所	〒 電話　－　－

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額	円	（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。		
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

発行会社	（フリガナ） 名称	㊞
	所在地	〒 電話　－　－

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	平成　年　月　日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門			通信日付印	確認印
								年　月　日	

23･12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（332　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）	（317　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）
相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等	**相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等**
この様式は、租税特別措置法第９条の７の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第３項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。	この様式は、租税特別措置法第９条の７の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第３項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。
Ⅰ　譲渡人用の記載要領	**Ⅰ　譲渡人用の記載要領**
１　譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。	１　譲渡人の「氏名」及び「住所又は居所」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の氏名及び住所又は居所を記載してください。
２　被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。	２　被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。
３　「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第９条の７第１項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。 （注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。	３　「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第９条の７第１項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。 （注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。
４　「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。	４　「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。
Ⅱ　発行会社用の記載要領	**Ⅱ　発行会社用の記載要領**
１　発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。	１　発行会社の「名称」及び「所在地」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、書面の提出を受けた非上場会社の名称及び所在地を記載してください。
２　「譲り受けた株式数」、「１株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び１株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。 （注）譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。 また、譲渡人に納付すべき相続税額が「０円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。	２　「譲り受けた株式数」、「１株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び１株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。 （注）譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。 また、譲渡人に納付すべき相続税額が「０円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。
「※」欄は、記載しないでください。	「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

配分取扱者受付印　　税務署受付印

投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄 For official use only 適用:有、無			
番号確認		身元確認	

＿＿＿＿税務署長 殿
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1．申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
非居住者の場合 Individual	住所等（注５） Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	

※　該当する方にチェックして下さい。　Please check the box of applicable sentence.

□　投資組合契約につき、租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第 1 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 1 項の特例の適用を受けたいので、同法第 41 条の 21 第 3 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 2 項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.

□　租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 1 項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書」の記載内容に変更があったので、同法第 41 条の 21 第 7 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 2 項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and /or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

Date　年 Year　月 Month　日 Date

署名 Signature＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．特例適用投資組合契約に関する事項　（注：契約書の写しを添付してください。（注３））
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership			
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager			
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate			
投資組合の事業の内容 Detail of Business			
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /	投資組合の存続期間 Period of Duration	/ / ～ / /
投資組合財産に対する持分割合（注７） Share of Property (Note 7)	（ %） %	損益分配割合（注７） Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)	（ %） %

改　正　前

（318　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

配分取扱者受付印　　税務署受付印

投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄 For official use only 適用:有、無

＿＿＿＿税務署長 殿
To the District Director, ＿＿＿＿Tax Office

1．申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
非居住者の場合 Individual	住所等（注５） Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	

※　該当する方にチェックして下さい。　Please check the box of applicable sentence.

□　投資組合契約につき、租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第 1 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 1 項の特例の適用を受けたいので、同法第 41 条の 21 第 3 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 2 項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.

□　租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 1 項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書」の記載内容に変更があったので、同法第 41 条の 21 第 7 項及び/又は同法第 67 条の 16 第 2 項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and /or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

Date　年 Year　月 Month　日 Date

署名 Signature＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．特例適用投資組合契約に関する事項　（注：契約書の写しを添付してください。（注３））
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership			
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager			
投資組合の事業の内容 Detail of Business			
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /	投資組合の存続期間 Period of Duration	/ / ～ / /
投資組合財産に対する持分割合（注７） Share of Property (Note 7)	（ %） %	損益分配割合（注７） Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)	（ %） %

改　　正　　後	改　　正　　前
（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）	（318　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）
	（同　左）

３．特殊の関係のある者に関する事項（注８、１３）
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

４．申告者が持分を有する他の組合に関する事項（注９、１３）
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
２．の組合の投資組合財産に対する持分割合（注１０） Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	２．の組合に係る損益分配割合（注１０） Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合（注１０） Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合（注１０） Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

５．租税特別措置法施行令第２６条の３０第１４項若しくは第１５項及び/又は同令第３９条の３３第２項若しくは第３項の適用に関する事項（注１１、１３）
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 14 or 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)
適用条項：
Applicable Provision:
□　租税特別措置法施行令第２６条の３０第１４項及び/又は同令第３９条の３３第２項
Paragraph 14 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
□　租税特別措置法施行令第２６条の３０第１５項及び/又は同令第３９条の３３第３項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

⑴　直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name	
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment	
第５号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)	/　/

⑵　他の投資組合契約に関する事項（注１２）
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name	
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit	/　/

６．納税管理人に関する事項（注１４）
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

７．その他参考となるべき事項（注１５）
Others (Note 15)

改　　正　　後	改　　正　　前
（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）	（318　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）
「投資組合契約の外国組合員の課税の特例に関する（変更）申告書」に関する注意事項 INSTRUCTION FOR “APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP”	
注　意　事　項	（同　左）
申告書の提出について 1　この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人（以下併せて「外国組合員」といいます。）が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組合員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。	
2　この申告書は、3通を作成して、投資組合の無限責任組合員で組合利益の配分の取扱いをする者（以下、「配分の取扱者」といいます。）に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち2通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。	
3　添付書類（契約書の写し）は、2通を配分の取扱者を経由して上記2の所轄税務署長に提出してください。	
申告書の記載について 4　申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。 変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。	
5　申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。	
6　申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記2の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。 なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。 また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。	
7　申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。 【記入例】 「2」欄の「持分割合」欄が10%、「3」欄の「持分割合」欄が6%、「4」欄の「2．の組合の投資組合財産に対する	
INSTRUCTIONS	
SUBMISSION OF THE FORM 1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as “the Partnership”) under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred as “the Act”), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).	
2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is an general partner of the Partnership (hereinafter referred to as “the Manager”). The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.	
3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.	
COMPLETION OF THE FORM 4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable. Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the “Name of Partnership” and “Place of Office in Japan, etc.” sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).	
5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the “Domicile, etc.” of box 1.	
6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from “Place of Office in Japan, etc.” “Office in Japan, etc.” means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc. If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the “Domicile, etc.” section of box 2.	
7 Enter the share directly held by applicant in the “Share of Property” and “Share of Distribution of Profit and Loss” section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and “Share mentioned above of Applicant” of box 4 in the parentheses. [Example] In the case that the “Share of Property” of box 2 is 10%, “Share of Property” of box 3 is 6% and “Share of Property	

改　　正　　後	改　　正　　前
（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）	（318　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）
持分割合」欄が７％の場合は、「２」欄の「持分割合」欄の括弧内に 23%（23%＝10%＋６％＋７％）と記載します。	of Partnership Mentioned in Box 2" of Box 4 is 7%, enter "23%" (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of "Share of Property" in box 2.	（同　左）	
8　申告書の「３」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第５項第２号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。	8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.		
9　申告書の「４」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第２項各号に掲げる他の組合（以下、「他の組合」といいます。）が「２」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。	9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as "the Other Partnership") which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.		
10　申告書の「４」欄の「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が２．に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。 【記入例】 申告者が 40%の持分を有しているＡ組合がＢ投資組合（特例適用対象）に対して 15%の持分割合を有している場合は、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「６％」（６％＝40%×15%）と記載します。	10 Enter the other partnership's share of property of the partnership mentioned in box 2 into "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" of box 4; in the same way, fill in "Applicant's Share of Property Mentioned Above." [Example] In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2" and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.		
11　申告書の「５」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 14 項若しくは第 15 項及び/又は同令第 39 条の 33 第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合に、第５号要件（租税特別措置法第 41 条の 21 第１項第５号に掲げる要件をいいます。）を満たす日の前日に有していた恒久的施設（国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。）について記載します。 これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第 26 の 30 第 14 項及び/または同令第 39 条の 33 第２項の適用を受ける場合は⑴を、同じく同令第 26 条の 30 第 15 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の適用を受ける場合は⑴及び⑵を、それぞれ記載してください。	11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent in Japan) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(14) or (15) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act. Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(14) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.		
12　申告書の「５（２）」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 15 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。 なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。 ⑴　全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。 ⑵　本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。	12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act. Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions. (1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted. (2) The application must be submitted to modify information in the "Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit" when the applicant submits the application for another		

改　　正　　後	改　　正　　前
（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）	（318　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）
applicable partnership.	
13　申告書の「３」欄から「５」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「３」欄から「５」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。 13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.	（同　左）
14　申告書の「６」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。 14 Fill in box 6 where the applicant has registered a “tax agent” under the provision of the General Law for National Taxes to the district director of the tax office.	
15　変更申告書として使用する場合には、「７」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「１」欄又は「２」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。 15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.	
この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。 If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Law should be applied or not.	

改　正　後

（334　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）

税務署受付印

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 外国法人の名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

租税特別措置法第67条の16第3項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	平成　年　月　日	変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
（フリガナ） 投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ） 配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（319　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）

税務署受付印

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 外国法人の名称	
本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

租税特別措置法第67条の16第3項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	平成　年　月　日	変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
（フリガナ） 投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ） 配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

21.06

改　正　後

（335　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 外国法人の名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項（恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例）に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用投資組合契約を締結している場合	（フリガナ） 投資組合の名称	
	国内にある事務所等の所在地	
	納税地	
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を	受けている・受けていない
投資組合契約を締結している場合	（フリガナ） 投資組合の名称	
	主たる事務所の所在地	
	租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を	満たしている・満たしていない

内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合	譲渡事業年度終了の日	変更前
内国法人の特殊関係株主等の保有割合	%	%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合		

譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額
		内
		内
		内
		内
		内

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（320　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 外国法人の名称	
本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項（恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例）に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用投資組合契約を締結している場合	（フリガナ） 投資組合の名称	
	国内にある事務所等の所在地	
	納税地	
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を	受けている・受けていない
投資組合契約を締結している場合	（フリガナ） 投資組合の名称	
	主たる事務所の所在地	
	租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を	満たしている・満たしていない

内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合	譲渡事業年度終了の日	変更前
内国法人の特殊関係株主等の保有割合	%	%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合		

譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額
		内
		内
		内
		内
		内

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

21.06

改　正　後

（336　適格口座管理機関の承認申請書）

提出日：

付
受
印

適格口座管理機関の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

国税庁整理欄
For official use only

承認：有、無

この申請書は、租税特別措置法第５条の２（振替国債等の利子の課税の特例）第18項（第５条の３（振替社債等の利子等の課税の特例）第５項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、２頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of paragraph 18 of Article 5-2（including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

国税庁長官　殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ **振替国債の場合**

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ **振替地方債及び振替社債等の場合**

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1　申請をする者に関する事項；
Details of applicant

（フリガナ） Japanese syllabary			代表者名President's Name	
名　称 Name	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office				
営業所等 Branch or office	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。

If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application

☐：別紙添付有り
Separate sheet attached

2　その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

日付
Date

申請者の署名，
Signature of the applicant (authorized official thereof)

改　正　前

（321　適格口座管理機関の承認申請書）

提出日：

付
受
印

適格口座管理機関の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

国税庁整理欄
For official use only

承認：有、無

この申請書は、租税特別措置法第５条の２（振替国債等の利子の課税の特例）第16項（第５条の３（振替社債等の利子等の課税の特例）第５項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、２頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of paragraph 16 of Article 5-2（including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

国税庁長官　殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ **振替国債の場合**

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ **振替地方債及び振替社債等の場合**

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1　申請をする者に関する事項；
Details of applicant

（フリガナ） Japanese syllabary			代表者名　President's Name	
名　称 Name	担当者　Name of contact person	部署　Section	電話番号　Telephone number	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office				
営業所等 Branch or office	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			
	名　称 Name			
	所在地 Address			

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。

If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application

☐：別紙添付有り
Separate sheet attached

2　その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

日付
Date

申請者の署名，
Signature of the applicant (authorized official thereof)

改　　正　　後	改　　正　　前

（336　適格口座管理機関の承認申請書）

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注　意　事　項

申請書の提出について

1　この申請書は、租税特別措置法第５条の２（振替国債等の利子の課税の特例）第18項（第５条の３（振替社債等の利子等の課税の特例）第５項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2　この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3　この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

4　国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

5　申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 18 of Article 5-2 （including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3） of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2　This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC in the case of JLGBs and JCBs.

3　If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

4　If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
□：no announcement desired

Completion of the FORM

5　Applicable boxes must be checked.

□　振替国債の場合(In the case of JGBs)
・　日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証　明　書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の参加者又は間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Direct Participant or Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date　　Signature of authorized official, the Bank of Japan

□　振替地方債の場合(In the case of JLGBs) 及び振替社債等の場合(In the case of JCBs)
・　（株）証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証　明　書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date　　Signature of authorized official, JASDEC

（321　適格口座管理機関の承認申請書）

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注　意　事　項

申請書の提出について

1　この申請書は、租税特別措置法第５条の２（振替国債等の利子の課税の特例）第16項（第５条の３（振替社債等の利子等の課税の特例）第５項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2　この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3　この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

4　国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

5　申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 16 of Article 5-2 （including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3） of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2　This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC in the case of JLGBs and JCBs.

3　If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

4　If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
□：no announcement desired

Completion of the FORM

5　Applicable boxes must be checked.

□　振替国債の場合(In the case of JGBs)
・　日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証　明　書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の参加者又は間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Direct Participant or Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date　　Signature of authorized official, the Bank of Japan

□　振替地方債の場合(In the case of JLGBs) 及び振替社債等の場合(In the case of JCBs)
・　（株）証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証　明　書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date　　Signature of authorized official, JASDEC

改　　正　　後	改　　正　　前
（325　光ディスク等による提出の承認申請書）	（325　光ディスク等による提出の承認申請書）
（廃　止）	

光ディスク等による提出の承認申請書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　　年　　月　　日	（フリガナ） 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話　　－　　－
	（フリガナ） 営業所長氏名	㊞
税務署長殿	（フリガナ） 作成担当者	

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供については、租税特別措置法第37条の14第9項第2号に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提出開始年月	平成　　年　　月
光ディスク等の種類	ＦＤ　・　ＭＯ　・　ＣＤ　・　ＤＶＤ　（裏面も記載願います。）
参考事項	

（注）提出された光ディスク等は返却できません。

※税務署処理欄								処理事績		
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		処理内容	承認・みなし・却下
	決裁	・　・							通知年月日	・　・
	通信日付印	・　・			確認印		通知書		（却下理由）	
	（摘要）									

（規格Ａ４）

26. 03 改正

改　　正　　後

（325　光ディスク等による提出の承認申請書）

（廃　止）

改　　正　　前

（325　光ディスク等による提出の承認申請書）

（裏面）

次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んで記入してください。
なお、該当項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記載してください。

項目＼種類		ＦＤ	ＭＯ	ＣＤ	ＤＶＤ
光ディスク等の規格等	サ　イ　ズ	3.5インチ	3.5インチ	12ｃｍ	12ｃｍ
	規　　格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	ＣＤ－Ｒ	ＤＶＤ－Ｒ
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS（FAT 形式）		ISO9660(Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV（カンマ区切形式）			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第１水準及び第２水準			

※　書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

光ディスク等による提出の承認申請書の記載要領等

⑴　この申請書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出するものです。
⑵　この申請書を提出した日から２月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知、又は承認をしないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。
⑶　「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
⑷　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（326　光ディスク等による提出の取りやめ届出書）	（326　光ディスク等による提出の取りやめ届出書）
（廃　止）	

光ディスク等による提出の取りやめ届出書

税務署受付印

	※局署整理番号	
平成　　年　　月　　日	（フリガナ） 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話　　－　　－
	（フリガナ） 営業所長氏名	㊞
税務署長殿	（フリガナ） 作成担当者氏名	

平成　　年　　月　　日から租税特別措置法第37条の14第9項第2号に定める光ディスク等による提出を取りやめることとしたので届け出ます。

承認番号	
光ディスク等による提出を取りやめようとする理由	
参考事項	

（規格A4）

※税務署処理欄	確認	備考

（注意事項）

⑴　この届出書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、光ディスク等による提出を取りやめる場合に提出するものです。

⑵　「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。

⑶　「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。

⑷　「※」欄は、記載しないでください。

25．09

改　　正　　後	改　　正　　前
（327　光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表）	（327　光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表）
（廃　止）	**光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表**

税務署受付印

	承認番号	
平成　年　月　日	（フリガナ） 営業所名称	
	営業所所在地	〒　－ 電話　－　－
	（フリガナ） 営業所長氏名	㊞
税務署長殿	（フリガナ） 作成担当者	

租税特別措置法第37条の14第9項第2号及び第13項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項並びに同令第25条の13の3第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について光ディスク等を提出する方法により提供します。

	光ディスク等の番号	光ディスク等により提供する事項	光ディスク等の種類	ファイル件数	提供件数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

光ディスク等の総枚数		
うち光ディスク等の正本の合計枚数		
うち光ディスク等の副本の合計枚数		

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	回付	年　月　日	入力	年　月　日	確認印	

25. 06

改　　正　　後	改　　正　　前
（327　光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表）	（327　光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表）
（廃　止）	**光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表の記載要領等** 1　金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第９項第２号及び第13項、租税特別措置法施行令第25条の13の２第４項並びに同令第25条の13の３第２項の規定に基づき、それぞれに掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に光ディスク等を提出する方法により提供する場合には、当該光ディスク等にこの提供件数表を添付して当該所轄税務署長に提出してください。 2　この提供件数表は２部提出してください。 3　この提供件数表は、次により記載してください。 ⑴　「営業所名称」欄には金融商品取引業者等の営業所の名称を、「営業所所在地」欄には金融商品取引業者等の営業所の所在地を、「営業所長氏名」欄には金融商品取引業者等の営業所の長の氏名を、「作成担当者」欄には金融商品取引業者等の営業所の作成担当者の所属及び氏名を記載してください。 ⑵　「光ディスク等の番号」欄には、提出する光ディスク等の番号を記載してください。 なお、光ディスク等の番号は、光ディスク等の提出年月日の年（西暦下２桁）、月（２桁）、日（２桁）及び一連番号２桁により付番します。 （例）平成25年（2013年）10月1日に提出する3枚目の光ディスク等の番号　→　「13100103」 ⑶　「光ディスク等により提供する事項」欄には次に掲げる表の「略称」欄の略称を記載してください。 なお、１枚の光ディスク等に複数種類の事項を記録する場合には、全ての事項の略称を記載してください。 （例）１枚の光ディスク等に「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を記録した場合　→　「交、確」 ⑷　「光ディスク等の種類」欄には、提出する光ディスク等の種類（FD、MO、CD又はDVD）を記載してください。 ⑸　「ファイル件数」欄には、提出する光ディスク等に格納されたファイルの件数を記載してください。 ⑹　「提供件数」欄には、提出する光ディスク等に格納したファイルに記録されている⑶に掲げる事項の件数の合計を記載してください。 ⑺　光ディスク等に格納したファイルの暗号化処理を行った場合には、「備考」欄に「暗号化処理済」と記載してください。 ⑻　「光ディスク等の総枚数」欄には、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。 なお、提出する提供件数表が２枚以上にわたる場合には、１枚目の提供件数表の「光ディスク等の総枚数」欄にのみ、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。 ⑼　「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、正本の枚数を、「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、副本の枚数を、それぞれ記載してください。 なお、提供する提供件数表が２枚以上にわたる場合には、１枚目の提供件数表の「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄」及び「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄にのみ、提出する光ディスク等の正本の枚数及び副本の枚数を、それぞれ記載してください。 おって、光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出するので、正本の枚数と副本の枚数は同じ枚数になります。 ⑽　「※」欄は、記載しないでください。

光ディスク等により提供する事項	略称
①　非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	交
②　非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	確
③　非課税口座異動届出書に記載された事項等	異
④　非課税口座移管依頼書に記載された事項等	移
⑤　金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項	事

改　　正　　後	改　　正　　前
（328　光ディスク等による提出の承認通知書） （廃　止）	（328　光ディスク等による提出の承認通知書） 営業所所在地 営業所名称 営業所長氏名　殿 第　　号 平成　　年　　月　　日 税務署長 財務事務官 ㊞ **光ディスク等による提出の承認通知書** 平成　　年　　月　　日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 承認番号 （規格Ａ４） **26.06 改正**

改　　正　　後	改　　正　　前
(329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) (廃　止)	(329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) 第　　号 平成　　年　　月　　日 営業所所在地 営業所名称 営業所長氏名　　殿 税務署長 財務事務官　　㊞ **光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書** 平成　　年　　月　　日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) (規格Ａ４) **26.06 改正**

改　　正　　後	改　　正　　前
（329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書） （廃　止）	（329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書） **不服申立て等について** **【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○　異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○　なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 **【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改　　正　　後

（329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書）

（廃　止）

改　　正　　前

（329　光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書）

光ディスク等による提出の承認通知書

光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書

1　使用目的

「光ディスク等による提出の承認通知書」及び「光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書」は、光ディスク等による提出の承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「平成　年　月　日付でされた」の空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。
（却下通知書の）「（処分の理由）」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教　　示	「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改　正　後

（340　本店等一括提供に係る承認申請書）

本店等一括提供に係る承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

営業所所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 営業所名称	
個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
（フリガナ） 営業所長氏名	㊞
（フリガナ） 作成担当者	

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第23項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	□　下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため □　その他（　　）
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄									
起案 ・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・みなし・却下	
決裁 ・ ・							通知年月日	・ ・	
通信日付印 ・ ・			確認印		通知書		（却下理由）		
（摘要）									

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（規格A4）

27.06 改正

改　正　前

（330　本店等一括提供に係る承認申請書）

本店等一括提供に係る承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 営業所名称	
営業所所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 営業所長氏名	㊞
（フリガナ） 作成担当者	

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、

（租税特別措置法第37条の14第23項
平成26年改正租税特別措置法附則第61条第4項）に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	□　下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため □　その他（　　）
提供方法	e-Tax　・　光ディスク等
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄									
起案 ・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・みなし・却下	
決裁 ・ ・							通知年月日	・ ・	
通信日付印 ・ ・			確認印		通知書		（却下理由）		
（摘要）									

（規格A4）

26. 03

改　　正　　後	改　　正　　前
（340　本店等一括提供に係る承認申請書）	（330　本店等一括提供に係る承認申請書）
（裏面）	（裏面）
本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等	**本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等**
1　本店等一括提供の制度について ⑴　この申請書は、租税特別措置法第37条の14第23項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供（以下「申請事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。 （注）　この申請書を提出した日から２月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。 ⑵　この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。	**1　本店等一括提供の制度について** ⑴　この申請書は、租税特別措置法第37条の14第23項の規定により、又は、平成26年改正租税特別措置法附則第61条第４項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供（以下「申請事項等の提供」といいます。）について、光ディスク等又は国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。 （注）１　この申請書を提出した日から２月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。 ２　平成26年改正租税特別措置法附則第61条第４項の規定により、承認を受けようとする場合は、平成26年４月１日から平成26年12月31日までの間に、支店等の所在地の所轄税務署に申請書を提出してください。 ⑵　この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。
2　各欄の記載方法 ⑴　「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。 ⑵　「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。 ⑶　「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。 ⑷　「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。 （削　除） ⑸　「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る申請事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。 ⑹　「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。 ⑺　「※」欄は、記載しないでください。	**2　各欄の記載方法** ⑴　「営業所名称」、「営業所所在地」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の名称及び営業所の所在地並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。 ⑵　「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。 ⑶　「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。 ⑷　「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。 ⑸　「提供方法」欄には、いずれかの方法を選択して○で囲んでください。 ⑹　「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る申請事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。 ⑺　「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。 ⑻　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 **（適用時期）** 　この法令解釈通達による改正後の 197-3、198-3、199-3、200-2、217-2 及び 218-2 の取扱いについては平成 28 年 1 月 1 日から適用する。	（新　設）